# 阿見 町議会会議録

平成22年第1回定例会 (平成22年3月2日~3月18日)

阿見町議会

# 平成22年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示 ····································	1
◎会期日程	2
◎第1号(3月2日)	5
○出席, 欠席議員	5
〇出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
<ul><li>議席の指定について</li></ul>	9
• 会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
• 諸般の報告	1 0
<ul><li>常任委員会委員の指名について</li></ul>	1 1
<ul><li>議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)</li></ul>	1 1
<ul><li>議案第2号(上程,説明,質疑,委員会付託)</li></ul>	1 2
<ul><li>議案第3号(上程,説明,質疑,委員会付託)</li></ul>	1 3
・議案第4号から議案第11号(上程,説明,質疑,委員会付託)	1 4
・議案第12号から議案第19号(上程,説明,質疑,委員会付託)	1 6
• 議案第 2 0 号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	2 1
・議案第21号から議案第28号(上程,説明,質疑,委員会付託)	3 4
• 議案第 2 9 号(上程,説明,質疑,委員会付託) ····································	4 8
・議案第30号から議案第31号(上程,説明,質疑,委員会付託)	4 9
○散 会	4 9
◎第2号(3月3日)	5 1
○出席,欠席議員	5 1
〇出席説明員及び会議書記	5 1
○議事日程第2号	5 3
○一般質問通告事項一覧	5 4
○開 議	5 5
• 一般質問	5 5
柴原 成一	5 5
細田 正幸	6 1
藤井 孝幸	6 4
浅野 栄子	6 8
難波 千香子	7 7
<ul><li>休会の件</li></ul>	8 7
○散 会	8 7

◎第3号(3月18日)89
○出席,欠席議員
○出席説明員及び会議書記
○議事日程第3号 9 1
○開 議9 2
• 議案第 2 号(委員長報告,討論,採決) ······ 9 2
• 議案第 3 号(委員長報告,討論,採決) ······ 9 4
・議案第4号から議案第11号(委員長報告,討論,採決) 9 6
・議案第12号から議案第19号(委員長報告,討論,採決) 100
・議案第20号(委員長報告, 討論, 採決) ···································
・議案第21号から議案第28号(委員長報告,討論,採決) 1 1 1
・議案第29号(委員長報告, 討論, 採決) ···································
・議案第30号から議案第31号(委員長報告,討論,採決) 117
<ul><li>議員提出議案第1号(上程,説明,質疑,討論,採決)118</li></ul>
・阿見町農業委員会委員の推薦いついて(上程, 採決)
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査
について
○閉 会

第1回定例会

# 阿見町告示第 200 号

平成22年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。 平成22年2月23日

阿見町長 川田弘二

1 期 日 平成22年3月2日

2 場 所 阿見町議会議場

# 平成22年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	3月2日	(火)	午前10時	本会議	<ul><li>・ 開会</li><li>・ 議案上程</li><li>・ 提案理由の説明</li><li>・ 質疑</li><li>・ 委員会付託</li></ul>
第2日	3月3日	(水)	午前10時	本会議	• 一般質問
第3日	3月4日	(木)	午前10時	委員会	・総 務 (議案審査)
第4日	3月5日	(金)	午前10時	委員会	・民生教育(議案審査)
第5日	3月6日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	3月7日	(目)	休	会	・議案調査
第7日	3月8日	(月)	午前10時	委員会	・産業建設(議案審査)
第8日	3月9日	(火)	休	会	・議案調査
第9日	3月10日	(水)	休	会	・議案調査
第 10 日	3月11日	(木)	休	会	・議案調査
第 11 日	3月12日	(金)	休	会	• 議案調査

第 12 日	3月13日	(土)	休	会	・議案調査
第 13 日	3月14日	(日)	休	会	・議案調査
第 14 日	3月15日	(月)	休	会	・議案調査
第 15 日	3月16日	(火)	休	会	• 議案調査
第 16 日	3月17日	(水)	休	会	• 議案調査
第 17 日	3月18日	(木)	午前 10 時	本会議	<ul><li>・委員長報告</li><li>・討論</li><li>・採決</li><li>・閉会</li></ul>

第 1 号

[ 3月2日]

# 平成22年第1回阿見町議会定例会会議録(第1号)

平成22年3月2日(第1日)

# ○出席議員

諏訪原 実 君 1番 2番 久保谷 充 君 秀 慈 君 3番 川畑 難波 千香子 4番 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 君 7番 浅 野 栄 子 君 孝 8番 藤井 幸君 平岡 9番 博 君 10番 久保谷 実 君 11番 吉 田 憲 市君 12番 石 井 早 苗 君 13番 小松沢 秀 幸君 14番 倉 持 松 雄 君 孝 志君 15番 大 野 16番 櫛 田 豊 君 17番 佐 藤 明 君 幸 18番 細 田 正 幸君

## ○欠席議員

なし

# ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

田弘二君 町 長 Ш 副 長 町 大 﨑 誠 君 教 育 長 青 Щ 壽々子 君 総 務 部 長 坪 田 匡 弘 君 民 生 部 長 横 田 健 君 忠 生活産業部長 川村 男 君 都市整備部長 田 康 司 君 桑 育 次 長 横 充 新 君 教 田 消 防 長 瀬 尾 房 雄 君 総 務 課 長 篠原尚彦 君

企画財政課長 篠崎慎一君 国保年金課長 吉 田 衛 君 環境課長 大 野 利 明 君 町民活動推進課長 飯 野 利 明 君 設 課 耕一 建 長 浅 野 君 道 課 長 水 坪 田 博 君 予科練平和記念館 湯原 幸徳君 整備推進室長 学校教育課長 黒 井 寛 君

# ○議会事務局出席者

 事 務 局 長 小 口 勝 美

 書 記 山 崎 貴 之

#### 平成22年第1回阿見町議会定例会

#### 議事日程第1号

平成22年3月2日 午前10時開会・開議

- 日程第1 議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 常任委員会委員の署名について
- 日程第6 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度阿見町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第7 議案第 2号 阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第 3号 阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について
- 日程第9 議案第 4号 阿見町行政組織条例の一部改正について
  - 議案第 5号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
  - 議案第 6号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - 議案第 7号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 議案第 8号 阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例等の一部改正について
  - 議案第 9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
  - 議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
  - 議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正について
- 日程第10 議案第12号 平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)
  - 議案第13号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第14号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第15号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第16号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第17号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第18号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)
  - 議案第19号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第20号 平成22年度阿見町一般会計予算

日程第12 議案第21号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成22年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第24号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第25号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第26号 平成22年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 平成22年度阿見町水道事業会計予算

日程第13 議案第29号 町の区域の設定について

日程第14 議案第30号 町道路線の廃止について

議案第31号 町道路線の認定について

#### 午前10時00分開会

○議長(諏訪原実君) それでは皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成22年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

#### 議席の指定について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,議席の指定を行います。

今回当選されました平岡博君と石井早苗君の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

平岡博君を9番,石井早苗君を12番に指定いたします。

## 会議録署名議員の指名について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 藤井孝幸君

9番 平岡 博君

を指名いたします。

#### 会期の決定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第3、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る2月24日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

#### 〔議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇〕

○議会運営委員会委員長(小松沢秀幸君) 会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成22年第1回定例会につきまして、去る2月24日、議会運営委員会を開催をいたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から3月の18日までの17日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提 案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目, 3月3日は午前10時から本会議で一般質問, 5名。

3日目,3月4日は委員会で午前10時から総務常任委員会。

4日目,3月5日は委員会で午前10時から民生教育常任委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目, 3月8日は委員会で午前10時から産業建設常任委員会。

8日目から16日までは休会で議案調査。

17 日目, 3月 18 日は最終日となりますが,午前 10 時から本会議で,委員長報告,討論,採決,閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成をいたしました。各議員の御協力を よろしくお願いをいたしまして、報告といたします。

○議長(諏訪原実君) お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月18日までの17日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの17日間と決定いたしました。

#### 諸般の報告

○議長(諏訪原実君) 次に日程第4,諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本定例会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第31号の31件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について、「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情の2件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成 21 年 11 月分から平成 22 年 1 月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告をいたします。

次に,本定例会に説明員として地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は,お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。 次に、平成21年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、3月1日付で町長から報告が ありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、1名欠員となっておりました議会運営委員会の委員につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、平成22年2月3日に藤井孝幸君を議会運営委員会の委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

常任委員会委員の指名について

○ 議長(諏訪原実君) 次に、日程第5、常任委員会委員の指名について。本件につきましては、 委員会条例第5条第1項の規定により、それぞれ指名いたします。

石井早苗君を総務常任委員会委員、平岡博君を産業建設常任委員会委員に指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度阿見町一般会計補正予算(第7号))

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第6、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(平成21年度阿見町一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日は、平成 22 年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

御承知のように、2月21日に12年ぶりの町長選挙が行われました。その結果、新しい町長が決まったわけでありますが、私の任期が3月19日まであるということで、私にとって最後の議会になりますこの第1回定例会を、取り仕切らせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第1号の専決処分の承認を求める一般会計補正予算(第7号)について、提案理由を申し上げます。

本案は既定の予算額に 1,263 万 3,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 144 億 3,554 万 7,000 円とするものであります。その内容としましては、町議会議員に欠員が生じ、補欠選挙を実施するに当たり、歳入で前年度繰越金、歳出では町議会議員補欠選挙事業関係経費の計上について、地方自治法第 179 条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,御承認いただきますようお願い申し上げます。 〇議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。 これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。議案第1号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案どおり承認する ことに決しました。

議案第2号 阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第7、議案第2号、阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

〇町長(川田弘二君) 次に、議案第2号、阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定につきまして申し上げます。

本案は、土採取事業について適正な規制を行うことにより、土採取事業に伴うごみの不法投棄や土採 取場周辺における自然環境の破壊や災害の発生などを防止するとともに、土採取場の跡地の適正な整備 を図り、住民の安全保持及び環境保全に資することを目的として制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月18日の本会議において,審査の結果を報告 されるようお願いをいたします。

#### 議案第3号 阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第8、議案第3号、阿見町男女共同参画社会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

# [町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) 次に,議案第3号,阿見町男女共同参画社会基本条例の制定につきまして申し上げます。

本案は、阿見町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町・町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的に条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。なお、本案については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

#### 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月18日の本会議において,審査の結果を報告 されるようお願いをいたします。 議案第 4号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第 5号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 6号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 7号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 8号 阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例等の一部改正について

議案第 9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第9、議案第4号、阿見町行政組織条例の一部改正について、議案第5号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第6号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第7号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第8号、阿見町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部改正について、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) 続きまして、議案第4号から議案第 11 号までの条例改正について申し上げます。

まず、議案第4号、阿見町行政組織条例の一部改正について申し上げます。

本案は、予科練平和記念館整備推進室の閉鎖に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、平成 20 年 8 月 11 日付の人事院勧告を受けて、国家公務員の勤務時間短縮の一部法改正が行われ、地方自治体においても職員の勤務時間の短縮が行われていることから、平成 22 年 5 月 1 日から職員の勤務時間を 1 日当たり 15 分短縮し、1日 7 時間 45 分、1 週 38 時間 45 分に改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第5号の改正に関連する、育児休業短時間勤務職員の勤務時間の形態を規程する部分について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第5号の改正に関連する、再任用短時間勤務職員・育児時間勤務職員の時間外勤務手当の支給割合を規程する部分について所要の改正を行うものであります。また、給与制度において一般職の職員の職務給における職務分類表を見直し、平成22年4月1日から行政職給料表を7級制とし、1級1職制とするため、関連する規程について所要の改正を行い、あわせて阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、阿見町職員の旅費に関する条例の所要の改正を行うものです。

次に,議案第8号,阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例等の一部を改正する条例 について申し上げます。

現在,町の財政状況は,町税等の一般財源確保が非常に困難な状況にあります。そのため,基金積立金について安全性を十分に考慮した上で,国債・地方債など安全性の高い有価証券等で運用し,少しでも運用益を得る必要があると考え,有価証券での運用ができる規定を設けるための,各種基金条例の一部改正を行うものであります。

また、基金条例の規定は、基金の目的や性格に応じた箇所を除き定型的なものが多いため、今回の改正に合わせて、名称、規定や文言について統一を図るための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、母子家庭、父子家庭及び重度心身障害者の受給資格要件について、所要の改正を行うものであります。まず、母子家庭及び父子家庭における一人親とみなされる後期高齢者医療制度の被保険者につきましては、茨城県医療福祉対策実施要領、及び町医療福祉費支給に関する条例により、母子家庭及び父子家庭における一人親の受給資格要件から除かれていたため、医療費助成の対象外となっておりました。

そのため、対象外となっている被保険者を助成の対象とし、経済的負担を軽減するとともに、生活の 安定を図るとする県医療福祉対策実施要領の改正が行われたことから、町医療福祉費支給に関する条例 においても同様の改正を行うものであります。また、重度心身障害者の受給資格要件におきましては、 肝臓機能障害を追加する国の身体障害認定基準の取り扱い、及び身体障害者福祉法施行規則の改正が行 われたことから、同様の改正を行うものであります。

次に、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は,議案第3号,阿見町男女共同参画社会基本条例の制定及び阿見町予科練平和記念館歴史委員会規則に関連する所要の改正を行うものです。

次に,議案第 11 号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第 10 号と同じく、議案第 3 号、阿見町男女共同参画社会基本条例の制定及び阿見町予 科練平和記念館歴史委員会規則に関連する所要の改正を行うものです。また、環境保全監視嘱託員につ きましては、環境保全に関する業務内容に適正に対応した報酬を定めることが必要になり、所要の改正 を行うものであります。

以上,議案第4号から第 11 号までの提案理由を申し上げましたが,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案8件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は 簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

質疑ありませんか。

#### 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号から議案第11号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上,来る3月18日の本会議において,審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第12号 平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

議案第13号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第15号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第16号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第17号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第18号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第 10、議案第 12 号、平成 21 年度阿見町一般会計補正予算(第 8 号)、議案第 13 号、平成 21 年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)、議案第 14 号、平成 21 年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)、議案第 15 号、平成 21 年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第 2 号)、議案第 16 号、平成 21 年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第 4 号)、議案第 17 号、平成 21 年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)、議案第 18 号、平成 21 年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)、議案第 19 号、平成 21 年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)、以上 8 件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

〇町長(川田弘二君) 続きまして,議案第 12 号から第 19 号までの補正予算について,提案理由を申し上げます。

まず、議案第12号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額から 2 億 3,809 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 141 億 9,745 万 1,000 円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

2ページの第1表, 歳入歳出予算補正について, 歳入からその主なものを申し上げます。

第1款町税では、昨年度からの景気後退の影響により企業収益が低迷しており、大規模法人の大幅な減収が見込まれるため、町民税法人税割を減額。

第8款自動車取得税交付金では、エコカー減税の影響等により同交付金を減額。

第 15 款国庫支出金では、学校耐震化事業の財源である安全・安心な学校づくり交付金を増額。そのほか、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を新規計上するものであります。

第 16 款県支出金では、被用者小学校修了前特例給付負担金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金を減額。

第18款寄附金では、寄附の増に伴い、予科練平和記念館整備管理基金指定寄附金を増額。

第 19 款繰入金では、老人保健特別会計の前年度繰越金相当額を一般会計に繰り入れするため、老人保健特別会計繰入金を増額する一方、事業費の確定などに伴いその財源を調整するため、公共公益施設整備基金繰入金を減額するものであります。

第20款繰越金では、歳出の財源に充てるため前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、阿見吉原地区道路整備負担金を減額。

第 22 款町債では、事業費の減及び補助金の増額に伴い、まちづくり交付金事業債を減額する一方、 学校施設耐震化事業債を増額するものであります。

次に、4ページからの歳出でありますが、事業費の確定などによる計上が主なものとなっております。 第1款議会費では、議員報酬関係経費で議員報酬を減額。

第2款総務費では、一般管理費で行政情報ネットワーク運営事業及び住民情報ネットワーク運営事業 の電算システムの委託料及び使賃料を、財産管理費で印刷製本費を減額するものであります。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国保財政安定化支援にかかる繰出額の確定に伴い、国民健康保 険特別会計繰出金を増額。保育所費では保育所運営費の各種賃金及び管外保育委託料を減額。

第4款衛生費では、保健衛生総務費で母子保健事業の健康診断等委託料、予防費で新型インフルエンザワクチン接種費助成費、健康増進費で健康診断等委託料、塵芥処理費で霞クリーンセンター運営費及び維持管理費の各種委託料をそれぞれ減額するものであります。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、農業振興推進事業のふるさと雇用再生特別基金事業関連の 業務委託料、農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金を減額。

第7款土木費では、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として道路橋梁費で道路維持費の維持補修工事及び道路新設改良費の排水路工事、都市計画費で都市排水路費の排水路工事を増額。一方、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を公園費で霞ヶ浦平和記念公園整備工事を、開発費で吉原地区道路整備委託料を減額するものであります。

第8款消防費では、非常備消防費で団員報酬・福利厚生費の報償金を減額。

第9款教育費では、事務局費で幼稚園就園奨励事業の奨励費補助金、予科練平和記念館費で予科練平和記念館整備事業の印刷製本費及び業務委託料を減額。一方、中学校学校管理費の学校施設整備事業で学校耐震化事業の補助事業採択に伴い、阿見中学校の耐震補強工事を増額するものであります。

第11款公債費では、元金及び利子の償還費を減額。

第 12 款諸支出金では,予科練平和記念館整備管理基金積立金を増額するものであります。

次に、6ページの第2表、繰越明許費補正でありますが、財産管理費ほか17件について、それぞれ 年度内に事業完了とならないことから翌年度に繰り越しするものであります。 7ページの第3表,地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第13号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に2億6,274万円を追加し、歳入歳出それぞれ49億2,178万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、交付額の確定に伴い療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金を増額。 一般会計からの国保財政安定化支援にかかる繰出金の確定に伴い、一般会計繰入金を増額。そのほか、 前年度からの繰越金を増額するものであります。

歳出では、一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費を増額する一方、老人保健医療費 拠出金を減額するものであります。

次に、議案第14号、公共下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額から 2,244 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 22 億 5,532 万 5,000 円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。歳入の主な内容としましては、繰越金を増額する一方、財源調整のため一般会計繰入金を減額。

歳出では、下水流量の減に伴い霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理費負担金を減額するほか、公共下水道整備事業で、調整池整備工事を増額する一方、下水道工事を減額するものであります。

次に、4ページの繰越明許費でありますが、公共下水道整備事業につきましては、関連事業との調整に伴い吉原東地区下水道工事が遅延となることにより、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金につきましては、霞ヶ浦浄化センターの焼却施設関連工事の遅延により、それぞれ年度内に事業完了とならないことから、翌年度に繰り越しするものであります。地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第15号、老人保健特別会計補正予算についてであります。

本案は、既定の予算額に 4,800 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 6,360 万 2,000 円とするものであります。

その主な内容としましては、前年度繰越金相当額を一般会計に繰り出しするもので、その財源としましては、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第16号、土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から 9,476 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 9,894 万 3,000 円とするほか、地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、本郷第一土地区画整理事業の保留地処分金を減額する一方、同事業の 繰越金を増額。

歳出では、事業費の確定により本郷第一土地区画整理事業における公園整備工事及び整地等工事を減額するものであります。

3ページの地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第17号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から 1,498 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 3,054 万 5,000 円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容としましては、事業費の確定等により一般会計繰入金及び町債を減額する一方、消費 税還付金の額確定により諸収入を増額。 歳出では、事業費の確定により実穀上長地区の下水道工事を減額するものであります。

4ページの繰越明許費でありますが、汚水処理施設工事の遅延により、年度内に事業完了とならない ことから翌年度に繰り越しするものであります。

地方債補正につきましては、事業費の確定により限度額を変更するものであります。

次に、議案第18号、介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に 172 万 1,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 20 億 4,363 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料の軽減措置による収入の減により保険料を減額する一方、保険 給付費の増に伴い支払基金交付金を増額、そのほか、前年度繰越金を増額するものであります。

歳出では、利用者及び対象者の増等に伴い施設介護サービス給付費及び高額医療合算介護サービス費 を増額。そのほか、財源調整のため介護給付費準備基金積立金を減額するものであります。

次に、議案第19号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から 241 万を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 8,070 万 4,000 円とするものであります。

歳入の主な内容としましては、前年度の実績精算に伴い諸収入の後期高齢者医療療養給付費負担金精 算金を増額する一方、財源調整のため療養給付費等負担金繰入金を減額。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への事務費負担の確定に伴い、同負担金を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。なお、本案8件については委員会の付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 議案 12号の平成 21年度阿見町一般会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

昨年,アウトレットの周辺に町の物産館を設けるということで 600 万ぐらい補正予算取ったと思うんですけども、場所がなかなか、いい場所が見当たらないということで、その予算が執行されないでいると思いますけれども、その予算は、今度の補正予算の中ではどこに該当されているのかお聞きしたいというふうに思います。

6ページの繰越明許費の中に入っているのかなとも思うんですけども、御説明お願いします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長(川村忠男君) お答えいたします。

今,細田議員のほうから補正で 600 万ですね,アウトレット周辺での物産展を実施するための予算を補正でということでありましたけども,その予算については補正では確保はしておりません。その時点でまだまだ不透明なところが多いというようなことで,補正には至らずということで,今現在,関係機関と協議中ということであります。

以上です。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

- ○18番(細田正幸君) 実際に金額は、まあ上げなかったっつうことなんですけども、当然今年度換地が終われば、やはり物産館をどうするかという問題は出てくると思うんですけども、それはその時点で予算をつけるという意味なんですか。協議中っていうことは。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長川村忠男君。
- ○生活産業部長(川村忠男君) その件に関してはですね、協議がまとまり次第、とりあえず組織を立ち上げましたので、そちらのほうから町のほうに一応計画書を提出していただくと、それに基づいて補正をするかどうかはこちらで、町のほうで検討するということでございます。
- ○18番(細田正幸君) はい、わかりました。
- ○議長(諏訪原実君) ほかにありませんか。

はい、十……。

[「忘れないでくださいね」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 16番櫛田豊君。

番号が見えん……。はい。

- ○16番(櫛田 豊君) 17番。番号が見えないのか、しばらく来てないからわからないのか。 [「いやいや」と呼ぶ者あり]
- ○16番(櫛田 豊君) そこら辺のところ。

[「番号が見えないので失礼しました」と呼ぶ者あり]

○16番(櫛田 豊君) 3日,4日ぐらい前だと思うんですが、常陽新聞に、今日の補正の問題に関係あるのかと言われればわかりませんから、ない場合には執行部のほうで断ってください。

実は新聞等で、当時阿見町のごみ焼却場の問題で今、談合問題で新聞に載ってました。経過について この場で御説明いただけるのか、それともこれは違うぞというのであれば結構ですから、御答弁をお願 いします。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

今回の補正予算とは直接関係がございませんので、後で詳しく経過は御説明したいと思いますけども、かつて談合問題、関係5社で談合問題があったということで、公正取引委員会でその談合があったということを認めました。で、その後ですね、その関係5社が裁判を行いまして、その談合あったというのは不当だろうという裁判をやったんですけども、昨年最高裁まで行きまして、それが却下ということになりまして、それで談合があったという事実が確定したわけです。

で、阿見町もですね、今の霞クリーンセンター建設の際に、その関係5社のうち4社が入札に参加しておりまして、その公正取引委員会が談合があったという案件ずらっと表示をしたんですけれども、その中に入っております。

ということですので、簡単に経過を申し上げますとそういうことですので、町の今の考え方としましては、談合があったということで、それなりの損害ですか、何だったっけ……。独占禁止法による損害賠償を請求したいというふうに考えておりまして、ただ、そのやり方といいますか、それは今顧問弁護士さんとも協議中というのと、ほかの自治体でもかなり同じような件数がありますので、そういった推移も今調査をしているというところでございます。

○議長(諏訪原実君) 櫛田豊君。

○16番(櫛田 豊君) ということで、部長のほうの答弁で結構なんですが、これは今度予算委員会が、この後委員会付託であるわけなんですが、この補正のほうでもあるんですが、それはそのときに総務委員会のほうでは質問できるんですか。できないんでしょうか。

答弁願います。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、まだ町のほうの結論、方向は出ていないんですけども、今までの経過 につきまして、ということで委員会で御説明したいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 16番櫛田豊君。
- ○16番(櫛田 豊君) 金額が金額ということなんでね、阿見町の場合には97.97%の落札率だというような状況も書いてあるんですよ。ですから、これは大きな、当時大きなお金だったなあと思うんですけど、そういう中での97.97%という落札率ということは、かなりの談合の疑いがあるというふうになったわけでしょうから、そこら辺のところもきちっと総務委員会のときに説明をいただき、質問していきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 12 号から議案第 19 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託すること に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

議案第20号 平成22年度阿見町一般会計予算

〇 議長(諏訪原実君) 次に,日程第11,議案第20号,平成22年度阿見町一般会計予算を議題 といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 平成 22 年度予算につきましては、3 月 20 日から新町長が就任いたしますので、いわゆる骨格予算として編成させていただき、経常的経費の計上を基本に、新規の施策については、次期町長の政策的判断にゆだねることが望ましいと考え、予算計上を手控えることといたしました。

骨格予算編成の具体的な方針を申し上げますと、1点目は、新規の事業は計上しないこととしております。ただし、国県の指定統計、選挙関係及び緊急性が高く、当初から予算組みをしなければ町民生活等に影響が出ると判断するものは計上しております。2点目は、経常的経費及び債務負担行為に伴う予算については計上しております。3点目は、施設の維持補修的な工事費及び営繕補修については、その必要性を判断し計上しております。

4点目は、町政運営上、平成22年度4月から7月までの4カ月間の期間でなければ施行できない事業等は、その必要性及び継続性を判断して計上しております。5点目は、財源調整については、繰入金などで行っております。なお、骨格予算に計上していない新規事業予算等については、肉づけ予算として、今後、補正予算に計上されていくことになろうかと思います。

それでは、この方針を基本に編成しました、議案第 20 号、平成 22 年度一般会計予算の概要について申し上げます。

まず、予算編成の考え方については、歳入面で町税など一般財源の減少が見込まれたことや、歳出面で他会計への繰出金や公債費が高負担となっており、あらゆる財源確保策を講ずるとともに、一層の歳出削減に取り組み、町民生活の向上のために真に必要な事業を推進することを基本として、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を念頭に置き、予算編成に取り組んだものであります。

一般会計の予算総額は、127億700万円で、前年度と比較しますと5.6%の減となっております。

この減の主な理由としましては、子ども手当の新規計上がある一方で、政策的な経費を除く骨格的な 予算としたことによるものであります。

歳入におきましては、円高の影響等により企業収益が減少傾向にあるなど引き続き景気の低迷が予測されるため、法人町民税の大幅な減収が見込まれ、町税全体で 5.6%の減額計上。

その一方,地方交付税では,法人町民税の減収が反映し,基準財政収入額が大幅な減となり,普通交付税は平成21年度同様交付が見込まれるため,交付税全体で163.3%の増額計上。町債では地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の増がある一方,予科練平和記念館建設事業債の皆減などにより,町債全体では32.9%の減額計上となっております。

次に、7ページの債務負担行為につきましては、新給食センター施設整備・管理運営委託など 12 件について、期間と限度額を設定するものであります。

8ページの地方債につきましては、まちづくり交付金事業など3件について、限度額、利率等を設定するものであります。

以上,一般会計予算の概要について申し上げましたが,具体的な内容につきましては,担当部長に説明させますので,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○ 総務部長(坪田匡弘君) それでは、議案第 20 号、平成 22 年度の一般会計予算の内容につきまして御説明いたします。

なお、今年度は先ほど町長から申し上げましたとおり一般会計の当初予算につきましては、政策的な 経費を除く骨格的な予算としたものであります。 それではまず、お手元の平成22年度阿見町予算書を御参照願いたいと思います。

その後の骨格予算と当初の予算の変更点を御説明いたします。まず、予算書を御説明いたします。

まず、歳入につきまして、予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

第1款町税から御説明いたします。

第1項,第1目個人町民税では,現年課税分全体で,前年度と比較しまして2.4%の減額計上。

第2目法人町民税では、法人税割で円高の影響等による、企業収益が減少傾向にあるなど景気の低迷が予測されるため42.5%の減、現年課税分全体では、前年度と比較しまして35.7%の減額計上。

第2項,第1目固定資産税では、土地で2.4%の減、償却資産では1.2%の増、現年課税分全体では、 前年度と比較しまして0.3%の減額計上。

第5項都市計画税では、現年課税分全体では、前年度と比較しまして3.3%の増額計上。

町税全体では、前年度と比較しまして5.6%の減額計上となっております。

13 ページの第 11 款地方交付税では、企業収益が減少傾向にあるなど景気の低迷が予測されるため、税収の減が見込まれることなどを考慮し算定した結果、普通交付税は平成 21 年度に引き続き交付が見込まれ、地方交付税全体で 163.3%の大幅な増額計上となっております。

15ページ,16ページの第15款国庫支出金の第1項国庫負担金では,被用者児童手当負担金の減がある一方,子ども手当国庫負担金の新規計上などにより,前年度と比較しまして173.1%の大幅な増額計上。

16ページの第2項国庫補助金では、まちづくり交付金の減及び次世代育成支援対策施設整備交付金の皆減などにより、前年度と比較しまして75.4%の減額計上。

国庫支出金全体では、前年度と比較しまして33.7%の増額計上となっております。

17ページの第16款県支出金の第1項県負担金では、国庫負担金と同様、被用者小学校修了前特例給付負担金の減がある一方、子ども手当県負担金の新規計上などにより、前年度と比較しまして9.1%の増額計上。

17ページから 19ページの第 2 項県補助金では、障害者自立支援対策臨時特例交付金、緊急雇用創出事業補助金及びふるさと雇用再生特別基金事業補助金の新規計上などにより、前年度と比較しまして35.5%の増額計上。

19 ページの第3項委託金では、茨城県知事選挙費委託金及び衆議院議員総選挙費委託金の皆減がある 一方、参議院議員通常選挙費委託金及び国勢調査事務委託金の新規計上などにより17.1%の増額計上。 県支出金全体では、前年度と比較しまして19.5%の増額計上となっております。

20 ページの第 19 款繰入金の第 2 項基金繰入金では、骨格予算としたため、財源調整としての財政調整基金繰入金、減債基金繰入金及び公共公益施設整備基金繰入金が皆減となり、前年度と比較しまして 99.8%の減額計上。

21 ページから 23 ページの第 21 款諸収入の第 4 項雑入では、阿見吉原地区道路整備負担金の皆減などにより、前年度と比較しまして 31.8%の減額計上。

23 ページの第22 款町債では、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債の増がある一方、予科練平和記念館建設事業債の皆減などにより、町債全体では、前年度と比較しまして32.9%の減額計上となっております。

次に、24ページからの歳出について申し上げます。

第1款議会費では、議員報酬関係経費の減などにより、前年度と比較しまして0.7%の減額計上。

26 ページからの第2款総務費ですが,第1項総務管理費の第1目一般管理費では,特別職及び職員の 給与関係経費,臨時職員賃金,文書管理,電算システムなどに要する経費が主なもので,ネットワーク サーバーの更新完了による行政情報ネットワーク運営事業などの減により,前年度と比較して20.7%の 減額計上。

35ページから37ページの第7目財産管理費では、サイン整備工事の皆減による財産管理費の減などにより25.3%の減額計上となっております。

38ページから 40ページの第 8 目企画費では,職員給与関係経費,企画事務費,さわやかフェアなどに要する経費が主なもので,公共交通推進事業の減などにより,前年度と比較しまして 2.1%の減額計上。

42 ページから 45 ページの第 10 目町民活動推進費では、職員給与関係経費、自治振興費、町民活動 センター事業などに要する経費が主なもので、女性行政推進事業の増などにより、前年度と比較しまして 0.5%の増額計上。

48ページの第12目諸費では、町界町名地番整理事業の減などにより、前年度と比較しまして78.8%の減額計上となっております。

49 ページ,50 ページの第2項徴税費の第2目賦課費では、不動産鑑定委託料の増による賦課事務費の増などにより、前年度と比較しまして、8.5%の増額計上。

50 ページ, 51 ページの第3目徴収費では,職員給与関係経費及び町税徴収に要する経費を計上しているもので,過誤納還付金の増による徴収事務費の増などにより,前年度と比較しまして35.9%の増額計上となっております。

53 ページから 56 ページの第4項選挙費では、参議院議員通常選挙事業や茨城県議会議員一般選挙事業に要する経費を計上しているもので、衆議院議員総選挙事業、茨城県知事選挙事業及び阿見町長選挙事業の皆減などにより、前年度と比較しまして 32.1%の減額計上。

57ページ,58ページの第5項統計調査費の第2目基幹統計調査費では、国勢調査事業の皆増などにより、前年度と比較しまして544.6%の大幅な増額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

59 ページから 62 ページの第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の増などにより、前年度と比較しまして7.3%の増額計上。

62 ページから 66 ページの第2目老人福祉費では、老人保護措置事業、敬老事業、シルバー人材センター助成費、介護予防事業などが主なもので、地域介護・福祉空間整備補助金の皆増による、高齢者福祉事務費の増などにより、前年度と比較しまして 9.7%の増額計上となっております。

66ページから71ページの第3目障害者福祉費では、障害者介護給付事業及び障害者訓練等給付事業の増などにより、前年度と比較しまして21.7%の増額計上。

72 ページ, 73 ページの第6目医療福祉費では, 医療給付事業の増などにより, 前年度と比較しまして 1.8%の増額計上となっております。

78ページの第2項児童福祉費の第2目児童措置費では、子ども手当支給事業の新規計上により、前年度と比較しまして167.4%の大幅な増額計上。

79 ページから 83 ページの第4目保育所費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、民間保育所管理運営に要する経費が主なもので、社会福祉施設整備費補助金の皆減による保育所整備事業の減などにより、前年度と比較しまして 3.8%の減額計上。

83ページから87ページの第5目児童館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費に要する経費が主なもので、放課後児童施設整備事業の皆減などにより、前年度と比較しまして35.2%の減額計上となっております。

次に, 第4款衛生費について申し上げます。

87 ページから 89 ページの第1項保健衛生費の第1目保健衛生総務費では、妊婦健康診査の標準委託 単価の変更による母子保健事業の増などにより、前年度と比較しまして 11.1%の増額計上。

93ページから95ページの第2項清掃費の第2目塵芥処理費では、霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの運営や維持管理に要する経費を計上しているもので、霞クリーンセンターの維持補修工事の増などにより、前年度と比較しまして12.2%の増額計上。

95ページから 97ページの第 3 項環境衛生費の第 1 目環境総務費では、職員給与関係経費、龍ヶ崎地 方衛生組合及び牛久市・阿見町斎場組合の負担金などに要する経費が主なもので、龍ヶ崎地方衛生組合 の負担金の減などにより、前年度と比較しまして 3.7%の減額計上となっております。

次に, 第5款農林水産業費について申し上げます。

99 ページから 101 ページの第1項農業費の第1目農業委員会費では、農業委員会事務費の減などにより、前年度と比較しまして 2.9%の減額計上。

102 ページから 105 ページの第3目農業振興費では、農林水産業振興のための補助金、ふれあいの森管理事業などに要する経費が主なもので、農業振興推進事業の増などにより、前年度と比較しまして29.1%の増額計上となっております。

次に, 第6款商工費について申し上げます。

107ページから109ページの第1項商工費の第1目商工総務費では職員給与関係経費,まい・あみ・まつり事業などに要する経費が主なもので,消費行政推進事業の増などにより,前年度と比較しまして1.8%の増額計上。

109 ページ,110 ページの第2目商工業振興費では,商工業の振興,阿見東部工業団地,阿見吉原東地区への企業誘致関係に要する経費を計上しているもので,企業立地奨励金の増による阿見東部工業団地,阿見吉原東地区企業誘致事業の増などにより,前年度と比較しまして28.4%の増額計上。

110 ページから 112 ページの第3目観光費では、あみコミュニケーションセンター運営事業の減などにより、前年度と比較しまして13.3%の減額計上となっております。

次に, 第7款土木費について申し上げます。

114 ページ, 115 ページの第2項道路橋梁費の第2目道路維持費では, 道路の維持補修や交通安全施設整備に要する経費を計上しているもので, 道路橋梁維持補修事業の増により, 前年度と比較しまして6.5%の増額計上。

第3目道路新設改良費では,道路新設改良事業の減により,前年度と比較しまして94.2%の減額計上となっております。

116ページから118ページの第4項都市計画費の第1目都市計画総務費では、職員給与関係経費、都市計画事務及び景観整備事業に要する経費を計上しているもので、景観整備事業の減などにより、前年度と比較しまして0.4%の減額計上。

118ページの第2目街路事業費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の減などにより、前年度と比較しまして80.2%の減額計上となっております。

118ページの第3目公共下水道費では、公共下水道事業特別会計繰出金が増となり、前年度と比較しまして3%の増額計上。

119 ページから 120 ページの第4目公園費では、霞ヶ浦平和記念公園整備事業の皆減などにより、前年度と比較しまして 70.3%の減額計上となっております。

120ページ,121ページの第6目土地区画整理費では、本郷第一土地区画整理事業特別会計繰出金の増がある一方、土地区画整理組合助成金の減による中郷土地区画整理事業の減などにより、前年度と比較しまして35.4%の減額計上。

122ページの第7目開発費では、吉原地区道路整備委託料の皆減による阿見吉原土地区画整理事業の減により、前年度と比較しまして87.5%の減額計上となっております。

次に, 第8款消防費について申し上げます。

124 ページから 128 ページの第1項消防費の第1目常備消防費では、職員給与関係経費及び消防署等の維持管理などに要する経費が主なもので、常備消防事業の増などにより、前年度と比較しまして 2.7% の増額計上。

130ページの第3目消防施設費では、消防施設整備に要する経費が主なもので、消防水利整備事業の減などにより、前年度と比較しまして43.4%の減額計上となっております。

次に, 第9款教育費について申し上げます。

131 ページから 135 ページの第1項教育総務費の第2目事務局費では、特別職及び職員の給与関係経費、臨時職員賃金、路線バス運行事業補助金、指導室事務費、教育相談センター運営事業、幼稚園就園奨励事業などに要する経費が主なもので、事務局事務費の増などにより、前年度と比較しまして 7.8%の増額計上。

135ページから143ページの第2項小学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各小学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして9.7%の減額計上。

147ページから151ページの第3項中学校費の第1目学校管理費では、職員給与関係経費及び各中学校施設の維持管理などに要する経費を計上しているもので、学校施設整備事業の減などにより、前年度と比較しまして6.7%の減額計上となっております。

158ページから168ページの第4項社会教育費の第3目公民館費では、職員給与関係経費、施設の運営及び維持管理費、各公民館事業などに要する経費を計上しているもので、職員給与関係経費の減などにより、前年度と比較しまして10.7%の減額計上。

171ページから174ページの第6目予科練平和記念館費では、予科練平和記念館建設完了による予科練平和記念館整備事業の皆減などにより、前年度と比較しまして90%の減額計上となっております。

178ページから 181ページの第5項保健体育費の第3目学校給食費では、職員給与関係経費、施設の 運営及び維持管理などに要する経費を計上しているもので、給食センター整備事業の減などにより、前 年度と比較しまして3.2%の減額計上となっております。

181 ページの第 11 款公債費では、長期借入金等の元金及び利子の償還に要する経費を計上しているもので、長期借入金の元金及び利子の減により、前年度と比較しまして 1.8%の減額計上となっております。

181 ページから 183 ページの第 12 款諸支出金の第 1 項基金費では、財源調整のための財政調整基金費の増などにより、前年度と比較しまして 3.651.9%の大幅な増額計上となっております。

以上、予算書のほうの説明は終わります。

続きまして、骨格予算と予算内示のときに御説明いたしました予算との比較を申し上げます。

参考資料として、お配りしてありますこの骨格予算という2枚つづりの資料をお出し願います。

まず、1ページの骨格予算についてということで、骨格予算とは、先ほど町長のほうからも説明ありましたけれども、本来予算はその年度のすべての歳入歳出で編成されるものです。しかし、選挙で首長が変わる場合は、政策的な判断ができにくいため、義務的経費や継続的事業の経常的経費を中心に計上し、新規事業及び投資的事業等の政策的経費は計上せずに編成せざるを得なくなります。このような形で作成される予算を骨格予算といいます。

今回の骨格編成予算の基本的な考え方が4つほどございます。

まず、新規事業は原則計上しないこととしておりますが、緊急性が高く、町民生活に影響が出る事業等については、年間の所要見込み額を計上しております。経常的経費及び債務負担行為等の毎年の行政 運営に必要不可欠な経費については、年間の所要見込み額を計上しております。

そうですか。ええ,同じことでございます。

こういった4点, 先ほど説明したということですので, お読みいただきたいんですけども, こういった4点の基本的な考え方で, 骨格予算を編成しました。

今後の予算編成の流れでございますけども、今回骨格予算を編成しまして、今回の議会に上程をいたしました。その後、新町長が就任をされまして、削ってあります政策的経費予算の編成が始まりまして、これは予定でございますけれども、6月議会に上程して議決をいただければと。補正予算という形ですね。やろうっていうふうに考えています。それで、実質の平成 22 年度予算が成立するということでございます。

この資料の裏側を見ていただきたいんですが、平成 22 年度本予算と骨格予算の比較の一覧でございます。これは一般会計と特別会計、全部載っております。

まず、2行目の一般会計ですけども、内示で説明しました本予算が136億7,200万に対しまして、今回の骨格予算は127億700万円ですので、9億6,500万円の減額をしております。

次に、特別会計は今回は変更がございません。下の段で公営企業会計、水道事業会計も減額をしております。本予算が 13 億 8,270 万 6,000 円に対しまして、骨格予算が 11 億 1,009 万 9,000 円ということで 2 億 7,260 万 7,000 円の減額をしてございます。水道事業会計については後で説明がございます。

次に、A3の大きい用紙をごらんいただきたいと思います。

一般会計の本予算と骨格予算の比較でございます。

歳入のほうですけども、1町税から22の町債までございまして、左側から本予算その右が骨格予算ということでございます。その中の比較で、15番の国庫支出金が3億5,350万ほど減額しております。これは大きい事業を今回減額をしましたので、大きい事業が国庫補助対象ということですので、今回その事業にあわせて国庫の補助金支出金等を減額しております。16の県支出金も130万ほどですけども、減額をしております。

それと、19の繰入金です。これは大きく減額しまして2億7,519万8,000円ということで、これは本 予算で財源調整で財政調整基金をここに繰り入れするという計画でしたが、今回大きい事業を除いてお りますので、その財源調整が必要なくなったということで減額をしております。 22 の町債も同じく3億3,550 万減額しております。これも国庫補助金、国庫支出金等を使いますと、 その国庫の助成金の裏、裏といいますか、助成金以外のものでかなり起債ができる部分がございます。 この事業を削っておりますので、その起債分も減額をしたということでございます。

下の歳出をごらんいただきたいと思います。

減額しましたのは、まず2番の総務費で9,147万7,000円を減額しております。主なものは、右に書いてありますとおり公用車の購入とかですね、行政評価システム管理運営事業等4事業を減額しております。

4番の衛生費も136万5,000円減額しております。不法投棄監視注看板設置事業を減額しております。 5番の農林水産業費も1,229万6,000円を減額しております。3事業ですね。耕作放棄地対策事業ほか 3事業を減額しております。6の商工費も400万円の減額。プレミアム付商品券事業を骨格予算では見 合わせをしております。

7の土木費,これが一番大きいですけども8億3,297万3,000円を減額しております。ごらんのような大きい事業を一時見合わせをして,新体制になりまして,また再度協議をして計上していくということで考えております。

8の消防費が856万3,000円。2事業の減額。9の教育費が1億5,949万7,000円で3事業の減額ということでございます。12の諸支出金で、ちょっと骨格予算編成したため、財源が余裕ができたといいますか、歳入に対しまして歳出のほうが少し少なくなりましたので、これを1億4,500万ほど基金のほうに積み立てをするということで考えております。

で、合計で 127 億 700 万円、 9 億 6,500 万円を減額したということでございます。 以上で、説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 以上で説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は11時35分からといたします。よろしくお願いします。

午前11時27分休憩

# 午前11時35分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は 簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) ページ177,176ですけど,13款の保守点検だけで終わるんですが,全部で53万3,000円のうちのトラクター運転保守点検委託料50万7,000円。このトラクターは,リースのトラクターを使うと思うんですけども,前までに一般質問したが,これずっとリースのトラクターを借りてるほうが,保守点検をするってのはおかしいと思うんですが,借りてるほうは使うだけ。保守点検伴うものは,これは貸してるほうで負担をするのが本当だと思います。

これでトラクターの運転手, オペレーター, オペレーターがもしけがをしたときとかいう搭乗者保険, そういうのも積んであるんですか。 これとあわせて、町でも公用車がたくさんあると思いますが、そういうのリースの分もあると思います。リースの車は、保守点検、車検とか保険とかそういうものは、このトラクターを見ると、借りてるほうの町が負担してるような気がするんですけど、どのような負担割合になってるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○議長(諏訪原実君) 教育次長横田充新君。
- ○教育次長(横田充新君) 申しわけありません。手元に今資料がございませんので、後でお答えしたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) はい,次。じゃあ。公用,公用車。

[「177」「176」「177かな。7の一番頭」「公用車」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 済みません。今調べておりますので、後でお答えいたします。
- ○議長(諏訪原実君) それでは、ほかに質問ありませんか。 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) まず最初に、用語の説明をお願いしたいんですけども、今回骨格予算についてと。私も議員長くやってますけども、初めて見る予算の名前なんですけども、普通一般に暫定予算っつう言葉は、今まで使われたことがあると思うんですけども、骨格予算と暫定予算の違いはどういうことなんですか。何なんですか。まず、その用語の説明、内容をちょっとお願いします。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。

まず、暫定予算なんですけども、いろんな理由からですね、年度開始前に予算が成立する見込みがないときに作成する、一定の期間に限って作成する予算ということでございます。なかなか議決をいただけないという場合に、ある程度決まった期間に執行しなければいけない予算を組んで行うのが暫定予算ということです。

で、骨格予算は、先ほど御説明しましたとおり、今度町長がかわるということでございますので、政策的経費、予算というのを極力抑えまして、義務的経費を中心に編成した予算ということでございます。 〇議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 暫定予算については、議決がもらえない場合というふうに解釈すればいいっつうふうに理解しました。

で、質問なんですけども、平成 22 年度の予算の概要の 15 ページ、成年後見制度利用支援事業ですね。 これ継続、町単というふうになっておりまして、認知症により判断能力の不十分な高齢者が一方的に自 分の不利益な契約などを結ばないよう、一定の決められた人が、本人の不十分な判断能力を補い保護す る制度を利用するための支援を行う。

で、これは、内容の説明もちょっと詳しくお願いしたいんですけども、この制度を利用して、いわゆる高齢者で後見人のいない人ですね、そういう場合この制度が利用できるのかどうなのか質問をいたします。

○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。

○民生部長(横田健一君) お答えをいたします。

こちらの事業につきましては、認知症の高齢者とか知的障害者、精神障害者等の精神上の障害によって判断能力のない人々が一方的に自分の不利益な契約を結ばないように、一定の定められた人が本人の不十分な判断能力を補い保証する成年後見制度というものを利用する支援であります。要支援者が、その有する能力を活用して、みずから希望する自立した日常生活を営むことができるように、環境整備を図ることを目的として事業を計画しております。

この予算につきましては、その成年後見人制度は1名分というようなことでございます。先ほど御質問にあった後見人が見当たらないというようなことですが、これは家庭裁判所のほうに申し立てるということで、そういう場合は弁護士等が保佐人としてつくようなことになります。そういうことですので、身近に後見人がいる場合は、そちらを立てるというようなことになりますが、見当たらないという場合には、裁判所のほうで後見人を立てるというようなことになります。それにかかる経費でございます。以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) これは、後見人のいない一般の健常者の場合には該当はしてないっつうことなんですか。

東京都なんかは、後見人がいない場合は、お年寄りの場合裁判所へ行ってそういう書類をもらうっつ うことなかなかできないので、市役所がかわって後見人になる制度つうのができてるみたいですけども、 そういう意味ではないと。

要するに、認知症とか本人が判断できない場合のみっつうことですか。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、そのとおりでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 先ほどの。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 先ほどの倉持議員の御質問にお答えします。

リースの公用車の場合の保守点検料,自賠責保険それから車検料ですけども,すべてこれはリース会 社の負担と,持ちということになっております。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- $\bigcirc$  1 4番(倉持松雄君) 各課で使ってる車は、じゃこちらで負担するのは燃料だけ。自分で使ってる…….

[「リース料。リース料と燃料」と呼ぶ者あり]

- ○14番(倉持松雄君) あ、リース料と燃料だけ。じゃ、保険も車検も全部向こうね。 じゃ、このトラクターは違う扱いなんですね。トラクターだけは。
- ○議長(諏訪原実君) トラクターはまだ。後ほど答弁。 ほかに……。

[「後ほどだめだ……」「わかんねーんだ。今」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) ほかにありませんか。ほかに質問ありませんか。 18番細田正幸君。 ○18番(細田正幸君) 先ほどの概要の説明の16ページで、医療給付事業、これは阿見町では小学校就学前まで医療費を無料化にするっつうことで今来てると思うんですが、県のほうで、今度小学校3年生まで医療費を無料にするというような話も聞いておりますけれども、その項目については新しい事業なので今度の予算に入れなかったとか、そういうことなんでしょうか。

それから、県のほうでやるつもりがないから入れてないっつうふうに理解すればいいんでしょうか。 どちらでしょうか。説明をお願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) お答えいたします。

医療給付事業につきましては、前回の条例改正等によりまして、小学校の就学前までというようなことで、その分については医療費の無料化ということで前年度実施してきたところです。

それで今回, 県のほうで小学校それを3年まで拡大するというようなことが打ち出されております。 その件につきましては, 前回の未就学児までの医療費の機能につきましても10月から実施ということ ですので,6月に前回も条例改正なり補正予算を組んで提出したところでございます。

ですから、今回これは新町長と政策的な部分もありますので、協議をした上で6月に補正予算で提出するかどうかというようなことになろうかと思います。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) それでは、これをもって質疑を終結いたします。
  - 13番小松沢秀幸君。
- ○13番(小松沢秀幸君) 骨格予算の中で、黒三角はこれから考えると、新体制で考えるということの事業内容になるようですが、これは国庫補助がもう既についているという、つくということは、これは決定事項なんですよね。

まず1つ, それを先に。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 当初予算編成しましたときは、国庫補助の対象になるということで、見込みで計上しております。
- ○議長(諏訪原実君) 小松沢秀幸君。
- ○13番(小松沢秀幸君) だとすると、もし仮に今年度この中で国庫補助等の補助金がつくものの事業を取りやめるということになったとき、来年度また国庫補助がつくという可能性はあるのかどうか。 ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) また来年度になって事業をやるという場合は、当然申請をしてですね、それで採択になるかどうかという話になってくると思うんですけども、それは国のほうの関係もございまして、国の予算の枠もあると思いますので、また今、交付金の形も個別のいろんな細かい交付金を決めてやるんじゃなくて、総枠で大きな交付金で自由に使いなさいというような形も変わっていますので、まだ不透明なとこがありますけれども、なりましたら、また新たに申請をし直すということになります。○議長(諏訪原実君) 14番小松沢秀幸君。13番、失礼しました。
- 〇歳女(諏訪原美君) 14 番小仏(() 芳羊君。13 番,大札しました。
- $\bigcirc$  13番(小松沢秀幸君) ということは、国庫補助事業がつく事業もあるけれども、つかないという可能性も残す、あると、こういう理解でよろしいですか。
- ○議長(諏訪原実君) 坪田匡弘君。

○総務部長(坪田匡弘君) お答えします。

今の段階でつかないというふうにはっきり申し上げるのはちょっと難しいんですけども、対象になる ものはもう申請をしていくということで考えています。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 先ほどの続きなんですけども、総務部長が言われましたけれども、町保有の車もあると思うんですね。それの細かいことは見せていただけますか。後で。もう時間もないようですから。それはわかります?

後で詳細をみせていただけますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○14番(倉持松雄君) はい、じゃあ結構です。
- ○議長(諏訪原実君) それでは、教育次長のほうから答弁を願います。
- ○教育次長(横田充新君) はい,失礼しました。

リース代でございますが、あくまでもこのリース代ということで、保守点検は別ということです。トラクターを借りる料金だけをリース会社のほうで契約をしておりますので、消耗品の維持補修、そういうものはこちらのトラクターの保守点検のほうで計上してございます。

ちなみに、このトラクターですが、18年から23年3月31日までの契約になっておりますので、この時点でリースを続けるのか新しいものを買うのか、そういうものを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 買うのか買わないのかは聞いてないんですけど,この50万7,000円が保守 点検っていうのは,こちらでは借りて使ってんだから使うだけで,そういう整備は向こう側でやるんじゃないんですかと言っただけなんです。

[「リース料に組まれてる」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) 教育次長横田充新君。
- ○教育次長(横田充新君) お答えします。

契約の内容が、そのトラクターを借りるだけということで、この保守点検は含んでいないリース契約になっているということでございます。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) 特殊な契約なんですかね。
- ○議長(諏訪原実君) 教育次長横田充新君。
- ○教育次長(横田充新君) お答えします。

一般の自動車の契約とは違いまして、トラクターですんで、あくまでも運動公園内だけのことになっております。そういうことで、一般の車両とは違った契約ということかと思います。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 14番倉持松雄君。
- ○14番(倉持松雄君) じゃあ、年間のリース代は幾らですか。
- ○議長(諏訪原実君) 教育次長横田充新君。

- ○教育次長(横田充新君) お答えいたします。 これは5年間の契約でございますが、契約が1,008万円でございます。 以上でございます。
- ○議長(諏訪原実君) いいですか。それでは、これをもって……。

はい、18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) これは町長が一生懸命やってきた事業なんですけども、平地林保全整備事業で、あちこちの平地林を、ぼーぼーのところを県の10分の10で、補助事業で刈ったわけですけども、1回刈ってもその後手入れをしないとまた同じように平地林の草がシノだらけになる要素があるわけですよね。

特に、運動公園なんかは人がいっぱい集まるわけですから、あの周辺のいわゆるクヌギ林ですね、道路の反対側、あれも1回刈ったけども、今見てみるとシノがまた背丈ぐらいまで伸びちゃってると。あれ刈らなくちゃまずいだろうなと思っていつも見てるんですけども、そういう場合の予算っていうのは県のほうからは出ないんですか。

その後の管理は小池城址みたいにボランティアとかそれなりの予算を出して平地林の維持管理をするという意味なんでしょうか。ただ1回刈っても、それっきりでは四、五年たてばまたもとと同じようになると思うんですが、それ役場としてはその後どんなふうに考えているのかちょっと、その後の維持管理の仕方についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 特に目立つのは、やっぱり道路近くのね、日当たりのいい部分、あそこでやっぱりそういう状態になるとこが、せっかくやったのに多く見られるんですね。だから、そういう点については、検討するように言っていたんですけれども、あんまりまた荒れちゃわないうちに、例えば2年ぐらいのうちに刈ってやる。

特に今、例に挙げられた運動公園の近くのとこなんかは、結局そうすることによって道路の景観がいい形で保持される。そういう考え方とあわせて、やっぱりまたある意味では、例えば余り荒れないうちにボランティアで対応してもらえれば一番いいんだけども、なかなかそうもいけない場合には、例えばシルバー人材あたりに頼んで、雇用創出、そういうことと結びつけてやるという考え方、そういうことがぜひ必要なんじゃないだろうか。

したがって、1回刈ってすぐ、しばらくたってまた荒れちゃってから、大変になってからやるという ことじゃなくて、言ってみればいい形での維持管理みたいな形も含めた平地林の保全。そういうことが 必要なんじゃないだろうかと思います。

○議長(諏訪原実君) ほかに。ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 20 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告される ようお願いをいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午後1時からといたします。よろしくお願いします。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成22年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第24号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第25号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第26号 平成22年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 平成22年度阿見町水道事業会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第 12、議案第 21 号、平成 22 年度阿見町国民健康保険特別会計予 算, 議案第 22 号, 平成 22 年度阿見町公共下水道事業特別会計予算, 議案第 23 号, 平成 22 年度阿見 町老人保健特別会計予算, 議案第 24 号, 平成 22 年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算, 議案第 25号,平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第26号,平成22年度阿見町介護保険 特別会計予算、議案第27号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号、平成22 年度阿見町水道事業会計予算,以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 議案第21号から第28号までの平成22年度特別会計及び企業会計予算の概要 について申し上げます。

特別会計は7件で,予算総額は101億1,000万円。前年度との比較では4.4%の減となっております。 その内訳でありますが、議案第21号、国民健康保険特別会計予算は、48億2,700万円で5.1%の増。

議案第 22 号,公共下水道事業特別会計予算は,14 億 8,000 万円で 35.0%の減。

議案第23号,老人保健特別会計予算は,1,500万円で同額計上。

議案第24号,土地区画整理事業特別会計予算は,4億6,600万円で33.7%の減。

議案第25号,農業集落排水事業特別会計予算は,5億3,100万円で19.3%の増。

議案第26号、介護保険特別会計予算は、21億7.800万円で10.4%の増。

議案第27号,後期高齢者医療特別会計予算は,6億1,300万円で7.5%の増となっております。

また,議案第28号,水道事業会計予算は,骨格予算として,11億1,009万9,000円で16.8%の減と なっております。

以上,特別会計及び企業会計予算の概要について申し上げましたが,具体的な内容につきましては, 担当部長に説明させますので,慎重審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。引き続き、担当部長から議案に対する 詳細な説明を求めます。

まず、議案第21号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。

〇民生部長(横田健一君) それでは,議案第 21 号,平成 22 年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書 195 ページをお開きください。

平成 22 年度の予算総額は 48 億 2,700 万円で,前年度と比較しまして 5.1%の増となっております。 これは,歳入歳出とも国保税調定,療養諸費,介護納付金,共同事業拠出金など数年次の実績内容など から,それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。 208ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.4%の増額となっております。

211ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして 6.3%の増額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

213ページをお開きください。

第3款後期高齢者支援金につきましては、高齢者の医療費を支えるために支出していた老人保健拠出金が後期高齢者支援金となったもので、前年度と比較しまして 6.4%の増額計上となっております。

214ページをお開きください。

第5款老人保健拠出金につきましは、平成20年度の概算拠出額に係る実績精算分のみの計上により、 前年度と比較しまして94.6%の減額計上となっております。

第6款介護納付金につきましては,国保被保険者のうち40歳から65歳未満の介護保険制度第2号被保険者に該当する拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので,前年度と比較しまして2.9%の増額計上となっております。

第7款共同事業拠出金につきましては、高額な医療費支出の多い保険者を県内各国保保険者が共同で拠出し合い、保険者間の医療費負担の均衡を図るもので、前年度と比較しまして 6.4%の増額計上となっております。

216ページをお開きください。

第8款保健事業費につきましては、人間ドッグなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や特定健康診査等事業費としての健診委託料などを計上しているもので、前年度と比較しまして8.3%の減額計上となっております。

次に、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。戻りまして 203 ページをお開きください。 第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして 1.5% の増額計上となっております。

これは、国保被保険者の加入状況等を勘案したもので、医療分、介護納付金分、後期高齢者支援金分とも、歳入歳出の全体状況により必要措置額を計上したものであります。

204ページをお開きください。

第3款国庫支出金,第1項国庫負担金の第1目療養給付費等負担金は,歳出の一般療養給付費,介護納付金及び後期高齢者支援金等に係る負担金で,前年度と比較しまして9.9%の増額計上。

第2目高額医療費共同事業負担金は、歳出における高額医療費共同事業拠出金に係る負担金で、前年度と比較しまして14.6%の増額計上。

第3目特定健康診査等負担金は、特定健診等の委託費用に対する負担金を計上しているもので、前年度と比較しまして8.8%の減額計上となっております。

第2項国庫補助金の第1目財政調整交付金における普通調整交付金につきましては,近年の状況を勘案し,前年度と同額の計上となっております。また,特別調整交付金は,市町村の国保運営努力に応じ,国の予算範囲の中で,申請を行った市町村を県及び国において評価査定し交付されるもので,不確定な性質から当初予算では科目措置としております。

以上、国庫支出金全体では、前年度と比較しまして8.9%の増額計上となっております。

次に,第4款療養給付費等交付金につきましては,退職被保険者に係る療養諸費の町負担分や後期高齢者支援金等相当額などに対する交付金で,前年度と比較しまして6.7%の減額計上となっております。

第5款前期高齢者交付金につきましては、65歳から75歳未満の前期高齢者の医療費負担における保険者間の不均衡を是正するためのもので、前年度と比較しまして3.6%の増額計上となっております。

第6款県支出金の高額医療費共同事業負担金,特定健康診査等負担金及び都道府県財政調整交付金につきましては、国庫支出金と同じ趣旨によるもので、前年度と比較しまして 6.9%の増額計上となっております。

第7款共同事業交付金の第1目高額医療費共同事業交付金につきましては、高額な医療支出に伴う共同事業拠出金事業により配分される交付金で、前年度と比較しまして14.6%の増額計上。

第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましても同様に、共同事業拠出金事業により配分される 交付金で、前年度と比較しまして 4.7%の増額計上となっております。

以上, 共同事業交付金全体では, 前年度と比較しまして 6.4%の増額計上となっております。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、前年度と比較しまして 4.9%の増額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等、及びその他繰り入れとして、町医療福祉制度による国保医療費波及分補てん経費などとなっております。

206ページをお開きください。

第2項基金繰入金につきましては、支払準備基金からの繰入金で、景気低迷による税収の伸び悩みや 医療費の急激な伸びにより財源不足が生じるために、基金を取り崩し繰り入れを行っております。

以上、繰入金全体では、前年度と比較し18.4%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第22号についての説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 続きまして,議案第22号,平成22年度公共下水道事業特別会計予算 について御説明申し上げます。

予算書の225ページをお開き願います。

22 年度予算総額は 14 億 8,000 万円となり, 前年度と比較しますと 35%の大幅減額計上となっております。

これは、吉原東土地区画整理事業の工事減少に伴う委託料の減と、荒川本郷地区の区画整理事業の中 止に伴い、調整池整備工事の見直しを行うための一時休止による減、並びに、公共下水道事業債元金償 還費において繰り上げ償還がないための減によるものです。

それでは、まず、歳入の主なものについて申し上げます。

231ページをお開き願います。

第1款第1項の負担金の受益者負担金につきましては、中郷土地区画整理事業分が完納したことによりまして、前年度と比較いたしますと91.3%の大幅な減となります。

第2款第1項の使用料につきましては、前年度と比較いたしまして2.6%の減となっております。

第3款第1項の国庫補助金につきましては、吉原東土地区画整理事業、荒川本郷地区調整池整備の工事減少に伴い、前年度と比較いたしますと79.6%の大幅減となります。

第4款第1項の県負担金につきましても、吉原東土地区画整理事業の工事減少に伴い、42.1%の大幅減となります。

次に、232ページをお開き願います。

第6款第1項の他会計繰入金につきましては、前年度と比較いたしますと、3.0%の増となっております。

第7款繰越金及び第8款諸収入については、前年度と同額計上となっております。

第9款第1項の町債につきましては、下水道借換債を行わないため、88.3%の大幅な減額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。233ページをお開き願います。

第1款第1項第1目の一般管理費の主なものは、人件費を含めた事務費、使用料、及び受益者負担金 賦課徴収事務であります。前年度と比較しますと 11.3%の減額計上となっております。主に1名の定年 退職に伴う職員給与関係経費の減によるものです。

次に、235ページになります。

第2目の維持管理費でありますが、これは管渠の正常な機能を維持するための調査点検委託料及び下水道処理に対する霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金であります。前年度と比較しますと 1.2%の減額計上となっております。

次に、236ページになります。

第2項の下水道事業費ですが、主なものとしましては、人件費を含めた事務費、吉原東土地区画整理 事業工事委託費、荒川本郷地区における調整池及び下水道管路整備、並びに霞ヶ浦流域下水道事業負担 金であります。前年度と比較しますと 53.9%の減額計上となっております。主に吉原東土地区画整理事業の工事減少、荒川本郷地区の調整池整備事業の一時休止によるものです。

次に、237ページをお開きください。

第2款公債費につきましては、管渠整備及び流域下水道建設事業に要した長期借入金の公共下水道事業債並びに霞ヶ浦湖北流域下水道事業債の元金・利子の償還費であります。前年度と比較しますと35.2%の減額となっております。主に公共下水道事業債の繰上償還金の皆減によるものです。

次に、238ページをお開きください。

第3款予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

戻りまして、228ページをお開き願います。

第2表の地方債につきましては、借入金の限度額及び利率並びに償還方法を定めたものであります。 以上、説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第23号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) それでは,議案第23号,平成22年度阿見町老人保健特別会計予算について御説明いたします。

予算書 245 ページをお開きください。

平成 22 年度の予算総額は 1,500 万円で,前年度と同額となっております。これは,老人保健制度が 平成 20 年4月から後期高齢者医療制度に移行したことに伴い,現診療分に係る医療給付費等の支払い は発生しないものの,平成 20 年3月診療分までの月遅れ請求分に係る支払いが生じることから,歳入 歳出それぞれ同一科目,同一予算額による計上を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第24号についての説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。
- 〇都市整備部長(桑田康司君) 続きまして,議案第24号,平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算案について御説明申し上げます。

予算書の255ページをお開き願います。

平成 22 年度の予算総額は4億 6,600 万円となり、前年度と比較しますと2億 3,700 万円の減額計上となっております。これは、本郷第一地区の公共施設整備事業の減によるものです。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。予算書の261ページをお開きください。

第1款第1項の国庫補助金につきましては、前年比85.5%の減額計上となっております。

第2款第1項の財産売払収入につきましては、引き続き、岡崎土地区画整理事業地内及び本郷第一土地区画整理事業地内における一般保留地の販売を行うもので、前年比39.0%の減額計上となっております。

第3款第1項の他会計繰入金につきましては、前年比58.9%の増額計上となっております。

第5款第1項の雑入につきましては、岡崎土地区画整理事業精算金の徴収によるもので、前年比65.8%の減額計上となっております。

町債につきましては、皆減となっております。

次に, 歳出について御説明申し上げます。

予算書の262ページをお開き願います。

第1款の事業費,第1目岡崎土地区画整理事業費の主なものは、役務費及び委託料で、前年度と比較しますと57.9%の増額計上となっております。増の主な理由としましては、地役権設定に伴う作業が終了したことにより、補償費の精算によるものであります。

第2目本郷第一土地区画整理事業費の主なものは、人件費、委託費及び工事請負費で、前年度と比較しますと 65.3%の減額計上となっております。減の主な理由としましては、公園等の公共施設の整備が終了したことに伴い、工事量が減少したことによるものであります。

予算書の264ページをお開き願います。

第2款の公債費でありますが、起債の元利償還に充てるもので、前年度と比較しますと 3.8%の減額 計上となっております。

第3款の予備費につきましては、前年度と同額計上となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第25号についての説明を求めます。生活産業部長川村忠男君。
- ○生活産業部長(川村忠男君) それでは続きまして、議案第 25 号、平成 22 年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について御説明をいたします。

予算書の271ページからとなります。

平成 22 年度の予算総額は 5 億 3,400 万円で,昨年度 4 億 4,500 万円と比較しまして 19.3%の増となっております。

増額の理由としましては、実穀上長地区汚水処理施設の建築機械電気工事費の増、並びに汚水処理施設場の整備工事費が増額となったものであります。

本年度の主な事業内容としまして、実穀上長地区において、昨年度——21 年度からですね、汚水処理施設の土木工事等を行っておりますが、今年度につきましては、処理場の建物の建築・機械・電気工事等を実施します。さらに継続して管路築造工事を推進します。また、小池地区・君島大形地区・福田地区につきましては、汚水処理施設等の維持管理費等を計上しております。

それでは、歳入のほうから御説明をしたいと思います。277ページをお開き願いたいと思います。

第1款分担金及び負担金は、受益者分担金でありまして、実穀上長地区につきましては、22年度に予定している事業費対応分を見込んでおります。なおその他、小池地区・君島大形地区・福田地区につきましては新規加入のための科目設定のみであります。

続いて,第2款使用料及び手数料は,小池地区・君島大形地区・福田地区の使用料と督促手数料を計上したものであります。

第3款国庫支出金は、実穀上長地区事業に対する交付金でありまして、補助率は50%となっております。

次に、278ページをお開き願いたいと思います。

第4款県支出金は、福田地区・実穀上長地区事業に係る地方債の償還に対する補助金、及び福田地区 に係る排水設備の接続支援事業に対する補助率50%の補助金であります。

次に、第5款繰入金は、一般会計から繰り入れまして、それぞれの事業の財源調整を図ったものであります。また、農業集落排水事業債減債基金繰入金は、福田地区・実穀上長地区の元利償還金に充てるための繰り入れをするものであります。

第6款繰越金は、各地区ごとの前年度繰越金を計上したものであります。

第7款諸収入は、雑入として消費税還付金を計上したものであります。

第8款町債は、実穀上長地区事業に伴う起債であります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。279 ページから 283 ページをごらんいただきたいと思います。

まず,第1款事業費の主な内容としましては,15節で工事請負費でありまして,実穀上長地区の汚水処理施設の建築・機械・電気工事及び管路築造工事を予定しております。

次に、280ページをごらん願います。

第2款で管理費は、小池地区・君島大形地区・福田地区の汚水処理施設等の維持管理に関する経費を 計上したものであります。

次に,282ページにつきましては,第3款公債費は,小池地区・君島大形地区・福田地区それから実 穀上長地区の長期借入金の償還金及び利子であります。 283ページ,第4款諸支出金は、農業集落排水減債基金費であります。県の要項に基づきまして、福田地区農業集落排水、それから実穀上長地区に係る地方債の償還に要する財源としての交付金を、基金として組み立てるものであります。

続きまして最後に、第5款予備費としまして、30万円を計上をさせていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○議長(諏訪原実君) 次に、議案第26号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) 続きまして,議案第26号,平成22年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書 295 ページをお開き願います。

平成 22 年度の介護保険特別会計の予算総額は 21 億 7,800 万円で, 前年と比較しまして約 10.4%の増となっております。これは, 要介護認定者数が約 5.8%増加することが見込まれることや, 新たに特別養護老人ホームが開設されることに伴う保険給付費の伸びによるものであります。歳出の約 95%を占めるこの保険給付費の財源につきましては, 歳入における国・県の負担金, 支払基金からの交付金及び65 歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

次に、主な項目につきまして、介護保険特別会計の予算計上の順位に基づき、歳出部門から御説明いたします。

301ページをお開きください。

初めに,第1款総務費第1目一般管理費につきましては,職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しておりますが,電算システム委託料の減額等により,前年度と比較して 1.6%の減額計上となっております。

302 ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しており、コンビニ収納に伴う納付書の仕様変更により、前年度と比較して12.6%の増額計上をしております。

303ページの,第3項介護認定審査会費につきましては,介護認定審査会費及び認定調査等に要する 経費を計上しており,消耗品費の増額等で4.1%の増額計上となっております。

次に, 第2款保険給付費についてであります。

304ページから306ページの第1項介護サービス等諸費につきましては、居宅介護サービス費が利用者の増加により2.8%の増額、地域密着型介護サービス費が事業所の増により17.6%の増額、また施設介護サービス費が新設の特別養護老人ホームの入所者分を見込み22.2%の増額となるほか、居宅介護住宅改修費が9.1%の増額となる一方、福祉用具購入費が20%、居宅介護サービス計画費も4.2%の減額計上となっております。

同じく306ページから307ページの第2項介護予防サービス等諸費につきましても,介護予防サービス給付費と地域密着型介護予防サービス費が増額となる一方,介護予防福祉用具購入費,介護予防サービス計画給付費が減額計上となっております。

307ページから308ページの第4項高額介護サービス等費と高額介護予防サービス費につきましては、各サービス給付費の伸びに合わせて、前年度実績により大幅な増となっております。第5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、平成21年度から新規給付ですが、25%の増額計上となっております。

308ページから309ページの第6項特定入所者介護サービス等費につきましては,施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が,低所得者にとって過重な負担とならないよう,負担限度額を設け,その差額について公費負担するものですが,施設入所者数の増加に伴い,5.4%の増額計上となる一方,特定入所者介護予防サービス等費は前年度実績により大幅な減額となっております。

次に、310ページから312ページの第4款地域支援事業費についてであります。第1項介護予防事業費、第1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、要介護認定を受けていない高齢者のうち、町で実施する集団健診等で、要介護状態になるおそれが高いと判定された特定高齢者に対する、通所型介護予防事業及び、第2目介護予防一般高齢者施策事業費の、筋力向上事業と口腔機能向上事業を実施しておりますが、前年度実績から5.2%の減額計上となっております。

311 ページの第2項包括的支援事業につきましては、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業、並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に係る 経費を計上したものであり、人件費等の減によりまして 4.7%の増額計上となっております。

311 ページから 312 ページの第 3 項家族介護支援事業につきましては、高齢者の生きがいづくりを目的に実施している高齢者と子どものふれあい事業の実施地区数の増により 8.1%の増額計上となっております。

また、第5款基金積立金につきましては、給付費支出の増額により皆減となっております。

次に、歳入部門につきまして御説明いたします。戻りまして297ページをお開きください。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の1割負担のほかに、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国が25%、県12.5%、市町村12.5%であります。 国の負担の25%のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整するために調整交付金として交付されることになります。

それでは、歳入部門の主な項目につきまして御説明いたします。

歳入の第1款保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数の増により、前年度と比較して1.0%の増額計上となっております。

次に、第3款国庫支出金につきましては、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金、また、市町村間の財政力の格差を調整するために、第1号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や、所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金、並びに地域支援事業に係る交付金で、保険給付費総額の増に伴い、前年度と比較して11.6%の増額計上をしております。

第4款支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費に係る30%分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであり、前年度と比較して12.6%の増額計上をしております。

次に,298ページの第5款県支出金につきましては,保険給付費及び地域支援事業の介護予防事業費の12.5%,並びに地域支援事業の包括的支援事業費の20%が県の法定負担分であり,前年度と比較して13.5%の増額計上をしております。

第7款繰入金,第1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費に対する12.5%の市町村の法定負担分の介護給付費繰入金の増により、9.7%の増額計上をしております。

次に,299ページの第7款繰入金,第2項基金繰入金につきましては,保険給付費支出の増額に充てるために,第1目介護給付費準備基金及び介護報酬改定に伴う保険料の急激な上昇を抑えるために,昨年度創設した第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金とともに皆増となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 続きまして、議案第27号についての説明を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) 続きまして,議案第27号,平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書321ページをお開きください。

平成22年度の予算総額は6億1,300万円で,前年度と比較しまして7.5%の増となっております。これは、歳入歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれ勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、特別会計の予算組み立てに従い、歳出部門から御説明いたします。 329ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、主に人事 異動に伴う職員給与関係経費の増により、前年度と比較しまして34.8%の増額となっております。

330ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分など、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして5.9%の増額計上となっております。

それでは、歳入の主な項目について御説明をいたします。戻りまして 327 ページをお開きください。 第1款保険料につきましては、被保険者数の伸び等を考慮し、6.8%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして8.0%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(諏訪原実君) 次に,議案第28号についての説明を求めます。都市整備部長桑田康司君。
- 〇都市整備部長(桑田康司君) 続きまして,議案第28号,平成22年度阿見町水道事業会計予算について御説明いたします。

337ページをお開きください。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万4,052戸、年間総給水量を434万立方メートル見込みました。給水量の内訳といたしまして、県企業局からの受水量425万立方メートルを予定しております。

次に, 第3条収益的収入及び支出でございますが, 前年度比 4.6% 増の 9 億 4,709 万 7,000 円を計上 しております。

その主な収入でありますが、給水収益で 9 億 714 万円、前年度比 4.2%増を見込んでおります。主な支出ですが、県企業局に支払う受水費 4 億 565 万 1,000 円、減価償却費 1 億 9,234 万 8,000 円、支払利息 1,505 万 2,000 円でございます。

338ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出でございます。資本的収入ですが、35%減の9,283万円で、加入分担金が27.5%減の3,360万円、工事負担金40.7%増の5,923万円を計上しております。加入分担金ですが、前年度は、筑見区の専用水道を町水道に移管するという合意がなされたことにより大幅増となっておりましたが、今年度は通常の加入増となっております。工事負担金ですが、県で事業を進めております吉原土地区画整理事業地内の配水管布設を、町が受託工事として行うもので、県からの負担金でございます。

資本的支出は、62%減の1億 6,300 万 2,000 円で、建設改良費は 78.1%減の 5,868 万円を計上しております。その主なものは、企業債償還金が 45%減の 7,240 万 2,000 円、開発費が 3,192 万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出に対し不足する 6,917 万 2,000 円は、建設改良積立金で補てんしてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長(諏訪原実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 水道事業会計について、お伺いをいたします。20年度のですね、決算の審査意見書で、水道事業会計はですね、運転資金を大幅に上回る現金預金残を保有しており、金額無利子の決済性預金となっていますと。これで、余剰資金について安全性を十分考慮し、国債・地方債と安全性の高い債権等に運用をし、若干でも運用益を得る努力も必要ではないかというふうに、決算の審査意見書に言われてましたよね。20年度ね。

そんで、金額を調べてみますと 19 年度で 8 億それから流動資産でですね、で、20 年度で 9 億。そいで、21 年度のこれはまた予定額ですが 10 億という、1 億ずつ増えていっているんですよね。その運用益をという意見ですが、まあ審査の意見ですけども、審査員の。これ、何かこの予算に反映したか、これに基づいて何かアクション起こしたか、お伺いします。

- ○議長(諏訪原実君) 都市整備部長桑田康司君。
- ○都市整備部長(桑田康司君) 運用を適切にやれるようにという意見があったことを受けましてですね、水道関係の余剰金につきましても運用を考えておりまして、一般会計等と同じように足並みをそろえるというか、そういった考えで、国債等によって安全な運用先ということになりますけれども、そういった運用を予定しているところでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) じゃあ、この国債、この予算でね、この予算書の中ではそういうものは出てこないということですよね。流動資産だから。預金だから。出てこないんでしょうけども、どのような運用をやるのか。今、国債と言いましたけども、全額、この10億という、10億9,000万という貯金を全額運用するんですか。

私が問いたいのはね、要は 10 億という金が余ってて、貯金があってね、水道で。それで年々1億ずつ増えているという現状があるのに、それをその水道の事業を普及率 79%で前倒しにするとかいう、まあ運用もいいんですよ。運用もいいんですけれども、前倒しにするとかという意思はないのかという、それの質問ですよ。

- ○議長(諏訪原実君) 水道課長坪田博君。
- ○水道課長(坪田 博君) お答えいたします。

運用につきましては、先ほど部長がお話したとおり、会計課と打ち合わせを行いまして、一般会計と同じような形で国債等で運用していきたいと。で、その運用する費目でございますが、利益積立金3億3,100万円ございますので、これについて国債等で何とか運用していきたいと。で、ほかの減債積立金、建設改良積立金につきましては、今現在でこれだけ積み上がっておりますが、決算の段階で取り崩して4条の補てんに充てております。

ですから、今例えば2億……。建設改良積立金につきましては2億2,810万円という額が積み上がっているんですが、この中から2億近くは4条の補てん等に使われますので。で、当該年度できた利益をまたここに積み立てるというシステムになっておりますので、ただ単に積み上がっていくというものではございません。

もちろん普及率が大変悪い状況ですので、これらの基金を運用しながら整備促進を図っていくことで 考えております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。
- ○8番(藤井孝幸君) はい、わかりました。ちょっと何か、ややこしい私の知らないような減債基金とかいろいろ出てきましたけども、要はその余剰金という、会計監査でいう運転資金を大幅に上回る現金預金高というのはどのぐらいになるんですか。21年度のこの貸借対象のバランスシートがあるんですけども、これからいくと現金預金が 10億あるというのに、本当の意味での運転資金となる余剰金というのはどのぐらいになるんですか。
- ○議長(諏訪原実君) 水道課長坪田博君。
- 〇水道課長(坪田 博君) 20 年度の決算のデータでございます。起債の償還に使う減債積立金、これが 1 億 7,604 万 35 円ございます。あと建設工事、配水管等々の建設工事に使用する積立金、建設改良積立金なんですが、これが 2 億 2,810 万円ございます。それと、先ほどお話した 3 条予算、収益的収支が赤字になったときの補てん財源として利益積立金 3 億 3,100 万円がございます。あと、減価償却費等を積み立てている損益勘定留保資金、これが 20 年度決算の時点で 3 億 1,619 万 2,816 円ございます。
- で、この中で先ほどお話したように目的がありまして、減債基金に関しては起債の償還にしか使えないと。建設改良積立金につきましては、工事費等の充当に使うと。で、利益積立金に関しましては収益的収支、3条に赤字が出た場合これで補てんすると。あと、損益勘定留保資金につきましては、4条予算のほうに充当ができます。
- で、先ほど御質問があった運用を考えているのが、この利益積立金の3億3,100万という部分でございます。これについては、会計課等の一般会計と同じような形で、会計課と今打ち合わせを行っておりまして、今回の議会で条例の改正を行って、一般会計のほう、運用を始めるということですので、それと歩調を合わせて私どもも運用をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

 $\bigcirc$  8番(藤井孝幸君) 細かい説明ありがとうございました。要は,10 億流動資金があったとしても,それぞれ基金として使う目的が決まってるから,最終的に国債とか買うのが3億3,000万か,3億近くということですよね。

わかりました。はい,オーケー。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- 〇18番(細田正幸君) ただいまの議案第 28 号,水道事業会計についてですけども,阿見町の水道事業は,例えば給水収益が 8億 7,000 万。これは利益ですよね。とるやつで費用がかかるわけですけども,その予算総額に対して 3億 3,000 万も利益があるっつうことは,結果的には水道料金を取り過ぎているという証明だっつうふうに思うんですよね。

これはね、今回私どもが町民にアンケートとったら、とにかく2番目に阿見町の水道料金は高い、引き下げてくれっつう要望が強かったんですよね。毎年7,000万から8,000万の利益を上げていると。お隣の土浦市なんかでは既に値下げしているんですよね。阿見町は、今、基本料金が10立方ですね、10立方以上で、10立方以下については、10立方使わなくても2,047円ですか、それを納めるしかないと。

特に、今、高齢世帯が増えてるっつうことは、月に 10 立方以下の世帯ですね、これは土浦の例では、世帯数の 3 分の 1 ぐらいは 10 立方以下だっつう調査があるんですけども、そうすると阿見町は、逆に言えば 10 立方使わなくて 6 立方しか使わない人からも 10 立方代金を取っていると。そういうことが、要するに利益を上げている 1 つの大きな理由じゃないかっていうふうに思うんですけども、町民から高いという評価っつうかね、世論があれば、当然利益を上げた分、これ利益を上げた分っつうのは、早く言えば取りすぎた分なわけですよね。

それは、水道利用者に返すっていうのが、私は民主主義の原則じゃないかっていうふうに思うんですけども、その点、町の水道事業者は、やはり還元すると、料金を値下げすると。今の状況ならば、値下げできる財政状況だと思うんですよね。

ここ不景気で、家計の消費支出はうんと減っているわけですよね。公共料金は幾らかでも安くするっていうのが、私は為政者の役割じゃないかなっていうふうに思うわけですけども、阿見町でも、土浦並みに例えば基本料金を1立方からにすると。で、あと基本料金ですね、それを450円に下げると。そういうふうにすれば、10立方以下の人は使っただけの負担で済むわけですよね。

そういう点,やはり考える必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども,その点の検討をやるべきだっていうふうに思いますけども,そういう数字的根拠の調査はしているのかどうなのか質問したいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 水道課長坪田博君。
- ○水道課長(坪田 博君) お答えいたします。

料金につきましては、高いという御指摘がございましたが、確かに近隣と比べると高い数字になっております。で、ここにあるデータなんですが、近隣8市町村――つくば市・美浦村・県南水道企業団・土浦市・湖北事業団・かすみがうら市・阿見町・稲敷市、この8団体で比べて、水道料金は今の順番です。ですから、町は稲敷市に次いで高いということになります。

使用者の基本料金の割合というのは、ちょっとまだ、今数字ここでは持っておりませんので、今調査をかけてるとこなんですが、この間の全員協議会でも申し上げたとおり、これから整備を進めていかなくてはならないという事情がございます。

今,1 万 4,000 件ほど皆さんに御使用いただいております。で,100 円値下げをすると 1,500 万ほど 収入が減ります。10 年間続けると 1 億 5,000 万,200 円値下げをすると年間 3,000 万ちょっと,10 年間続ければ 3 億。そうしますと,平成 21 年度の建設の予算が 2 億六千何がしで上がっておりますので,200 円値下げをして 10 年間たつと,整備が 1 年おくれる。300 円,400 円,500 円と下げるたびに整備がおくれていくということになります。

料金につきましては、これは施策的なことですので、私ども事務方が申し上げることではございませんが、現実としてそういう現実がございます。

で、これからの整備費なんですが、第2期環状管の整備、あと第3期環状管の整備ということで、平成32年までに環状管を整備していくという計画になっております。これと、あと集落の中の整備がございます。これを合わせて30億ほどこれからかかるんじゃないかというような試算をしております。ですので、なるべくそういう工事費を確保したいという意向はございます。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 水道課長の,今100円やれば何千万,200円なればその倍と。それはね,機械的な計算なわけですよ。結局,水道課の調査でも,いわゆる1家庭平均20立米は使ってるという調査が出るわけでしょう。で,多く使ってる人は,料金の値下げ幅っていうのは,うんと少なくなるわけですよね。

だから、それはちょっと数字のあやで私らにちょっとだまして説明するんじゃないかなっていうふうに思いますんで、やはりちゃんと 1 万 4,000 世帯のうち 10 立方以下は何千世帯があって、そのうち 6 立方とか 5 立方の人はどのぐらいあるかっていうのは、数字をやらないとどんぶり勘定になると思うんですよね。で、すでに土浦市、それからこの近隣では守谷市ですね、守谷市は、その 10 立方っていうのを 1 立方単位に計算をし直して料金を下げて、それでもきちんと水道事業会計を維持しているわけですよね。

だから、それから比べれば、阿見町でもやはり住民の負担を軽くするっつう観点で試算をするっつうことは、私は大事なことだっていうふうに思うんですよね。ただ金取ればいいと、今言うとおりどんどん利益を上げると。将来のためにどんどん使うんだっつうのはちょっと了見が違うんじゃないかなというふうに思いますんで、きちんと基礎的な数字の根拠を精査して、我々に提示してもらいたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 水道については、非常に長い経過の中で、阿見町の場合はいろんな問題点があったわけですね。しばらく前までは、使用水源が確保できないというような問題があって、それについては暫定的に地下水を使うという形で、水量を確保すると。で、水量確保を前提に今度は環状管を整備して、すべての地域で水道を給水できる、そういう条件づくりを重点的にやってきたわけです。

そういう条件の中でもまだ、県の平均と比べても普及率が非常に低い。ですから、例えば土浦市あるいは守谷市と比べる場合に、それぞれ土浦市にしても守谷市にしても普及率は非常にもう高くなっている。で、当面の課題としてやはり、特に畑地帯で水質が悪くなってきてるという、そういう問題点が非常に顕在化していますんで、そういう中でまずは普及率を上げていく。普及率を上げるための条件としての環状管の整備等についてはできてきたと。

そういうことですから、現在の形としては一応長期計画的なものはありますけれども、それのピッチを上げて、できるだけ早く普及率を上げる。そのためにある程度前倒しで費用を使っていく。そういうことが当面の、一番の課題であるだろうと思います。

そういう意味で、できるだけ早く普及率を上げて、基本的に 100%に近い普及率に持っていった上で、その時点での状況によって料金については考えると、そういうふうな基本的な考え方を持つべきだろうと思うわけです。そういう点で、この前の全員協議会でも説明しましたが、まずは加入促進策として、県としても加入料金を値下げしようと、こういうような対応をしているわけですから、それと歩調を合わせて加入金の値下げ。県の場合は3年ぐらいの時限的な考え方ですけども、阿見の場合できるだけそれを町独自の対策としてずっと続ける。そういうことを考えようということですから、当面そういう考え方で普及率を向上させていく。普及率が上がった時点で水道経営の全体を見て、そういう条件が合えば料金も下げると、こういうような段階で考えるべきなんじゃないだろうか。

ただ、そこに行く段階で特に細田議員が問題にしたような、少ししか使わない人たちの料金とか、そういう問題については平行して検討して、どうしても問題があるような部分について、部分的な形で対応することも検討すべきだと、そういうふうに考えるわけです。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 水道料金については、原水を県南広域水道から買っているわけですけども、 原水自体ももう既に経費のピークは過ぎて、これからは原水を下げることになるんじゃないかっていう 予想もあるわけですよね。

それから、今国が民主党政権になって八ッ場ダムを中止にしましたけども、それについても中止にして今まで各県が、流域の県が払った分については、国はその分は返すというふうになれば、茨城県でも101億円ぐらい返ってくるっつう予想もあるわけですよね。そうすれば、原水の値下げにもなるわけですから、そういうことも考えて負担が多いっつう、そういう声があるわけですから、それで水道が高いので阿見から引っ越したなんつうアンケートも出てるわけですよね。

あと、それから水道を 100%普及するということで、今阿見町の場合には、農村部が普及されてないわけですよね。あと、ほかの地域の例も、これもきちんと調べないと、例えば農村部であんまり希望がないのに水道入れても、水道蛇口を1つつけたけども、実際はほとんど使わないと、基本料金しか払ってないっていう事例もあるわけですよね。

そういう点も考えていかないと、投資したけれども、今度は逆に農村部では回収ができないっつうふうになるわけですけども、その場合には、例えば今、地下水で飲料可の水を使ってでも、それでいいっつうことならば、やはりそういうことを続けるとか、また共同で地下水を使うっつう場合には、補助を出すとかっつうことを考えていかないと、ただ 100%、100%でやればいいっつうふうには、私はならないんじゃないかなっていうふうに思いますんで、そういうことも含めて今後の水道経費、それから水道料金の兼ね合いっていうのはきちんと精査していかないと、今までのような取ればいいんだっつうか、どんぶり勘定みたいな感じで利益をどしどし上げていくっつうふうにはならないんじゃないかなっていうように思いますんで、その辺はきちんと精査してシミュレーションを議会に示してもらいたいなというふうに思います。

これは、要望です。

○議長(諏訪原実君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 21 号から議案第 28 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託すること に御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

#### 議案第29号 町の区域の設定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第13、議案第29号、町の区域の設定についてを議題といたします。 提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

#### 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 次に、議案第29号、町の区域の設定について申し上げます。

本案は、中郷土地区画整理事業の実施に伴い、大字阿見の一部を、中郷二丁目から三丁目、及び西郷三丁目に区域及び名称の変更をする必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により、町の区域の設定を行うものであります。

当該区域は、中郷土地区画整理地内であり、本事業の実施により、中郷地区及び西郷地区がわかりやすい町名地番になるものであります。なお、事業実施日は、土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日となり、本年8月を予定しております。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は 簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 29 号については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第30号 町道路線の廃止について

議案第31号 町道路線の認定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第 14、議案第 30 号、町道路線の廃止について、議案第 31 号、町道路線の認定について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇を願います。

[町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 次に、議案第30号及び議案第31号につきまして提案理由を申し上げます。

まず、議案第30号、町道路線の廃止につきましては、主に、都市計画道路荒川沖・寺子線の供用開始に伴う路線の廃止であります。

次に,議案第 31 号, 町道路線の認定につきましては, 主に, 都市計画道路荒川沖・寺子線の供用開始に伴う道路及び都市計画道路中郷・寺子線の事業着手の為の認定であります。

以上,提案理由を申し上げましたが,慎重に審議の上,議決いただきますようお願い申し上げます。 〇議長(諏訪原実君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は 簡潔にお願いをいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号から議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月18日の本会議において審査の結果を報告 されるようお願いをいたします。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時19分散会

第 2 号

## 平成22年第1回阿見町議会定例会会議録(第2号)

平成22年3月3日(第2日)

## ○出席議員

実 君 1番 諏訪原 2番 久保谷 充 君 秀 慈 君 3番 川畑 難波 千香子 4番 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 君 7番 浅 野 栄 子 君 孝 8番 藤井 幸君 平岡 9番 博 君 10番 久保谷 実 君 11番 吉 田 憲 市君 12番 石 井 早 苗 君 13番 小松沢 秀 幸君 14番 倉 持 松 雄 君 志君 15番 野 孝 大 16番 櫛 田 豊 君 17番 佐 藤 明 君 幸 18番 細 田 正 幸君

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

川田弘二君 町 長 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 青 壽々子 君 Щ 総 務 部 長 坪 田 匡 弘 君 民 生 部 長 横 田 健 君 忠 生活産業部長 川村 男 君 都市整備部長 田 康 司 君 桑 育 次 長 充 新 君 教 横 田 消 防 長 瀬 尾 房 雄 君 総 務 課 長 篠原尚彦 君

企画財政課長 篠崎慎一君 国保年金課長 吉 田 衛 君 健康づくり課長 朝日 良 一 君 町民活動推進課長 飯 野 利 明 君 予科練平和記念館 湯 原 幸 徳 君 整備推進室長 指 導 室 長 冨 田 耕大郎 君

## ○議会事務局出席者

事務局長小口勝美書 記 山﨑貴之

## 平成22年第1回阿見町議会定例会

## 議事日程第2号

平成22年3月3日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

# 一般質問通告事項一覧

平成22年第1回定例会

# 一般質問1日目(平成22年3月3日)

発 言 者	質問の趣旨	答言	牟 者
1. 柴原 成一	1. 予科練平和記念館の今後について	町	長
2. 細田 正幸	1. 子育て支援のために、中学卒業まで医療費無料化を実現させたらどうか	町	長
3. 藤井 孝幸	1. 川田町政の思いを問う	町	長
4. 浅野 栄子	1. 選挙における取り組みと投票率の向上について	町	長
5. 難波 千香子	1. 阿見のがん対策について	町	長
	2. 町内街路灯・電気料金の年間一括払いについて	教育	新 長 長

## 午前10時00分開議

○議長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承 お願いします。

これより議事に入ります。

### 一般質問

○議長(諏訪原実君) 日程第1,一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いをいたします。

初めに、6番柴原成一君の一般質問を行います。

6番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

### [6番柴原成一君登壇]

○6番(柴原成一君) 皆さん、おはようございます。今回の質問は、予科練平和記念館の今後についてであります。

予科練平和記念館が2月2日,ついにオープンしました。開館後の客足は好調のようで、日曜日には1日1,000名を超す入館者もあったように聞いております。また、2月27日には、来場者1万人を突破したようです。これは、予科練平和記念館のホームページで見ました。予科練平和記念館のホームページ、皆さんもぜひ見ていただきたいと思います。また、そのブログも、結構しゃれていて、多分学芸員の方が書いておられると思うんですが、毎日見ても飽きない内容になっております。

さて,私も何度か足を運びました。展示物の一つ一つに足をとめ,案内文に目を通し,映像に見入ってきました。

さて、予科練平和記念館には箱物批判がずっとつきまとってきました。まさに、箱が積み重なったような外観で、館から遠い本郷地区などでは特に、「あんなものつくって、もったいない」と多くの町民に言われました。特に今は、コンクリートから人へというのが時流ですから、説明には苦慮してきました。ですから、今回少なくとも開館したことで、箱物批判を受けたら、「ごらんになりましたか」と切り返すことができるようになりました。大事なのは中身です。文句は見てから言ってくれ。それで改善の必要があれば、前向きに一生懸命取り組みますよと言えるようになったんです。

そうなると、まず、見に来られた方の厳しい批判の視線に耐え得る展示でないと困ります。さらに、前向きの改善要望には真摯にこたえる館の運営でなければいけないということです。私は、予科練平和記念館は一種の足がかりで、ここを拠点にさらに多くの資料を収集し、子供たちを初め、次の世代や世界に情報を発信していくことにこそ大きな意味があるのだと理解しています。館内では、2つの映像ホールで映画が上映されていますが、戦災の記憶を語る地元の人には知り合いの顔があったりして、その話には改めて襟を正させるというか、まじめに聞く気分にさせられました。記念館で、ああした証言の採集事業はこれからも続けられるという話を聞いて安心しました。さらに、子供たちの遠足のコースに組み込んでもらえるよう、近隣及び県内の小学校などに積極的に働きかけていくとも聞いています。こうした不断の取り組みによって、予科練平和記念館は進化していく、そういう機能であってほしいと思います。

そこで、私の経験や町民に聞いた感想をもとに気づいた点を1つ、2つ申し上げたいと思います。 まず、順路の最後に当たる2つの映像ホール、順路6の窮迫と順路7の特攻の2つですが、私が 感想を聞いたうちの何人かがここを素通りして帰ってきてしまっています。入れ替え制の上映タイ ミングが合わなかったとか、扉が閉じていて入りづらかったとかというのが理由です。せっかく手 間暇かけていい映像をつくっても、見てもらえないというのは何とも残念です。動線というかハー ドウエアを今からいじるのは大変でしょうが、誘導や上映方法のほうで何とか工夫できないか、こ の点を強く感じています。

動線ということでは、記念館にいらしたお客様には、ぜひ武器学校の雄翔館にも足を延ばしてもらいたいのですが、出口からは真っすぐに駐車場に戻られる方が大半でした。出口近くに雄翔館の所在を示す案内板が欲しいと思いました。今日のところはこの2点、ちょっとお答えしていただきたいと思います。お気づきでなかったら、改善をお願いします。

実は、気づいたところはもっとあって、設計施工の乃村工藝社さんの社長あてに質問状を自分で出そうと思ったほどでした。我々素人には、でき上がったものにしか文句を言えないので、勘弁してもらいたいんですが、展示装置の配置替えを迫るような改修は、お金もかかるでしょうし、デザイン意図に反したりすることもあるようなので、こうした改善方策については、4月以降にできる運営協議会の設置を待って、そこでの議論になると理解してよろしいのでしょうか。その際、私らみたいな素人の意見というのは、どのような形で吸収されていくのか。記念館で取り扱っている来場者アンケートでの意見とあわせ、どのように改善に役立てられるのか、お尋ねしたいと思います。

今回の質問では、これまでの入館者数、総入館者数と招待券利用者数との割合とか、などのデータ的なことをお示しくださるようお願いします。

予科練平和記念館は、初年度10万人の入館を見込んでいるそうですが、その達成見通しはどうなんでしょうか。お尋ねします。わずか1カ月ばかりでの実績では即答できないかもしれませんが、手ごたえみたいなものは感じているはずです。さらに、今後、運営の実を上げる上では、リピーター 何度も足を運んでくださるお客様です の獲得がかぎになるとも思われます。現在見られるのは常設展示と呼んでいいと思いますが、町民等から寄贈された資料はもっと数多くあると聞いています。これらを活用しての企画展とか、鹿児島の知覧とか広島の大和ミュージアム等、類似施設の収蔵品を借りて特別展とかによるリピーター集客が思いつきます。これらの特別展、企画展の具体的な検討は始まっているのでしょうか。いつからスタートを予定しているのでしょうか。さらに、イベントというか催事面の充実も考えていると思います。運営費の制限もある中で、町の応援団的な参加協力も必要になるかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、御答弁お願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 「町長川田弘二君登壇」
- ○町長(川田弘二君) 柴原議員の質問にお答えいたします。

オープン以来まだやっと1カ月ですが、1カ月で大分いろんな形での質問をいただきましたが、 今の段階で答えられる限りでお答えしたいと思います。

予科練平和記念館につきましては、議員各位を初め、町民の方々や全国の多くの方々から温かい御支援、御協力いただき、本年2月2日に開館することができました。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

第1点目の,改善項目と来場者のアンケートの反映方法についてお答えいたします。

予科練平和記念館運営を開始し、1カ月が経過いたしました。開館するまでには様々な課題を想定した中で準備をしたわけでありますが、それでも多くの課題や改善をしなければならないことが出てきております。

例えば、議員御指摘の6室と7室については、他の展示室と異なり自動扉で閉まっている関係から、5室までが展示室と勘違いをし、そのままお帰りになってしまう観覧者も見受けられました。予科練平和記念館では、予科練の歴史や町の戦史を後世に正確に残し、その上で戦争の悲惨さや平和の大切さを認識してもらうことが重要なことであります。そういう意味におきまして、6室窮迫と7室特攻の映像展示は非常に重要な意味のある展示であります。展示の重要なポイントとなります。現在、観覧者が必ず6室を通り7室に移動できるよう、観覧者の流れを5室から6室に向けるため、ベルトポールスタンドを配置するとともに、展示解説員が誘導、案内することで観覧者のスムーズな誘導が可能となりました。

上映方法についてでありますが、現在、6室、7室とも約7分間隔で約8分間の映像を映しており、映像が始まるまで多少の待ち時間がありますが、6、7室内の展示資料も観覧するお客さんのために7分という間隔をとっているということで御理解をいただきたいと思います。

また、玄関前に雄翔館への案内看板の設置をしてはとの御提案でありますが、予科練平和記念館は自衛隊施設内の雄翔館と一体的なコンセプトの中で整備をしており、予科練平和記念館ばかりでなく、雄翔館への誘導についても考えていかなければなりません。現在、敷地内に2カ所雄翔館への誘導案内板が設置されており、今後、来館者が雄翔館を認識しスムーズに誘導できるよう、その中の1カ所を記念館玄関前に移設する予定であります。

来館者のアンケートについてでありますが、来館者の満足度や御意見を把握するため、開館当初からアンケートを実施しております。内容につきましては、記念館への来館回数、性別、年齢、どちらから来たのか、交通手段、来館の目的、来館のきっかけ、施設の満足度等についてのアンケートを実施しております。

これまでに、約700名の方からアンケートに協力をいただき、ほとんどの方が予科練平和記念館に対し満足という結果をいただいております。最終的な集計についてはまだ行っておりませんが、今後アンケートの内容を精査し、お客様の満足度を向上させるため、改善できるところは改善し、また、集客を図るためのPRや広報活動の参考にしていくことは非常に重要であると考えております。

次に, 第2点目の現在の来館者数並びに目標達成の見込みについてであります。

来館者につきましては、2月2日から2月末日までの24日間で1万424名、1日平均約430名の来館者となっており、観覧料につきましては431万円の収入となっております。また、年間10万人の来館者を目標としておりますが、開館日数が年間で約300日余りですので、単純に計算しますと、年間約13万人の来館者ということになります。開館してからまだ何日もたっていませんが、これだけの人数が来館してくれたということは、これまでのPR効果が実を結んだ結果だと考えております。

今後の目標達成の見込みについてでありますが、まだ1カ月余りしかたっていませんし、5月の 連休や夏休み期間の状況等も見ていかなければならないと考えております。

いずれにしましても、当初の目標を達成できるよう、お客様が満足いただけるような運営はもとより、近隣市町村や小中学校、旅行代理店、宿泊施設等への職員の訪問によるPR活動や、催事案内の充実を図り、町の観光スポットとしても全国に注目されるような広報活動については努力をしていかなければならないと考えておりますので、議員各位も予科練平和記念館のPRにつきましては、なお一層の御協力をお願い申し上げます。

最後に、リピーターを増やすための特別展や企画展等をどのように進めていくかについてであります。予科練平和記念館の運営をしていく上で、常設展示の観覧事業ばかりではなく、企画展等の開催や各種事業を行うことにより、多くの来館者やリピーターを確保することは必要であると考えており、今後、所蔵資料展や企画展につきましては、開催する予定であります。

所蔵資料展でありますが、これまでに収集した資料のうち常設展示することのできなかった資料が9,000点以上あります。これらの資料は、寄贈者から展示をしてほしいという御希望もありますし、寄贈いただいた方々への感謝の意味を含め、また、ぜひ多くの皆さんに見ていただくため、テーマを設け、展示できるものは可能な限り展示開催をしていく予定でおります。

また、企画展につきましては、テーマは未定でありますが、他の資料館等が所蔵している予科練や戦史に関する資料などを借り受けして実施することを計画しております。具体的な内容は現在検討中でありますが、開催時期については、所蔵資料展を夏休み期間中に開催し、企画展を2月ごろに開催する予定で検討しております。

さらに、来館者のアンケートでも予科練出身者の生の声を聞きたいという御意見も多く寄せられておりますので、元予科練習生によるお話し会や、当時の蓄音機や昭和のレコードといった資料を活用したレコード鑑賞会、さらには、阿見町や予科練の歴史を知ってもらうため、夏休みを利用した親子講座などの事業を計画し、多くの人に予科練平和記念館事業に参加してもらえるような事業も検討していく予定でおります。

また、ボランティアの協力につきましては、これまで町民から募集した予科練平和記念館整備推進応援隊を組織し、予科練平和記念館整備に向けてのPR活動や寄附金の募集、夏期特別展等への協力をお願いしてまいりました。今後、展示開設も含め記念館事業に協力していただけるボランティアの活用についても検討していく予定でおります。

いずれにしましても、今後、来館者の御意見や予科練平和記念館運営協議会の御意見を参考にしながら、改善すべきところは改善し、また、特色のある事業を行うことにより、予科練平和記念館への集客を図っていくことが必要であると考えておりますので、御理解いただきたいと思います。 〇議長(諏訪原実君) 6番柴原成一君。

○6番(柴原成一君) ありがとうございました。その中での、一番重要なことは、今順調にいっているものを、リピーターを増やすという作業かと思います。それについてはどうしたらいいかという協議をするということで、予科練平和記念館運営協議会というのが立ち上げられる予定のようですが、その概要について、これ質問の趣旨にはありませんでしたが、運営協議会の概要について、例えば何名ぐらいで、どういう人選で、どういう形になるのかというのを、質問にはなかったんですが、わかる程度でお願いします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。予科練平和記念館整備推進室長 湯原幸徳君。

○予科練平和記念館整備推進室長(湯原幸徳君) はい,お答えをいたします。予科練平和記念館 運営協議会でございますけれども,所掌事務に関しましては,平和記念館の管理運営に関する事項, それと平和記念館の事業計画に関する事項,その他,予科練平和記念館に関し協議会が必要と認め る事項について御審議,御意見をいただけるような組織にしたいというふうに考えております。

また、協議会の構成につきましては、20人以内をもって組織するということで、その規則の内容としましては、阿見町議会議員の代表、議会の代表、それと区長会の代表、商工会の代表、それとJAかすみの代表、それと海原会、それと阿見町教育委員会、それと阿見町の小中学校の代表、それと阿見町からというふうな形で20名以内を考えております。もちろん、この中には自衛隊のほうの方も、武器学校のほうの雄翔館の関係もございますので、武器学校の代表の方も含める予定ではなっております。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 6番柴原成一君。
- ○6番(柴原成一君) はい。ありがとうございます。私がいろんな話、聞きますと、高額寄附をした方は、たくさん出したんだから意見を言わせてほしいというような意見もあります。というのは、せっかくお金出して、いいものにしていかなければ出したかいがない、寄附したかいがないというようなお話でした。で、私自分のホームページで意見を求めましたら、1点書き込みがありました。素人の方が気がついた点なんですが、とりあえず返事は別にして、とりあえず気がついた点を読みます。

先週,見学してきました。暗いイメージはなくさわやかな印象でしたが,気がついた点を参考に下記に記します。阿見坂下から右へ曲がってすぐ左にあるわけですが,手前,案内標識がなく,通り過ぎるところでした。町の主要な場所に案内標識を設置するとアクセスがしやすいと思います。ホームページに載ってました1万人目の来館者というのは,アウトレットに来た方が予科練平和

ホームページに載ってました1万人目の米館者というのは、アワトレットに来た方か予料練平和 記念館に寄ったと。それが1万人目の御夫婦でしたかね。ホームページに載ってました。当然、アウトレットから予科練までの案内掲示板は最低必要かとは思いますが、まずこれが1点ですね。

次に、建物の壁に設置された看板が小さいのと、建物の色と同種色系で際立っていない。

3番、展示されているものの説明が日本語のみで、外国人にはわからない。当日も何人かいました。簡単な内容を書いた英語プレートが必要ではないか。

4つ目,最初の部屋で映像を映していましたが,映像の切り替え時にいやな音がしていた。調整 不足でしょうか,ということですね。

5番目,映像の照射位置が低く,人数が多くなると,見ている人の前を横切る必要がある。対象として大人であれば,もっと高い位置にあってもよいのではないか。

6,映像の鑑賞を含め2時間ほどかかりました。時間を決めた案内コース――ガイドつきがあってもよいのではないか。もっと見たい人はその後でゆっくり見るとか。

7番目、CDとかMDにそれぞれのブースの概要説明が入った携帯機器を貸し出してもよいのではないか――有料でですね。よく博物館などに取り入れられてるもので、これであれば英語版でもいいんではないでしょうか、ということですね。

8つ目,この記念館設立の趣旨が、プレートで入り口の壁内側に町長名でありましたが、出るときに気がつきました。もっとわかりやすい場所に掲示すべきでしょう。入るときにすぐわかる場所に大きく掲示すべきではないでしょうか。

9番目、最後に、リピーターに来てもらうための工夫がこれから必要と思います。余りお金をかけないでの特別展など、という、私の掲示板に書き込みがあったわけですが……。で、予科練平和記念館については、建設前からいろんな議論がありました。私にも多少の異論はありましたが、ただ最終的には、この議場におられるほかの議員さんと同様、建設にサインを示したのであります。そして、一たん賛同した以上、よりよいものを阿見町が誇れるものにしたいと切に思い、関連事業への参加などに行動してきました。私たちは予科練の町阿見と言いますが、電子辞書などで予科練と引きますと、土浦にあったというふうに表示されます。あながち間違いではないのでしょうが、私たちの親や祖父母の世代が予科練とともに苦楽をともにした時代があったことを思うと、予科練の町阿見という意思表示はとっても大事なこととして次の世代に引き継いでいかなければならないと考えています。そうした町民の思い、予科練出身者とその家族の思い、そして川田町長の熱意によって、予科練平和記念館はやっと船出をすることができました。町長にはこの席で感謝を述べておきたいと思います。そして、予科練平和記念館はこれからが大事なんだと、阿見町が本当に誇れるものをこれからもつくっていくと、微力ながら私もその一端を担っていきたいと考えております。今後のますますの発展、リピーターの増大を願いまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) これで、6番柴原成一君の質問を終わります。 次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。 18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

## [18番細田正幸君登壇]

○18番(細田正幸君) 私,通告しました1点について,質問したいと思います。

子育て支援のために,中学校卒業まで医療費無料化を実現させたらどうかという質問でございます。

今年度より、茨城県では、子どもの医療費無料化を小学校入学までから小学3年生まで無料化することになると聞いております。阿見町ではこれをさらに進めて、不況の中、経済的に大変な子育て家庭をより一層支援するために、中学校卒業まで医療費を無料化したらどうなのかということを提案したいと思います。子供を育てる親にとって、一番の心配は子供の病気。費用の心配なしに安心して病院にかかれるよう、子供の医療を無料にすることは、切なる願いになっております。全国的には、1,800自治体のうち349自治体が中学校卒業まで医療費の無料化を進めております。阿見町でも、中学卒業まで無料化を実現させたらどうなのか。そして、今回の町長選挙では、3人の候補が無料化の対象者拡大を公約しております。今後、阿見町としてどう進めていくのか質問したいというふうに思います。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 「町長川田弘二君登壇」

○町長(川田弘二君) 細田議員の質問にお答えいたします。

子育て支援のために、中学卒業まで医療費無料化の実現についてという質問であります。

町では、子育て支援対策の一環として、0歳児から小学校入学前までの乳幼児を対象に医療費の助成を行っており、平成21年10月1日からは、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、町の単独事業として、所得制限を撤廃し対象者の拡充を図ってきたところであります。

現在,茨城県においては,本年10月から対象者を小学3年生まで拡大するとした制度の見直しが進められておりますが,町の平成22年度予算案においては,現時点における対象者である小学校入学前までにかかる医療費助成分の計上をしているものであります。したがいまして,今後予定される対象者拡大分については,補正予算により対応するということになると思います。

なお、今後の対象者の拡大等、制度の見直しについては、新町長の政策判断にゆだねられ、決定 されるべきことでありますので、ここで中学卒業まで無料化するとかそういうことについて、明確 な答弁はできませんので、御理解のほどお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) これは、見覚えあると思うんですが、今の川田町長のマニフェストだか公約だか知りませんけども、この中に、まず、これからは生活福祉向上に全力投球しますと。1番目に、マル福──医療福祉制度の対象者拡大っつうことをうたってるわけですね。その次には子供関係で、保育所待機児童の解消と。で、もしもですよ、川田町長が当選したならば、幾つまで拡大するつもりだったんですか。消えたっつうのはないでしょうよ。これは公約ですよ。だれも、だって落選すると思って公約出したわけじゃないでしょ。川田町長がどういうつもりでこの公約を出したのか。

[「もしもの話はできないよ」と呼ぶ者あり]

○18番(細田正幸君) もしもじゃないよ。あと、これは当選した天田さんですよね。天田さんは具体的に、これも1番です。子供の医療費負担を無料にしますと。で、6年生までの医療費は自己負担ゼロと、その後中学校3年生までは段階的に実施しますと。あと、これは千葉さんのやつ。これは中学生まで医療費無料化しますと公約しているわけですよね。だから、3人の候補が全部医療費無料化の拡大をやってるわけです。これは仮定でもなんでもないですよね。だから、川田町長はどういうつもりでこの公約を書いたのかっていう質問をしているわけですよ。川田町長いるわけだから、聞いて悪いことないでしょう。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) 私が書いたのは、そういう全体の流れとして子供対策としての医療費無料化、これを充実させていくということは必要だと、それを段階的にということで。具体的に何年までとかいう形でじゃありませんで、段階的に全体的な状況を見ながら、対策としては医療費の無料化だけやればいいわけじゃありませんで、その中でも書いてありますように、保育所の待機児童の解消とか、あるいは、今、既に重点的にやっております放課後学童クラブの学年の枠の拡大とか、そういうことも含めて全体的な子供対策、福祉対策を考えるという中での提言ですから、具体的に幾つまでというのは、状況判断の中でやるということでの言い方であります。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) これは川田町長本人に聞いてるわけですから,随分無責任な公約を出してんなっつうふうに思いますよね。だって今まで16年間も町政を担ってきたわけですよ。これからのやつだって,4年間の,恐らく計画は立っていると思うんですよね。で,私が具体的に聞いたら,状況判断にって。何が状況判断なのかというのは,私は聞いていてわかんないですよ。県だって今,本会議で,今年の10月から小学校3年生まで無料にする制度をつくるってことを言ってるわけでしょ。そしたら阿見町は,小学校3年じゃなくて,もっと6年までやるとかっつうことになると思うんですよね。そういう点は,町長は考えないでこういう公約を出したっつうことなんですか。まず,それを確認したいというふうに思います。

○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。

○町長(川田弘二君) だから、その点を具体的に出してないのはそういう考え方で、全体状況の中で判断して方向をきちんと出すと、そういう意味で出しているわけで、あとはやっぱりこの問題については、選挙ということで結果が出てるわけですから、その前にさかのぼった議論をしても、全く意味がないというか、現実的に中学生まで無料化ということが、私が打ち出せるはずがないんで、そういう点は、もう最古参の議員をやっておられる細田議員だから、十分わかると思いますので、この議論については、この辺で終わっていただきたく思います。

○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) まあ、逆に言えば、この16年の実績と安定した町政、今後の町政やってますけども、3人の政策の中では、一番、現職の町長が具体性がないんですよね。だから、そういう反映が、町民の審判を、私は受けたんじゃないかなっつうふうには思っております。今後の展望についても、新しい町長に任せるみたいなやつでは、ちょっと私は、今まで4期もやってきた町長については、情けない話だろうなっていうふうに思います。

この論議はそれで終わりますけれども、それでは具体的に聞きますけれども、まず、3つの点について資料を出してもらいたいと思うんですけれども、1つは、県が行う、10月っていう本会議での、答弁ありましたけれども、小学校3年生までの医療費無料化について、町の負担の財政支出は幾らになるのか、あとそれからもう1つ目は、それに拡大して小学校卒業まで、6年生まで無料化にする場合は幾らになるのか、あと、今私が質問しております中学校3年生まで医療費無料化にするためには幾らになるのかの資料の提示をお願いしたいというふうに思います。これは当然、県からの補助、小学校3年までの補助も差し引いて、町でどれだけ支出するのかっていうことを示してもらいたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。ただいまご質問の、小学3年生まで拡大した場合、県の実施する部分ですね、それを町がやった場合には、今、所得制限を、今現在未就学児までは所得制限撤廃という形でやっております。そういう制度と同じ制度で小学校3年まで延長した場合、この場合は2、750万円新たに財源が増えるというようなことでございます。これは県の部分が1、169万円、これが含まれるというような形になります。それで、小学校6年生まで拡大した場合には5、370万円、中学3年生まで拡大した場合は6、886万8、000円というようなことでございます。先ほど申しましたように、これは県の補助金の収入1、169万円、これが所得制限ありというような場合で県のほうからの補助金が入ってくるというようなことで含まれるというようなことでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) この6年生までが5,370万っていうのは、県の1,169万を引いた金額ですか、それとも、中学までっていうのもそうですか。私は引いて出してくれっつうことを言っているわけですね。実際には引いて、県から補助があるわけだから、1,169万を引かないと正確な数字じゃないというふうに思うんですけれども。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- 〇民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。県の1,169万を差し引いた町の持ち出し分ということになりますが、小学3年生までの場合が1,581万円、小学校6年生までの場合が4,201万円、中学3年生まで拡大した場合が5,717万8,000円というようなことになります。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 18番細田正幸君。
- ○18番(細田正幸君) 子供の医療費の無料化については、逆に言えば、今政府が出そうとしている子育で支援のために1万3,000円ですか、1人当たり出すと。私はそれに連動すると思うんですよね。一番、子供の病気、主に小学校低学年っつうかね、が、子供の病気としてはかかる率が多いわけですけども、子供を産んでも所得つうかね、生活の心配しないで子育でをしていけるということは、今、人口減少、子供の出生率が1.3ですか、切ってるっつう状況では、やはり支援を強化するってのは、私は必要ではないかというふうに思います。

この実施については、新しい町長になった方にも引き続き前向きで検討するようにお願いをしていきたいということで、今日の質問終わらせていただきます。

○議長(諏訪原実君) これで18番細田正幸君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の一般質問を行います。

8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

## [8番藤井孝幸君登壇]

○8番(藤井孝幸君) 皆さん、おはようございます。通告に従い、質問をいたします。

川田町長には、懸命に町政を担った4期16年、本当に御苦労さまでした。私自身、議員になって6年が経過をいたしまして、この間、大なり小なり町政に、町行政にかかわりを持ってきましたし、川田町長の町政運営には、また各種施策につきましては、一定の評価をしているものでございます。町長自身が16年を振り返り、思うようにはいかない部分や、思ったよりスピード感がなかったり、町長の思いが我々議員または町幹部職員に通じず、歯がゆい思いをしたこともあるということは御推察いたします。しかし、16年の実績を振り返るに、成果の上がったものもあれば、まだまだこれからだという施策もあろうかと思います。そこで質問をいたします。

まず初めに、川田町政の役割を終えるに当たり、これだけは阿見町民のために継続すべき施策であると、その熱い思いをお聞かせ願いたいと思います。私、今後の議員活動において、その川田町長の思いを継承したいと思います。大変多くあるとは思いますが、これだけは、この考え方だけはという施策を御教授をいただきたいというふうに思います。私、4万7,000人の町民の進路を急激に変更することを望むものではありません。

次の質問です。町長がこの施策だけは、この考え方だけは町民のために続けるべきだという施策 の具体的な実現方法をお教え願いたいと思います。

質問の3番目です。今まで実行した施策の中で、確認、見届けが必要なものは何かを御教授願い たいというふうに思います。

以上,3つの質問にお答えいただき,4期16年の川田イズムを私自身よい点は継承し――多くよい点はあると思いますけども,よい点は継承していきたいというふうに思っております。ぜひとも,4万7,000人の町民が路頭に迷うことがないように,お教えを請うものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 「町長川田弘二君登壇」

○町長(川田弘二君) 藤井議員の質問にお答えいたします。

私の4期16年の町政に対する思いと関連しまして3点の質問でありますが、まずこの機会に、私が4期16年にわたって町政のかじ取りをしてきて、私なりにまちづくりに関して考え、実施してきたことについて申し述べてから、幾つかの事例を挙げてお答えをしたいと思います。

阿見町ではこれまで、第1次から第4次までの総合計画の期間を経て、現在は「人と自然がつくる楽しいまち――あみ」を将来都市像としたまちづくりを進めております。

私も平成6年の町長就任以来,今回の議会を最後に4期の任期を終えることになりますが,この間,議員各位並びに町民の皆さん方の協力をいただいて,道路,土地区画整理,上下水道等の都市基盤整備,ごみ処理施設,最終処分場等の環境施設整備,地区公民館,総合保健福祉会館,総合運動公園の建設など各種ハード事業のほか,健康と福祉,生涯学習,環境と景観等に関するソフト事業も順調に進展し,従来から目標としてきた「職・住・遊・学」が調和した田園都市が実現しつつあります。

また、まちづくりを進める中で、地域の特性を活かすことを重視してまいりましたが、平成19年 3月に圏央道が部分開通し、阿見地内に2つのインターチェンジが利用できるようになったことで、 東京、成田、つくばに近いという地域特性がより大きくクローズアップされることになりました。

その結果,阿見東インターチェンジに近い阿見東部工業団地には,3年ほどの間に10社以上の企業が進出し,次々に操業を開始しております。また,同じく阿見東インターチェンジに隣接した県施行の土地区画整理事業地内には,大型商業施設あみプレミアム・アウトレットが昨年7月にオープンし,多くの客を集めております。このほか,町内4地区で実施した土地区画整理事業地内でも大型ショッピングセンターのオープン,グレードの高い住宅地の形成など,いい形でのまちづくりが進んでおります。

さらに一方では、町内の2つの大学があるという特性を活かして、茨城大学、県立医療大学と町の間で地域連携協力協定を結び、産業対策、地域公共交通、生涯学習、国際交流、健康づくり対策、 医療費抑制問題、介護予防等々の分野で効果的な施策の展開を図っております。

このほか,戦後60年余りを経過し,既に風化のおそれのある予科練の歴史を正確に整理,保存し,全国に発信することを目的に,先月初めオープンした予科練平和記念館の建設も,地域特性を明確化させるものであります。既に具体的に進展しているこれらの動きは,産業や地域の活性化,さらには財政基盤の強化にまでつながるものです。

ところで、本来まちづくりの目的は、地域の持つ資源や住民の過去の努力によって形成された地域の財産等を活用しながら、地域住民と行政の共同の力で、福祉、保健、医療、教育、文化、環境、産業、治安等のすべての面で、実質的に高い水準を確保・維持できるようなまちをつくることだと考えます。

このように考えるとき、今の時点で重要なのは、さきに申し上げたような、いい流れ、地域の活性化につながる動きを、地域全体で効果的に受けとめ、従来から大きな成果を上げてきている「健康と福祉のまち」「生涯学習のまち」「環境と景観対策」等のさらなるレベルアップに結びつけていくことであります。

ただ一方では、全体的な経済情勢の悪化に伴う大幅な税収減や、今後の見通しについての不透明 さもありますので、これまで進めてきた行財政改革をより徹底した形で進めることも重要でありま す。

そして, 現時点で最も重要なのは, この全体としてのいい流れを変えることなく, 安定的な町政 を着実に進めることであると考えます。

以上はあくまでも、これまでの16年の経過を踏まえた全般的な考え方、今後のまちづくりへの思いでありますので、この内容について十分御理解の上、今後の町政を進めていただきたい。そう思うところであります。

しかし、これだけではまだ具体性がありませんので、次に、多少具体的な事例を交えながらお答えしたいと思います。ただ、この具体例の挙げ方としては、挙げたいことはいっぱいあるわけですけれども、時間の関係もありますので、かなり限定的な形になりますが、その点については御理解をいただきたいと思います。

まず第1に、今後持続すべき施策についてであります。数え上げれば切りがありませんので、今 言いましたように、限定した形でお答えいたします。 まず1つとして、本来は本郷第一地区と一体的に整備されるべきでありながら、大きな状況変化、 国の基本方針の変化によって中止を余儀なくされた荒川本郷地区への対応であります。現在は、国 費及び都市再生機構の費用等を活用して、基幹道路について整備済みの段階でありますので、全体 情勢の変化を見守りながら、地権者との協議を重ね、適切な土地利用実現に向けて努力していただ きたいと考えます。

2つ目として、貴重な自然と緑を残す事業として、長期にわたり段階的に実施している平地林保 全対策事業について、事業量を拡大しつつ継続実施することもお願いしたいと思います。

3つ目として,既に幾つかの路線では定着しつつある景観形成道路事業を発展的に継続すること。 特に景観問題については,阿見町を景観形成都市としてアピールできるような方向での検討をぜひ していただきたい, それを進めていただきたいと考えます。

4つ目として、福祉関係ではいろいろありますけれども、ここで挙げる事例としては、母親たちの子育て条件改善につながる保育所待機児童の解消、放課後児童クラブ入所学年枠の拡大等の条件整備を進めること。これは既にいろんな形で重点的にやってきておりますが、それをさらに加速させていただきたい。

5つ目としまして,既に10年以上の実績を持ち,中学生の相互訪問も続いている国際交流事業の 着実な実施と内容の充実を図ることもお願いしたいと思います。

その他,例えばまだ不十分である町内の道路ネットワークの確立。そのためには,荒川沖寺子線を柏根まで結ぶ――これはもう既にやってることでありますけれども,それを厳しい財政状況の中でもきちんとやっていただきたい。その他いろいろございます。

いろいろそういう形でお願いしたいことがあるわけですが、その施策を実現するためには、どういうような手法をとったらいいかという点についてであります。

本当に16年という期間を振り返ってみると、長いようで短かったなあという感じもするわけでありますが、これまでの事業展開の中では都市基盤整備事業、大型公共施設整備、こういうものが私が就任した時点では決定的におくれておりました。そういう事態がありまして、この間これらの事業というものを最重点として進めざるを得なかった。こういう状況があります。

その結果としまして、文化会館、総合体育館――これについてはまだ問題が残っておりますが――を除く大型施設、土地区画整理事業については、おおよその見通しがついてきたといえるかと思います。したがいまして、これからは子供・高齢者の福祉、医療対策の拡充、農業・地元商業対策、観光の振興対策、環境・景観対策等に重点を置いて、きめ細かな施策の展開を図る条件が、財政的にもある程度整ってきたんじゃないかと考えます。

ただ一方では、全体情勢の厳しさの中での事業展開でありますので、適切な行財政改革をこれまで以上に進める中で、重点的、選択的な財源配分を行うことで、今言ったような必要な事業というものを継続して進める、そういうことは十分可能であろうと考えます。

特に、平地林保全対策については、県の森林湖沼環境税の有効活用が期待できますし、景観対策については、これはやはり町の政策的な課題として取り上げてるということを前提にして考えると、政策的に一定枠の事業費を配分して、雇用対策と連携させて実施する、そういうことも可能だと考えます。要は、一番の基本は、トップがリーダーシップを発揮するかどうか、これが一番基本であると考えます。

最後に、3点目の今まで実施した施策の効果の確認、見届けが必要なものは何かという点であります。

この点ですぐ思い当たるのが、つい先日オープンした予科練平和記念館の安定的運営の実現と、将来見通しの確立であります。今日の一般質問最初に柴原議員からこの点についての質問があってお答えしたとおり、オープン当初の状況は非常に活況を呈しておりますが、これから長期にわたって本来の目的に沿った安定的な運営が図れるよう、適切な対応を進めていくことが非常に重要であると考えます。

また、これまでも繰り返し議論されてきました霞ヶ浦湖岸公園構想をどのように展開していくかという点も非常に重要な課題であります。これはむしろ、1点目に挙げた継続していくべき施策として取り上げるべきだったかとも思いますが、湖岸の整備、利活用は今後の観光開発等にとっても極めて重要でありますので、適切な対応、方向づけを進める必要があると考えます。予科練平和記念館を含む平和公園は一応終わった形になったんですが、これは湖岸公園の重要な一部であり、次の継続する段階のものとして具体的に内容を固めて進めていくということ、これが非常に大事だということです。

そのほか、本来私は県で32年の経験があるんですが、一番中心的にやったのは農業でありまして、この農業対策に重点を置きたいという気持ちは持ってたんですが、なかなか、先ほど言ったような事情で、十分対応できなかった。そういう点で、農業関係については、これから厳しい状況の中で適切な対応をしていかなきゃならない、いろいろ課題があると思いますけれども、この新規就農者対策あるいは不耕作農地対策等についても、その効果、今後の対処方針を十分に検討して、具体化すべきことは適切に具体化し、場合によってはかなりの厚みを加えた施策として展開する必要があるんじゃないだろうか、こう考えます。

また、観光プロデュース事業として取り上げられまして、既に具体化しつつある竹林整備等についても、21年度事業で具体的に取り上げられておりますけれども、全体的にどう進むか、進んでいるか、こういうこともきちんと見守っていく必要があるんだろうと思います。

まだまだ具体的施策の提示が不十分でありますが、以上が私が考える今後のまちづくりへの思いであります。

これらのことを前提として、議員各位が新町長と一丸となって、まだまだ不透明感のある全体情勢の中で適切に対応しながら、阿見町をふるさととして愛する多くの町民の皆さんとともに、心の安らぎ、ゆとり、安心感、充実感を持って生きられる郷土阿見町を実現するためのまちづくりを着実に進めることを期待するものであります。

これからは、私も一町民として、微力ながら協力させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) 8番藤井孝幸君。

○8番(藤井孝幸君) 本当に町長は長い間御苦労さまでございました。私も社協の局長時代からずっと町長にお仕えをして、本当に間違いのない町政運営をやっていただきましたし、社会福祉も相当充実をしてきたということだけは、町長に本当に改めて感謝を申し上げます。

それで、今、るる、町長が私の3つの質問に対してお答えをいただきました。これは、ちょっとメモはし切れなかったんですけれども、後で答弁書を読ませていただいて、そして継承を、新町長ともですね、まちづくりに尽力はしたいんですけれども、その16年の町政を、町長の川田町政の考え方を、事業を継続していくように、私も微力ながら努力するつもりでおります。今後とも御指導いただければというふうに思います。

私の質問を終わります。

○議長(諏訪原実君) これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、7番浅野栄子君の一般質問を行います。

7番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

[7番浅野栄子君登壇]

○7番(浅野栄子君) 皆様,おはようございます。通告に従いまして、選挙における取り組みと 投票率の向上について質問いたします。

過日,町長選挙が行われました。阿見町行政のトップとして町の将来を担う重大な使命を託す人物を選ぶ選挙でありながら,投票率が55.54%とは,大変残念であり遺憾に思うところであります。 国民の三大義務の1つである選挙権の行使であります。権利を主張するには,義務を果たすことも町民の役割であることは,当然であります。町民の意識を選挙にどのように注目させ,政治に参加させるのか。この政治に対する注目,まちづくりへの参加が低いということは,町民の声,パブリックコメントは一部の方たちの声となる危惧が生じるのは否めない事実であります。ですから,選挙に対する意識は,当然,町民参加のまちづくりにも大きく影響するものと思われます。そこで,当局は選挙に対してどのような取り組みをしていらっしゃるのか質問することにいたしました。

まず1点目、選挙への意識啓発はどのように実行しているのか。

関連して2点目,投票率を向上させるため,どのような対策を立てているのかということであります。

今回の選挙は有権者数が3万7,806人です。投票者は2万998人ということですので、約半数、つまり10人いれば5人だけが投票したということになります。さかのぼって、平成18年の県議会選挙が36.93%、平成20年の町議会選挙が57.11%でありました。この状況をどのように見ていらっしゃったのでしょうか。「また低かったか」のつぶやきで終わってしまっていては大変困ります。この間、対策はどのように立て、実行し、その成果はあらわれているのでしょうか。

平成19年第2回の定例会で、石井議員が投票率の向上策について質問いたしました。その答弁では、茨城県は投票率が全国最下位を記録し、打開策として、有権者のうち特に若者に関心を持ってもらうことに主眼を置き、あらゆる分野と協力しながら啓発運動を積極的に展開するため、従来のテレビ、ラジオ、新聞、ポスターなどの啓発事業のほかに、新規活動として、投票率をぴったり当てた人の中から抽せんで常陸牛やメロン、コシヒカリの詰め合わせをプレゼントする目指せ!投票率アップ・ピッタリ大作戦や、県内の若者の携帯へ啓発メールを一斉に配信したり、また、駅などで期日前投票を呼びかける街頭啓発活動を展開するということから、阿見町でも横断幕や広報紙掲載や啓発ポスターの掲示、広報車による巡回や、投票日を記載したティッシュなどの配布、選挙掲示板の早期設置など、啓発活動を行うと答弁しました。

これらの施策はもとより新しい計画を実行しているのでしょうか。今までどおりでは投票率も今までどおりで、向上は望めません。現に今回の選挙の結果は、今までよりも低く、最低の投票率であったことは、施策が的確でなかったことになるわけです。当局が、今回の町長選挙で投票率向上のために力を入れた対策はどのようなものだったのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

3点目として、広報車の活用と活動状況についてお聞きします。選挙を促し周知を広める、そういう目的ですので、選挙前は「2月21日の投票日には家族そろって選挙に行きましょう」とか「2月21日は町長選挙です」または「大切な政治参加の1票です」など、そしてまた当日は「本日は選挙の日です。選挙に行きましょう」とか「投票は済みましたか」また午後には「ただいまの投票率は何%です」または「投票の済んでいない方は行きましょう」などなど、選挙前、選挙当日、大いに活用すべき車だと思いますが、今回は全然、声も姿も見ることがありませんでした。広報車がいつ、どこを、どのように活動したのかお聞きいたします。

4点目,期日前投票の効果はどのような状況なのでしょうか。

続いて5点目,投票時間は適当かについてお聞きいたします。今では、期日前投票がどこの市町村でも実施されております。阿見町でも、今回2,517人の方が期日前投票をしていると聞きました。多忙な方、仕事上、職務上、選挙当日投票に行けない方のための対策として、投票率の向上に大変影響のある対応であると思われます。この制度が浸透し、期日前投票が定着すれば、当日の投票時間の短縮は可能かと思われます。現に石岡市では、期日前投票制度の浸透による利用者の増加から、選挙結果をいち早く町民に伝えるため、投票時間を2時間繰り上げ、午前7時から午後6時までにしたそうです。阿見町の期日前投票の成果と、午後7時から8時までの投票者数の状況を把握、検討し、これまでそして今回の結果を見て、1時間繰り上げの臨機応変な対応を望むところでありますが、この点についていかがでしょうか。

6点目,開票の迅速化は図られているのかについて質問します。この点につきましても,19年第2回の定例議会において,石井議員が選挙の迅速化について質問しております。答弁では,従事する職員の効率的作業体制や仕分け作業台の工夫,投票用紙読取分類機,票の枚数確認の計数機,候補者別100票ごとに束ねるための結束機を使用し,また参議院選挙からは,開票集計システムを導入し作業の迅速化を図ると答弁されました。

しかしながら、今回の第1回中間発表は10時5分。最後は11時を大きく回り、選挙立会人が戻ってきたのは12時過ぎだったと思います。12時までかかるということは、迅速化が図られているのか疑問であります。明日の仕事を控えている方々にとっては、大変な重労ともなりかねない作業です。長時間勤務による疲労、集中力の低下から、正確性も危うい状態に陥る危険性も生じます。より短縮できる方法は、常にお考えいただきたいと思います。何よりも、開票結果をいち早く知りたいというのが、投票した方々の気持ちであります。それは、候補者にとっても同じでありましょう。開票事務の迅速化については、これからもより早い対応策をお考えいただきたいと思います。

質問内容を整理いたしますと、1つ、選挙への意識啓発について。2つ、投票率向上対策について。3つ、広報車の活用と活動状況について。4つ、期日前投票の成果について。5つ、投票時間について。6つ、開票の迅速化対応についてであります。

以上、選挙への取り組みと迅速化を図るための対策について、質問させていただきました。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 浅野議員の質問にお答えします。

まず、1点目の、選挙への意識啓発はどのように実行しているのかという点についてであります。ここ最近の当町における選挙の投票率につきまして、国政、県政、町政選挙別に見てみますと、平成19年の参議院議員選挙が53.99%、平成21年の衆議院議員選挙、県知事選挙と同日選挙でありますが66.62%、平成18年の県議会議員選挙が36.93%、平成20年の町議会議員選挙が57.11%、そして今回の町長選挙が55.54%であり、浅野議員御指摘のとおり、決して高い率とは言えない状況であります。

このような傾向は、当町だけではなく全国的な傾向でもあり、国においても地方においても、投票率の向上を図るためいろいろな啓発活動に取り組んでいるところであります。

今回の町長選挙では、啓発活動としまして、広報あみや町ホームページ、町内123カ所に設置したポスター掲示板でのお知らせ、新聞折り込みによる選挙公報の各戸配布、町役場庁舎など4カ所に横断幕、懸垂幕の設置、広報車による広報活動、選挙名や投票日を記載したポケットティッシュ、選挙公報を町内10カ所の公共施設で配布するなど、啓発活動に取り組んだところであります。

次に、2点目の、投票率を向上させる対策についてであります。従来より、選挙期日の周知を広報あみや選挙公報、横断幕、懸垂幕の設置、広報車による広報など各種の啓発活動により投票率の向上を図っておりますが、さらに、投票立会人の公募、茨城県選挙管理委員会と連携しての各種広報事業の実施や、成人式の際に、新成人の方々に選挙の仕組みについて解説した冊子を配布するなどの取り組みを行っております。

あわせて、各投票所の段差のある部分にスロープを設置し、バリアフリー化を図るとともに、土 足のまま投票できるようシートを敷くなど、投票しやすい環境を整えております。

次に、3点目の、選挙カー――広報車でありますが――の活用と活動状況であります。今回の選挙では、選挙期間の2日間で選挙広報用のテープを流しながら、町内の低投票率の地区を中心に巡回しております。

次に、4点目の、期日前投票の成果であります。期日投票前制度は、投票日に投票に行くことができない有権者が、選挙期日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間、投票を認める制度であり、平成15年12月1日以降の選挙において実施されております。最近の選挙での期日前投票の状況は、今回の町長選挙が6.66%、平成21年の衆議院議員選挙が12.51%、このときは県知事選挙と同日選挙であります。平成20年の町議会議員選挙が7.72%、平成19年の参議院議員選挙が10.36%であり、ばらつきはありますが、当日投票に行けない理由がある方々が期日前投票をされているということで、一定の成果はあるものと判断しております。

次に、5点目の、投票時間が適当かどうかという点であります。公職選挙法第40条の規定によりまして、投票所は、午前7時に開き午後8時に閉じるということになっております。

一部の市町村においては、地域的な事情により、投票所の開閉時間を繰り上げ又は繰り下げを行っているところもありますが、これは例外的な取り扱いであり、当町の場合には、現時点においては、特別な事情に該当するような状況はありませんので、投票所の開閉時間を繰り上げまたは繰り下げを行っておりません。

また、午後6時以降の投票状況を申し上げますと、昨年の衆議院議員選挙では1,520人、投票率約4%、今回の町長選挙では1,395人、投票率約3.7%であり、投票時間を延長することで投票率の向上に寄与していると考えております。

次に、6点目の、開票の迅速化は図られているかについてであります。町長選挙の開票事務につきましては、事務従事者57名に対し事前に説明会を開催し、作業の流れを周知するとともに、正確性と迅速化が図られるよう確認を行いました。

開票事務は、選別点検係、枚数計算係、得票計算係、審査係などから構成され、各係の責任者の指示による連携作業で実施しました。また、投票用紙読取分類機2台、計数機6台などを用いて作業を行い、さらに、開票集計システムを導入することで、かなり迅速化が図られたと考えております。

今後も限られた予算と人員という制約はありますが、正確性を基本とし、開票の迅速化に努めて まいりますので御理解お願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) はい。御答弁ありがとうございました。

啓発活動の内容は、19年度の答弁の場合と同じような感じでございました。やはり、選挙は若者 がかぎを握ると言われておりますが、若者に対して啓発は何かどのような対策をしたのでしょうか。 お聞きいたします。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えをいたします。先ほど申し上げましたとおり、成人式のときにですね、選挙の仕組み等を解説した冊子をですね、お配りしているということとですね、それから投票立会人の募集ということで、期日前投票のときにですね、一般の町民の方、選挙人名簿に登録されている方の募集を行ったというようなことでございます。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 今,若者に対して成人式で冊子を配ったと。それから立会人の募集を行ったということでしたけれども、立会人の募集というのは、どのぐらいの若者が集まりましたでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 人数でですね、期日前投票立会人が8名、当日投票立会人34名募集を しましたけれども、年齢とかですね、それからどの程度募集したかというのは、ちょっと今資料が ございません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 私も成人式に参加させていただきましたけれども、あの時でも500名以上は成人をされた方が多いと思いました。ですから、やはり成人、そこの若者に対してですね、もっと呼びかけてほしいと思います。立会人の募集を行った結果34名ということでは、やはりまだまだ若い人への啓発が足りないのではないかと思われます。

また、先ほど回答の中に、投票率の向上のところで、バリアフリー化を図ったり、または土足の ままでの投票を可能にしたとの答えがありました。大変すばらしいアイデアだと思いますけれども、 これはどこの投票所だったのでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。投票所は17カ所、期日前投票は役場だけですけども、ございます。で、ほとんどのところですね、段差のある場合は段差をなくすような工夫をしたりですね、土足で上がれるようにと、保育所とかございますので、しとります。で、ちょっと数はですね、今把握してございません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) はい,わかりました。では17カ所中幾つかはバリアフリー化または土足のままでの投票可能ということができた。私のところではそれがなかったものですから,じゃあどこでやったのかなと思いました。やはり,投票率を上げるためには,一般障害者の方もバリアフリーで来られると思いますけれども,障害の,車いすをして投票した方はいらっしゃるのでしょうか。 ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。数をですね、事前に把握をしろという指示を出しておりませんので、事後ですね、終わった後、投票の関係者に聞いてみましたところ、当日の投票所で17カ所あるところで約10人ぐらい、それとあと役場で行いました期日前投票で10人ぐらい、計20人程度というふうに報告を受けております。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 障害をお持ちの方、阿見町全体で1,000人ぐらいいらっしゃいますね。その中の車いすを着用している方は三十何人ぐらいいらっしゃると思いました。今ここで20人ぐらい車いすで着用した方が投票したということは、大変投票率がいいと思いますけれども、これからもやはり、もっともっとそういう障害者の方が気軽に投票できるようにお願いしたいと思います。そこのところはよろしくお願いいたします。

それから、投票ですけれども、いろいろな場面でまちぐるみとか、地区の声かけと言いますけれども、そういう雰囲気にする啓蒙が不足しているような気がいたしますけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。

- ○総務部長(坪田匡弘君) 今御質問の件,ちょっと,正確にはちょっと把握はできてないんですけども,今回の選挙に関して,地域ぐるみで投票率を向上しようとかですね,そういった働きかけっていうのは行っておりません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) はい。私は教育面とかスポーツ面とか、そういう地域を盛り上げるために、地域ぐるみとか近所の声かけとかそういうところが大変重要になってくると思うんですけれども、選挙に関してはそういう地域ぐるみ、声かけということが少ないような気がいたします。
- で、毎回毎回選挙の投票率が大変すばらしい地域がございますが、御存じでしょうか。その中の 塙投票所74.19%、掛馬投票所70.02%、福田投票所71.47%、これすべてまちより離れている在の ところの投票所でございます。そういう地域の農家のですね、農村地帯の方たちが、町長さんお願 いしますよと、みんなで一生懸命、地域ぐるみ、声かけ合って投票している結果だと思うんです。 そういう地域ぐるみのこの投票率の高いところに対して、町は何か対策というか、よい面をね、奨 励するような、そういう方策がありましたでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今のお話の中で,まちづくりとかですね,行政に対する各地域の取り 組みをされてるというようなことかと思いますけれども,そういったことに対しては,町のほうで も,町長が町民と語る集いとかですね,いろんな場面で地域の方の御意見をお伺いして,それで行 政の施策に反映しているということがあろうかと思います。ただ,選挙に限ってですね,そういっ た投票率が高いから特にその地区の要望を聞くとか,そういった特段の配慮はしていないというふ うに思います。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 投票率が高いから要望を聞くということではなく、やはり投票率を向上させるための施策として、広報紙などで、大変すばらしい選挙奨励賞ですという感じでですね、広報などに紹介すると、そのような意図はいかがでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい、お答えいたします。投票率が高いって今浅野議員が申された地区はですね、やはりその有権者の方が数が少ないということ、そのほかに地域のコミュニティが充実しているとかですね、そういったことがあろうかと思いますけれども、そういった高い要因っていいますか、そういったものをよく分析をしてですね、これが各地域に発展できるようなものがあるとすれば、それはどんどん広めていきたいというふうに考えます。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) それで、投票というのは、男女別、年齢別それから地域別、そのように、 最後にですね、分けて分類できるのでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。今、町のほうで、選挙管理委員会のほうですけども、今、地域またその性質っていいますか、男女別も含めた性質別で分類しているのは、その投票所の分類、それと男女別、それと時間ごとの投票率も把握しとりますけれども、そういった点でございます。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。

- ○7番(浅野栄子君) そうすると、その年齢別で何歳が一番低いとか、それから男女別でどちらが低いとか、そういうことが全体としてはわかるわけですね。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今申し上げましたとおり、男女別まではわかりますけれども、年齢でですね、何歳構成とかですね、何歳までの方が高いとかっていうとこまでは、分析はしてございません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 投票率向上のためには、やはりそのような細かな分析をして、どこのところが弱点か、どこの場面が、どこのところが投票していないかということを分析していただいて、その次のときにまた啓発のときに役立てれば、投票率は上がると思いますけれども、いかがでしょうか。

#### [「そのとおり」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) はい。今、浅野議員の言われたことを参考にしまして、いろいろと調べてみたいと思いますけれども、個人情報の保護ということもありますので、そういったことも気をつけながら、いろいろ参考にさせていただきたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 今,個人情報というのが出ましたけれども,私は,人間の思いやりやそれからつき合いや触れ合いや,そういうのを壊しているのは,極度な個人情報保護だと思うんですね。ですから,それを個人情報の侵害だと,そういうのではなく,やはり住民票で何歳からというか,それから男女もわかるわけですから,やはり弱点を把握するということは必要なのではないかと思われます。

次に、選挙広報車についてお伺いします。先ほども、私質問の中にも出しましたように、前はですね、前は、自分が一般町民のときには、選挙カーが「今日は投票日です」それから「投票に行きましょう」そのようによく見かけたものですけれども、今回は本当に声も姿も見かけることがありませんでした。いつ、どこで、どのように選挙カーが回ったのでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) まず、今回の選挙広報車の状況をお話し申し上げます。選挙広報で動きましたのは2日間でございました。17日と21日でございます。今浅野議員が言われました、前はこうだったという話はですね、恐らく国政選挙または県の選挙、今まで投票率が低かったものですから、そのときは、特に選挙の告示からですね、選挙までの期間が長くてですね、十分対応できたということがあったかと思います。

で、今まで地元の町の町長選挙、町議会選挙という選挙に関しては、かなり関心が高くてですね、そういった広報という視点は、重点は置かれていなかったということがございます。

○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。

- ○7番(浅野栄子君) やはり、活用できるものは活用していただきたいと思いますが、答弁の中に、テープを流したということがありましたよね。やはりですね、テープで「何々何々何々」って素通りするようでは、聞いてるほうもですね、そんなによく聞いていないし、素通りするような感じだと思うんですね。口上には意欲が全然わきません。やはり肉声で「行きましょう」「声をかけ合いましょう」「選挙の投票率がまだ20%ですよ」そういうふうに肉声でしたほうがよろしいのではないでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 聞かれる方のいろんな受けとめ方があろうかと思います。例えば、候補者の方が選挙運動やられる場合は、いわゆるウグイス嬢という声のきれいな方がやってイメージを高めるというようなこともございますし、我々みたいな年配の男がですね、だみ声でしゃべってそれが印象がいいのか。
- ○7番(浅野栄子君) いや、十分でございます。
- ○総務部長(坪田匡弘君) というようなこともありますので、全体的な印象を把握しながら、適当な声とかですね、人で行っていきたいと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) では、肉声でよろしくお願いいたします。

期日前投票なんですけれども、時間帯でどれくらいっていう、先ほど答弁の中にありましたけれども、6時以降1,395人との御回答でしたね、これは3.7%になると言いましたが。6時から以降のお話だったものですから、ちょっとわかりませんけど。じゃあ7時から8時までには、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。もう石岡市は、期日前投票の定着ということで2時間繰り上げております。阿見町の7時から8時までの投票率、お教えください。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 済みません。人数だけしか把握してなかったものですから、7時から8時までの投票者の数なんですけれども、523人でございます。ですから、ちょっと今計算できないんですけども、それ割る普通投票数1万8、411を、割れば数字が出てくるということであります。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 523名の方が7時から8時ということでしたけれども、やはり期日前投票ということが定着すればですね、私は投票の時間を1時間繰り上げてもよろしいのではないかと思うんですけれども、投票前の期日前投票が定着した場合には1時間繰り上げということはお考えでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えをいたします。先ほど町長のほうから答弁しましたとおり、この時間はですね、公職選挙法で定められております。特別な地域事情があった場合は変更ができるということですけども、阿見町の選挙管理委員会のほうでは、今回の選挙でもこれだけの500人以上の方が投票されたと。で、時間の制約される方には利便性があるというふうに判断しておりますので、投票率の向上という観点からも、今のところ変更は考えておりません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。

○7番(浅野栄子君) 期日前投票はもっともっと浸透させて、後の作業時間、それが短縮できるように、前倒しできるようにですね、やっていただきたいと思います。

開票の迅速化なんですけれども、さまざまな開票の機械を導入したと、そのようにおっしゃいま したけれども、導入前と導入後の差というのは、時間的にどのぐらい短縮されたのでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) お答えいたします。機械も、枚数計算機とか投票用紙の読取分類機、 さらにバーコードで集計しているシステムといろんな機械がありまして、それがいつの時点でどう いうふうに導入されたかというのをちょっと把握しておりませんので、お答えはできません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 機械があれば早いというわけでは……。その機械をいかに有効に使えるかということで、その開票結果が迅速にいくかどうかにもかかわってくると思いますけれども、やはり1時とか12時近いまではですね、次の日、役場の職員の方も同じだし、それから立会人になった方も同じように遅くまでになってしまいますので、やはり期日前投票を定着化させ、少しでも早くですね、時間が切り上げられるような工夫をお願いしたいと思います。

最後にですけれども、例えば、選挙中にですね、選挙の妨害があった場合、町はどのように対応 するのでしょうか。

- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 町での対応ということではなくて、選挙管理委員会での対応になるかと思います。公職選挙法でですね、やってはいけない行為というのがさまざま定められております。 そういったことがあった場合はですね、事実の確認等もあるでしょうし、そういった、明らかに違反だといった場合は、警察のほうと相談をするということと、選挙管理委員会のほうでは、その該当者にやめるようにということで注意を促すということになるかと思います。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 今回そのような事例があったと思われますけれども、その件については、今回の件についてはいかがでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 今回の件というふうに具体的なお話ではないので、なかなかお答えは しにくいということと、選挙管理委員会の今、選挙の無効ですか、にするという訴えも出てきてお ります。そういったこともありますので、ちょっとまた私も選挙管理委員会の書記という立場です ので、これは判断は選挙管理委員会全体での判断になりますので、ちょっと今はお答えは、申し上 げることができません。
- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 選挙はあくまでも公正に正々堂々と戦うように。これは選挙管理委員会もまた町としても、そのようなことがないように、予防としてですね、町民の皆様に浸透するように、 啓発運動を行っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(諏訪原実君) 総務部長坪田匡弘君。
- ○総務部長(坪田匡弘君) 選挙管理委員会としましては、公正な選挙ということで、明るい選挙 運動とかもやっておりますけれども、そういったことは今までもやっておりますし、これからも続 けていきたいというふうに思います。

- ○議長(諏訪原実君) 7番浅野栄子君。
- ○7番(浅野栄子君) 選挙は町政に対する町民の声であり、町政参加の第一歩でもあります。町に対する思いのバロメーターでもあります。より多くの町民の声を聞くために、選挙の重要性、常に意識して、投票率の向上そして迅速化を課題として、これからもよろしくお願いいたします。

最後に、町長様、いろいろこれまで御指導ありがとうございました。期待に沿えるほど成長はしておりませんけれども、これからも頑張ってまいりたいと思います。どうぞ、ありがとうございました。

以上で質問を終わりにします。

○議長(諏訪原実君) これで7番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長(諏訪原実君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、17番佐藤幸明君が退席し、したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

[「久保谷さんは」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) それはすぐ戻ってくるということで,そういうことで御了解願います。わかりませんけども,戻ってくるか。信用度がちょっと,そういうことで,どうぞよろしくお願いします。

[「出るなら出る, 出ねえなら出ねえ」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) はい、よろしく。

次に、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

[4番難波千香子君登壇]

○4番(難波千香子君) 通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、阿見町のがん対策についてお伺いいたします。今や急速に進む高齢化社会に伴い、日本人の2人に1人はがんになり、3人に1人はがんで亡くなるという、我が国はがん大国であると同時に、実はがん対策後進国であります。まだまだ、がんに対しての知識がなく、私はまだ大丈夫と過信をし、その結果適切な治療が受けられなかったり、がんを早期に発見して治療し完治させることを失っているケースが多いと報道もされております。

そのようなことも含めて、この平成21年度は国の補正予算におきまして、日本のがん検診率を50%に上げることを目標といたしまして、女性特有のがん対策が講じられることになりました。それが、がん検診の無料クーポン券の配布でございます。昨年6月の議会でも質問いたしましたが、子宮頸がんは20歳から40歳までの5歳刻み、乳がんは40歳から60歳までの5歳刻みの受診勧奨で、がんについての理解、受診者数の増、また女性の健康全体を高めていくことを目的としております。これも今年度いっぱいの事業という位置づけの中で、選挙前のパフォーマンスで終わるのではないかと懸念もされておりましたが、私はこの事業については、国ががん対策に力を入れ、受診者を特定し個別に通知をする取り組みを行うことにより、受診率をアップさせ、予防意識を働かせる動機づけになることへの一定の評価をしているところでございます。厚生労働省が来年度もがん対策の強化を掲げており、この事業を継続するという報道がなされておりますが、以下、9点について御質問いたします。

1点目,乳がん,子宮頸がんの年齢別対象者人数と受診者人数。

2点目, 従来の年度と比較して, 受診率の変化, 年齢別の傾向はどうなのでしょうか, お尋ねいたします。

3点目,無料クーポン事業に対して,短期間での準備また対応,担当課の皆様の御努力には敬意を表するものでございます。また,来年度からは,対象者以外にも検診の案内を個別に発送するということでありますので,丁寧な対応に高く評価するものでございます。現在,阿見町の医療機関の案内は,子宮がん検診は,町内,土浦市,つくば市,牛久市などの23カ所。また,乳がん検診は29カ所でありますが,産婦人科医師からの意見,また受診者側からの意見について,どのように対応し,周知をされているのか,お聞かせください。

4点目,受診率の向上についてでありますが,21年度から受診機会の拡大も図っていただいておりますが,6月の一般質問におきましては,受診率が高い市町村の状況を調査し,参考になる取り組みがあれば検討し,関係機関との連携を図り,検診率向上に取り組むとの答弁もございましたが,がん検診の受診率50%に対しての進捗状況と今回の無料クーポン配布との関連はどうなのか,お伺いいたします。

5点目,無料クーポンは5歳刻みで,5年たたないとすべての人に行き渡らないことから,最低でも同じ条件で5年間の事業継続が不可欠であります。ところが,国の22年度予算案では,国負担分を半分に減らし,残りの半分を地方負担分となりました。国の対策はどうなろうと,阿見町としては,この5年間の継続事業を要望するものでございますが,女性の命がかかっております。当町の負担に対するお考えをお聞かせください。

6点目,15歳から39歳の女性のがん罹患率の4割を占める子宮頸がん対策についてでありますが、海外では100カ国以上で予防ワクチンが承認され、大きな効果を上げておりますが、日本では昨年12月にやっと販売が開始され、10歳以上の女性に予防接種が可能となり、ワクチンと検診でほぼ100%予防が可能となりました。しかし、接種費用が1回1万2,000円、半年間で3回接種が必要とすることから、なかなか増えていないのが現状であります。負担軽減のため、全国で初めて新潟県魚沼市で公費助成を実施し、次々に助成実施の検討が各自治体で始まり、予防ワクチンへの関心が高まっております。若い女性に多い子宮頸がんの正しい知識とワクチン接種の有効性と検診の重要性とをどのように周知されているのか、お伺いいたします。

7点目,学校現場での取り組みでありますが,薬物乱用防止教室を実施しているのは承知しておりますが,さらに中学校で生活習慣病,感染症,エイズ,性感染症などについても学ぶことになっておりますが,健康には,栄養教育,生活教育などのほかにも多くのことが複雑に絡み合って成り立っております。学力の向上には関心が高まっておりますが,子供たちの将来にわたる豊かな人生と健康教育の充実が必要であります。そしてまた,がん教育の取り組みについても,バランスのとれた食事,喫煙,飲酒,運動などの生活習慣による予防法と,20歳からリスクがあることを考えれば,早い段階から子供に検診を受けるように啓発する教育が必要であります。そして,がんを知ることは,予防法や治療法を知るだけでなく,死と向かい合い限りある人生を豊かに生きるかを考える貴重な機会になると考えます。学校現場の健康教育,がん教育の取り組みについてお伺いいたします。

8点目,茨城県におきましては,平成20年度から平成24年度を期間とする茨城県総合がん対策推進計画第2次後期計画を進めております。そしてその基本方針に,県民主役のがん対策やがんの患者,家族の不安,苦痛の軽減及び生活の質の維持,向上が明記されております。相談支援センターやがん体験者によるピアカウンセラーの養成等,具体的な計画が発表されておりますが,県と町の連携事業についてお聞かせください。

9点目,がん患者や患者家族が気軽に集い,経験者だからこそ共有できる気持ちをお互いに交換し、ストレスを取り除く効果があるがんサロンについてでありますが、島根県出雲市では、病院内や公民館や民家19カ所に、がん情報サロンを設置し、患者、医療者、行政がよりよい関係を維持し意見交換会を開催したり、患者さんのニーズにあった支援を直接取り入れております。阿見町では、患者や家族の皆さんにどのような協力体制が可能か、住民のがん患者のケアについてどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,登壇願います。 〔町長川田弘二君登壇〕

○町長(川田弘二君) 難波議員の阿見町のがん対策についての御質問にお答えしますが、7点目の健康教育・がん教育として学校現場の取り組みにつきましては、教育長から答えさせます。

まず、質問にお答えする前に、現在実施しております女性特有のがん検診推進事業の概要について、説明いたします。

この女性特有のがん検診推進事業とは、国の経済危機対策のために、平成21年度の単年度事業として国の補正予算に計上された事業であります。事業の内容としましては、女性のがん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図ることを目的に、5歳ごとの特定年齢に達した女性に対し、乳がん検診や子宮頸がん検診の検診費用が無料となる検診無料クーポン券と、がんについての正しい知識をわかりやすく記載した検診手帳の配布について、補助率10分の10の国の補助事業として市町村が実施するものであります。町としましても、平成22年3月31日までを事業期間として、今年度の補正予算で対応しているところであります。現時点では、事業が完了していないため、今回お答えする実績等については12月31日現在の状況を説明させていただきますので、御了承お願いいたします。

それでは、1点目の、女性特有のがん検診推進事業の年齢別対象者数と受診者数の実績について お答えいたします。まず、乳がん検診に関しては、40歳では対象者が337人、受診者が68人、45歳 では対象者が268人、受診者が48人、50歳では対象者が293人、受診者が61人、55歳で対象者が332 人、受診者が62人、60歳では対象者が412人、受診者が97人となり、合計で対象者が1,641人、受診 者が336人となります。

次に、子宮頸がん検診に関しては、20歳では対象者が269人、受診者が22人、25歳では対象者が320人、受診者が15人、30歳では対象者が310人、受診者が18人、35歳では対象者が405人、受診者が41人、40歳では対象者が337人、受診者が61人となり、合計で対象者が1,642人、受診者が157人となります。

次に、2点目の、従来の年度と比較した受診率の変化と年齢別の傾向につきまして、今回の女性 特有のがん検診推進事業の対象者になった方の受診率について、制度実施前年である平成20年度と 今年度の状況の変化を説明します。

乳がん検診の受診率については、平成20年度が7.3%、今年度が20.5%、子宮頸がん検診の受診率については、平成20年度が4.0%、今年度が9.6%となっており、どちらも増加している状況が見られます。

また、女性特有のがん検診推進事業の受診者の年齢別の傾向としては、乳がん検診に関しては、対象年齢のうち最高齢である60歳の受診者が受診者全体の約3割弱を占めており、60歳の受診者が多い傾向が見られます。子宮頸がん検診に関しては、対象年齢のうち35歳と40歳の受診者が全体の約65%を占め、30歳から下の若年層の受診者が少ない傾向が見られます。

次に、3点目の、産婦人科受診者の意見の収集対応につきましては、女性特有のがん検診推進事業の実施に当たり、町では、茨城県健診協会に委託して実施する集団検診のほか、受診機会の拡充のために、産婦人科医院などで行う個別医療機関検診を委託により実施しておりますが、医療機関との委託契約に際し、医療機関からは、女性特有のがん検診推進事業については、医療機関としての体制が十分にとれないため、契約ができないとの意見をいただくこともありました。受診者からは、健康づくり課の窓口や集団検診の受付時に御意見を承れるようにしております。

次に、4点目の、がん検診受診率50%に対しての進捗状況と、この無料クーポン券配布との関連についてお答えします。がん検診受診率の目標値として、国では、がん対策推進基本計画において、平成23年度までに受診率を50%以上とすることを目指しているところでありますが、町の受診率の状況としては、乳がん検診の受診率に関しては、平成20年度は10.6%、女性特有のがん検診推進事業を実施した今年度は11.1%。子宮頸がん検診の受診率については、平成20年度が8.9%、今年度が9.1%と、どちらも横ばいの状態となっております。この状況と女性特有のがん検診推進事業の関連につきましては、現在事業を完了していないため、事業の完了後に改めて分析したいと考えます。

次に、5点目の、女性特有のがん検診推進事業の事業予算が半分以下になってしまっていること に対しての、町の事業負担に関する考え方につきましてお答えします。

まず、女性特有のがん検診推進事業につきましては、最初にも御説明しましたように、補助率10分の10の国の単年度補助事業として市町村が実施しているところでありますが、平成22年2月に、厚生労働省から制度を変更する旨の通知が出されたところです。

現在のところ、事業負担割合を含めた補助事業の詳細について、具体的に示されておりませんので、町としましては、補助事業の詳細がわかった時点で検討させていただきたいと考えております。次に、6点目の、子宮頸がん予防ワクチンの有効性の周知につきましてお答えいたします。この子宮頸がん予防ワクチンについては、平成21年12月22日から一般の医療機関で接種することができるようになったことから、子宮頸がん予防ワクチンに関する住民からのお問い合わせについては、県から参考に示された資料等をもとに、情報提供をしているところであります。

なお、広報等による周知につきましては、これから子宮頸がん予防ワクチンに関する国などから の詳しい通知などがあると考えられますので、その通知を参考に実施していきたいと考えておりま す。

次に、8点目の、県のがん対策推進計画による相談支援センターやがん体験者によるピアカウン セラーの要請等に関して町との連携的事業についてであります。

平成20年3月策定の茨城県総合がん対策推進計画において、がん患者・家族の方々の不安や悩みを解消するための相談窓口として、がん診療連携拠点病院に相談支援センターを設置することとしております。現在、相談支援センターは、県内では8カ所のがん診療連携拠点病院に設置されており、町内では東京医科大学茨城医療センターが平成19年1月にがん診療連携拠点病院の指定を受けて、相談支援センターが設置されております。

また、茨城県では、がん体験者による相談員であるピアカウンセラーの養成に努めていることになっており、その状況について県に問い合わせたところ、ピアカウンセラーの相談につきましては、現在、日立製作所日立総合病院と筑波メディカルセンター病院の2カ所で実施されているとのことです。町としましては、相談支援センターやピアカウンセラーについて、現在茨城県との連携事業はありませんが、今後、県から連携依頼があった場合は検討していきたいと考えております。

次に、9点目の、住民のがん患者のケアについての地域サロンにつきましてお答えします。地域 サロンについては、県外などでがん診療連携拠点病院の院内にサロンを設置しているところもある ように、町としては、患者と医療機関とのよりよい関係のもとに医療機関に設置されるものと考え ております。

がん対策については、茨城県、検診業務を実施している茨城県健診協会や、町内の医療機関など との関係機関との連携を図りながら取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほどよろ しくお願いいたします。

○議長(諏訪原実君) 教育長青山壽々子君,登壇願います。

[教育長青山壽々子君登壇]

○教育長(青山壽々子君) 私からは、7点目の健康教育・がん教育として学校現場の取り組みについて、についてお答えいたします。

がんという病気についてどのような形で指導が行われているか、具体的に説明いたします。

小学校では、6年生の保健学習で、「たばこの害と健康」や「酒の害と健康」の単元でがん予防等について指導します。この中では、たばこを長期間吸い続けると、肺がんや心臓病などの生活習慣病が起こりやすくなること、また多量の飲酒の影響として、脳、肝臓、心臓、胃、腸にがんの発生や健康に障害が起こることを指導します。

また、中学校では、3年生の保健体育で、「健康増進と病気の予防」の単元でがんの予防について指導します。この中で、がんという病気を理解するとともに、運動習慣や食生活が相関関係にあり、不規則な生活が生活習慣病を引き起こすことなどを指導します。さらに全学年で薬物乱用防止や食育の指導に取り組んでおります。喫煙や過度の飲酒、薬物依存等の習慣ががんの原因になることを指導します。また、生活習慣病予防にはバランスのよい食事の習慣が大切なことも指導します。さらに、保健だより等で、食生活、薬物乱用防止等についての情報を家庭に通知し、児童生徒の健康についての啓発をしております。

健康維持には、正しい生活習慣、適度の運動、そしてバランスのよい食事が大切です。これから も保護者の協力を得ながら、児童生徒が健康について正しい知識を身につけ実行できるよう指導し てまいります。

○議長(諏訪原実君) ただいま,17番佐藤幸明君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は18名です。

[「17名」と呼ぶ者あり]

- ○議長(諏訪原実君) すぐ帰ってくるということで。
  - [「だめだよ、ちゃんとやらなくちゃ」と呼ぶ者あり]
- ○議長(諏訪原実君) はい、17名です。以上です。
  - はい、じゃあ、ただいま2番久保谷充君が退席し、現在17名でございます。

はい, 難波千香子君。

○4番(難波千香子君) 大変に御答弁ありがとうございました。とても大切ながんの施策ということで、いろいろ種々、統計的にもありがとうございました。

で、お聞きしますと、クーポン券に関しましては、対象者に関しましては20.5と9.6ということで、まずまず成果が出ているのかなというふうに、御答弁を聞いて思いました。

ただ、今年3月までということで、まだちゃんとした結果が出てないということですので、このことに関しまして有効期限が3月いっぱいということで、これを見ますと、まだまだ受けてない、未診受診者がかなりいるのではないかなと思うんですけれども、何人ぐらいまだ受けていないのか、教えていただきたいと思うんですけど。受けてないっていう数字は出ますでしょうか。この12月の時点では出ないんですか。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。先ほども町長の答弁ありましたように、まだ年度終了しておりませんので、直近のデータということになりますが、乳がんのほうがまだ受けてないのが約1,300人。それで、子宮がんのほうは1,500人というようなことになります。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) ありがとうございました。まだまだかなり残っている状況でありますけれども、このまま予算措置はその後はないと思うんですけれども、3月31日をこのまま待つというような形になってしまうんでしょうか。1本のお電話とかそういうこと、全然一切できない、もうこのまま待つという状況になってしまうということなんですね。

あと、このクーポン券の継続については、詳細はまだこれから検討ということですけれども、執行部のほうで種々、県内でどういったところをやっているのか、私も聞き及んではいるんですけれども、詳しい情報があれば、ぜひ教えてまた参考にもしていただきたいと思うんですけれども、お教え願いたいと思います。お願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。県が市町村に2月末現在でということでアンケート調査した結果によりますと、44市町村中34市町村が何らかの回答ありまして、未回答が10市町村というようなことでございます。それで、平成22年度の当初予算に計上している市町村が25市町村あるということでございます。それで、平成22年の6月の補正に計上予定という市町村が9市町村というようなことで、当町におきましては、先ほど町長答弁にありましたように、また詳細が示されてないという段階ですので、検討中というような回答で未回答という10市町村に含まれております。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) わかりました。じゃ、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、あと子宮頸がん予防ワクチンについてでございますけれども、耳新しいかと思うんですね。12月に、まだまだ日本は本当に後進国と言わざるを得ないと思うんですね、これだけの中で。で、ほとんど住民の方もテレビでようやくやりだしておりますので、ああそういうのがあるのかなというふうにようやくなってきたところではないかと思う次第でありますけれども、やはり、いろんな状況を聞くと、高い効果が、ほぼ100%できるということで、年齢的にも11歳から14歳接種すれば、完璧に予防できるという、本当にすばらしいワクチンで。このワクチンもまだ開発されているということなんですね、性能のいいのが。海外ではそれを使い始めているということで、杉並区では全額助成とか、中学校のお祝いワクチン、進学お祝いワクチンということで全額助成、こういった自治体が徐々に出ている状況ではありますけれども、こういった中で、無料クーポン券もやっていただいたり、あとワクチンといえば新型ワクチンもやっていただきましたけれども、医療機関の病院でのワクチン状況っていうのは、どんなふうになっている……。これから問い合わせ等もあると思うんですね。かなりテレビでもやりだしましたので。どこに行ったらいいのかという、今クーポン出てるところがいいのかどうか、町としての発信はどのようになってますでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長(諏訪原実君) ただいま,2番久保谷充君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は18名です。

民生部長横田健一君。

- ○民生部長(横田健一君) はい。ただいまの御質問ですが、どこの医療機関に行ったらあるかというようなことですが。現在のところ町内の医療機関については、そのような調査は今しておりませんので、現時点では把握しておりません。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。

- ○4番(難波千香子君) はい、わかりました。そうしましたら、教育現場におきまして、若い年齢にワクチン接種が効果があるということですので、デリケートな問題でもありますので、どういった形で働きかけていくのか、その辺をお伺いいたしたいと思います。働きかけているのかもしれないんですけれども、よろしくお願いいたします。
- ○議長(諏訪原実君) 民生部長横田健一君。
- ○民生部長(横田健一君) はい、お答えいたします。子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、 先ほども説明がありましたように、12月から国内で発売されたというようなことでございまして、 今現在、県から示されている参考資料によりますと、子宮頸がん予防ワクチンについては、対象年 齢が10歳以上の女性というようなことでございます。先ほども説明ありましたように、初回から1 カ月後、6カ月後というようなことで3回接種するようなことになっております。この点について は、国のほうからも具体的に接種年齢が何歳からがいいというようなことが示されておりません。 そういうことから、学校の児童生徒や保護者に積極的な周知っていうんですかね、それをするよう な情報がまだできてないというようなことですので、今後、国から提供される情報をもとに対処し ていきたいというふうに考えております。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) はい、わかりました。これからぜひ、そういった動向も出てくると思いますので、ぜひそのときには、よろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。以上で終わりにいたしたいと思います。

引き続きまして2項目めの町内街路灯電気料金の年間一括払いについてお聞きします。

現在,阿見町町内の防犯灯は町支払いと行政区支払いがございますけれども,これを従来の月払いから年間一括払いにすることによって,1灯当たり126円が割り引かれます。東京電力のほうではいつでもいいそうです。既に年払いをして割引制度を活用している自治体は多数ございますが,額という問題ではなくていわゆる税金の節約といったことを押しているわけでございます。ぜひ,阿見町でも支払い方法の変更で経費の削減が図れることを御提案いたしたく存じますが,当町の御見解をお伺いいたします。

また、防犯灯の省エネルギーの照明への転換についてでございますけれども、地球温暖化対策、待ったなしのところまで来ておりますけれども、この地球を次の世代に引き継ぐためには、私たちの今できることを着実に推進する義務があると思います。阿見町の地球温暖化対策第2期実行計画では、20年度から5年間で、平成12年度比で二酸化炭素排出量が8%以上——1%またプラスされたんですね、1期よりも——削減目標を定めておりますが、役場庁舎内トイレの照明をLEDに転換する計画があるなど、大変に評価するところではありますけれども、デメリットもやはり初期投資額ではないかと推察するものでございます。

そこで、省エネ照明イークルCCFLやDCFLと呼ばれております冷陰極管という省エネルギー照明がございます。これは、現在大型液晶テレビのバックライトとして使用されてるものでございますけれども、既に30年近くにわたり携帯電話やパソコン、テレビなどの液晶バックライト照明としても使用されております。価格は通常の蛍光灯と変わらない価格でありながら、約15倍の長寿命、また年間電気料約50%カット、発熱量もかなり少ないなどのメリットがあるということであります。試算計算からも大きな削減効果が得られると期待されるところでありますが、一部の自治体で設置が始まっております。防犯灯に低コスト・長寿命のCCL等の省エネ照明を計画的に導入したらいかがでしょうか。当町の御見解を伺います。

- ○議長(諏訪原実君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君,答弁願います。 自席で、自席で答弁……。
- ○町長(川田弘二君) 町内街路灯電気料金の年間一括払いについてお答えいたします。

最初に、街路灯と防犯灯の区分でありますが、一般的に街路灯とは、道路交通の安全性と快適性を向上させるために、交差点や主要道路に設置される道路照明のことをいい、それ以外の防犯上不安のある場所の電柱等に設置されている照明を防犯灯といいます。御質問の内容から、今回は防犯灯についてお答えいたします。

当町には、町が設置、管理している防犯灯は平成21年12月現在で248基あり、行政区や学校等の要望に基づいて、行政区間にある通学路に設置しております。電気料金につきましては、平成20年度で年間合計62万8,748円を月ごとに口座振替にて支払いしております、年間合計ですね。

御提案の一括前払いサービスでありますが、これは防犯灯など定額制供給の契約をしていて、一 定期間の電気料金を口座振替により一括前払いで支払うことにより、電気料金が若干割引になるサ ービスであります。

サービスの内容としては、12カ月分を前払いする1 年型と6 カ月分を前払いする半年型の2 種類があります。ちなみに1 年型のケースは、1 契約につき1 カ月10.5円の割引で、年間1 灯当たり126 円の割引になり、当町がこの制度を利用した場合、年間3 万1,248円の割引となります。

そのようなことから、今後、東京電力株式会社と協議を進めながら、町として一括前払いサービスの導入を進めていきたいと考えます。

次に、2点目の、エコ照明の導入についてでありますが、現在、防犯灯を新設する場合や、電球の交換においても、明るさが同じで電気料金が低減されている省電力タイプのものを設置しております。

今後とも、防犯灯の設置につきましては、LEDやCCFLなどの新しい照明器具が開発されておりますので、コスト面や環境面を考慮しながら経費節減に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) 大変に前向きな御答弁ありがとうございます。期待するものでございます。また、今町内の防犯灯につきましては、248本、62万8、700ということで、教えていただきましたけれども、行政区防犯灯も、かなり各行政区で担当しております。その辺のことわかれば教えていただきたいと思うんですけれども。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長川村忠男君。

○生活産業部長(川村忠男君) はい、お答えします。今回の答弁はですね、あくまでも町に設置したものに対する答弁でありまして、防犯灯につきましては、各行政区で自主的につける防犯灯がございます。ただいまの御質問、各行政区でどのくらい防犯灯が設置されているかという御質問かと思います。で、最近ですね、直近の数字によりますと、各行政区66行政区の中で、4、638基が設置されております。ちなみにですね、電気料は、ざっくり計算になりますけれども、約1、400万ほど電気料はかかっております。で、電気料の場合は、町のほうで2分の1の補助となりますので、そのうちの700万については町が補助しているというところであります。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) はい,わかりました。そうしますと,この利用を周知……。たまたま話した区長もいるんですけれども,大変喜ばれて,ぜひ取り入れたいという方もやはり……。これ半々ということは,行政区にも負担が軽くなると。もちろん,町としても削減になるわけですので,額としてはね。で,やはり一つ一つの積み重ねが大事だと思うわけでございます。そういった面,啓発を行う考えがあるのかどうか,その1点だけ,ぜひ。この計算でいくとどのくらいの,全期だとどのくらいになるのかどうか,計算……。全期だとどのくらいになりますでしょうか,全額で。徐々に計画的になるとは思うんですけれども。
- ○議長(諏訪原実君) 生活産業部長川村忠男君。
- ○生活産業部長(川村忠男君) そうですね。お見込みのとおりですね。行政区のほうもこの一定のサービスを採用するとなると、電気料も安くなります。当然ながら補助金2分の1を出してますので、その分削減になる、経費削減になるということです。

先ほど答弁のほうで、町のほうは町の削減額が年間約3万1,000円という数字でして、仮にに各行政区が、66行政区ございますけども、そのすべて行政区がこの一括サービスを受けた場合はですね、削減額として、行政区の場合は、6,900万そのうち一括支払い利用が6,600万ですから、削減額が……。大変失礼しました。約700万で、一括払いにしまして660万。削減額がそうしますと約300万ということになります。

[「そんなには……」と呼ぶ者あり]

○生活産業部長(川村忠男君) あ、30万になります。

[「58万4,000円だよ」と呼ぶ者あり]

- ○生活産業部長(川村忠男君) 行政区がですね,21年度の決算見込みで695万5,000円が町の補助金。で,一括払いにした場合に町の補助が666万3,000円。補助金の削減が29万2,100円ということになります。ですから町の削減3万1,000円とそれから行政区のほうの29万2,000円合わせまして,全体的には32万3,000円程度が町全体としての削減になるということです。
- ○議長(諏訪原実君) 4番難波千香子君。
- ○4番(難波千香子君) はい、ありがとうございました。はい、わかりました。またそういったことをぜひ、啓発等もぜひお願いするものでございます。大変にありがとうございました。また今後ともぜひ、いいまちづくりに、削減しながら……。

町長には、本当に長いことありがとうございました。また先ほどの、ようやくできる、この細かいところの福祉をできる状況まで来たという御回答がありましたので、まさに、今、この1つではないかなと思う次第で、ところでございます。本当にありがとうございました。

以上でございます。

- ○議長(諏訪原実君) 町長川田弘二君。
- ○町長(川田弘二君) 16年間最後の一般質問をやっていただきまして, ありがとうございました。 議員の皆さんのこれからのますますの御活躍を御期待いたします。
- ○議長(諏訪原実君) それではこれで、4番難波千香子君の質問を終わります。

休会の件

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。 委員会審査及び議案調査の都合により、3月4日から3月17日までを休会にしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長(諏訪原実君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。 本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。

午後 1時51分散会

第 3 号

〔 3月18日〕

# 平成22年第1回阿見町議会定例会会議録(第3号)

平成22年3月18日(第3日)

#### ○出席議員

実 君 1番 諏訪原 2番 久保谷 充 君 秀 慈 君 3番 川畑 難波 千香子 4番 君 5番 紙 井 和 美 君 6番 柴 原 成 君 7番 浅 野 栄 子 君 孝 8番 藤井 幸君 平岡 9番 博 君 10番 久保谷 実 君 11番 吉 田 憲 市君 12番 石 井 早 苗 君 13番 小松沢 秀 幸君 14番 倉 持 松 雄 君 志君 15番 野 孝 大 16番 櫛 田 豊 君 17番 佐 藤 明 君 幸 18番 細 田 正 幸君

### ○欠席議員

なし

#### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

川田弘二君 町 長 副 町 長 大 﨑 誠 君 教 育 長 青 壽々子 君 Щ 総 務 部 長 坪 田 匡 弘 君 民 生 部 長 横 田 健 君 忠 生活産業部長 川村 男 君 都市整備部長 田 康 司 君 桑 育 次 長 充 新 君 教 横 田 消 防 長 瀬 尾 房 雄 君 総 務 課 長 篠原尚彦 君

企画財政課長 篠崎慎一君 国保年金課長 吉 田 衛 君 環 境 課 長 大 野 利 明 君 町民活動推進課長 利 明 飯 野 君 設 耕一 君 建 課 長 浅 野 水 道 課 長 坪 田 博 君 予科練平和記念館 湯 原 幸 徳 君 整備推進室長

## ○議会事務局出席者

事 務 局 長 小 口 勝 美書 記 山 﨑 貴 之

#### 平成22年第1回阿見町議会定例会

#### 議事日程第3号

平成22年3月18日 午前10時開議

日程第1 議案第 2号 阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について

日程第2 議案第 3号 阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について

日程第3 議案第 4号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第 5号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 6号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 7号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 8号 阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例等の一部改正について

議案第 9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正について

日程第4 議案第12号 平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

議案第13号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第15号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第16号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第17号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第18号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第20号 平成22年度阿見町一般会計予算

日程第6 議案第21号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成22年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第24号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第25号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第26号 平成22年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 平成22年度阿見町水道事業会計予算

日程第7 議案第29号 町の区域の設定について

日程第8 議案第30号 町道路線の廃止について

議案第31号 町道路線の認定について

日程第9 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

日程第10 阿見町農業委員会委員の推薦について

日程第11 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

#### 午前10時00分開議

○議長(諏訪原実君) 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承 を願います。

これより議事に入ります。

#### 議案第2号 阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第1,議案第2号,阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員 長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めま す。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) おはようございます。

それでは命により、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果 について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月8日午前10時に開会し、午後1時35分まで、慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議長と議案説明のため執行部より川田町長を初め関係職員14名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第2号、阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ、30条に次の各号のいずれかに該当するものは、10万円以下の罰金に処するとあるが、これは何に従って10万円という数字をつけたのか。10万円以上に改めたらいかがかとの問いに対し、30条は各6号に分かれておりまして、1号が災害届けをしない場合と氏名の変更届けをしない場合、完了届けを出さない場合、標識を設置しない、承継をしないと、さまざまな報告をしないと罰金とあります。

地方自治法で条例の罰則規定が定められており、その中でほとんどが2年以下の懲役、それから、100万円以下の罰金というように自治法上なっていますので、法律に照らし合わせた条例がふさわしく、10万円以下という罰則にしました。

この前に、残土条例が平成18年の1月に制定され、その中では罰則が2条しかありませんでした。 それですと、細かい部分の罰則がなく、なかなか役場の指導上も行き届かなかった点があります。 この条例につきまして、細部にわたりまして、指導とか命令に従わない場合には罰則を科するとい うようなハードルを高くしたということであります。

先ほど申し上げましたように、そういう法律関係がすべて以下という文言を使っていますので、 この条例も以下とさせていただきましたとの答弁でありました。 次に、土採取の条例が出ているということで、今までの残土条例と合わせて対応ができるようになるということでありますが、それはどの点から明らかになってくるのかとの問いに対し、平成6年ごろ下吉原で1万平方メートル以上で、約10メートル近く土を取られまして、それを売り、その後に大量の産業廃棄物及び残土を運び込まれた例があります。

それから、平成11年には125号線バイパスで数カ所やはり盛り土をされましたが、これもそのうち2カ所が七、八メートルも掘削され、それでそれを販売され、その後また残土等が運ばれてきたという事例があります。

最近では、大砂地区で約2万立方メートルぐらい盛り土がされてしまっています。これにつきましては、警察がかなり協力的になって、容疑者が昨年逮捕されました。それから、現在大形地区でもやはり条例違反し、再度私どもの命令にも従わず、牛久警察署の生活安全課、刑事課の言うことも聞かない業者もあります。

今回,残土条例と土採取条例をセットにした理由は,多くの残土やあるいは不法投棄を防止する という意味があり,連動して今後も指導していきたいとの答弁がありました。

あと、隣接地の同意が必要ですが、例えば大形の場合等、同意が出ていないところもあるのではないかと思いますが、いかがかとの問いに対し、御存じのように今回は全く条例を無視しておりまして、本来であれば隣接地区内に100メートル以内の地権者、居住者の同意あるいは区の同意が必要です。総指導し、その業者は大形地区の説明会までは実施したわけであります。その説明が二転三転し、地区の皆様もそれでは応じられないということで答えが役場に帰ってまいりました。事業者は完全に条例を無視しております。これは残土条例を無許可でやった事例ですので、撤去命令の対象ということで指導していきたいと思っております。これは条例ですので、町長の名前で撤去命令は出すようになります。それに従わない場合には、最終的には告発ということになりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第2号阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) ただいま,16番櫛田豊君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は17名です。

以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。ありませんか。討論なしと認めます。これをもって 討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第2号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

#### 議案第3号 阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について

○議長(諏訪原実君) 日程第2,議案第3号,阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について を議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員 長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めま す。

産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇を願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) 続きまして、議案第3号、阿見町男女共同参画社会 基本条例の制定について申し上げます。

質疑を許しましたところ,第11条苦情その他の意見について,町長に申し出ることができるとありますが,どのように申し出てどのような形をとるのでしょうかとの質問がありました。これに関しましては,条例の施行規則等を定める予定です。この11条に基づきまして施行規則を定め,その中で苦情の申し出について,詳細にうたう予定です。

実際に申し出としましては、所定の様式をつくり、趣旨や概要を書いていただき、町長あてに提出。それに対しまして、町で状況等を調査し回答するという流れになると思いますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第3号、阿見町男女共同参画社会基本条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第3号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第5号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第6号 阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第7号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第8号 阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例の一部改正について

議案第9号 阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

議案第10号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第11号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部改正について

○議長(諏訪原実君) ただいま,14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして,ただいまの出席議員は18名です。

日程第3,議案第4号,阿見町行政組織条例の一部改正について,議案第5号,阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正について,議案第6号,阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について,議案第7号,阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について,議案第8号,阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例等の一部改正について,議案第9号,阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について,議案第10号,阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について,議案第11号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について,以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員 長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めま す。

初めに、総務常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

[総務常任委員会委員長難波千香子君登壇]

○総務常任委員会委員長(難波千香子君) おはようございます。

それでは命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は3月4日午前10時に開会し、午前11時5分まで、慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より川田町長を初め関係職員15名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第4号、阿見町行政組織条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第4号、阿見町行政組織条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり 可決することに決しました。

続きまして、議案第5号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、8時間を7時間45分にすることは世の中の流れで理解できるが、一方で今フレックスタイムというのも世の中の流れであり、町でもフレックスタイムをとって、5時半までやれないのかとの質問に対し、世の中の流れに沿ってということで理解して進めたいと思います。ただ、うまくローテーションが組めるか、今後検討したいとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第5号、阿見町職員の 勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしま した。

続きまして,議案第6号,阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第6号、阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、全委員が賛 成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第7号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、4ページ、再任用職員についての質問があり、この制度は10年前から存在しており、再任用というのは、定年を迎えた職員が、定年後再任用の職員が必要な場合に再任用することができる制度で、現在1名、中央公民館に配属されており、通常の職員と同様の一般事務を行っておりますとの答弁でありました。

また今,就職暗黒時代を迎えているが,この人以外にはできないという職業であれば,これは認めざるを得ないと思うが,一般に新採で採用したほうでも十分に対応できるのであれば,新採を採用していくというような考えはないのかとの質問に対し,今の状況をよく理解しまして進めて行きたいと思います。ただ,この再任用の制度ができた経過は,高齢化社会を迎えまして,かなり長生きの方がいたり,年金制度も60歳が65歳になっていくというような過程の中で,再任用制度もできてきたというのもありますとの答弁でありました。

それに対し、極力こういう制度は使わないで、新しい人を育てるという方向で考えてほしい。就職がない若い人たちにも使うとか、町でも考えて広めてやってほしいとの要望がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町職員の 給与に関する条例の一部改正については、全員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。 続きまして、議案第8号、阿見町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部改正 について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第8号、阿見町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例等の一部改正につ いては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

〇民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 皆様、おはようございます。

命によりまして,民生教育常任委員会に付託されました議案について,審査の経過と結果について,会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る3月5日午前10時に開会し、午後2時42分までの間、慎重審議を行いました。出席者は委員全員の6名、諏訪原議長の出席をいただき、執行部より川田町長を初め関係部課長20名、事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正につきましては、 全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第11号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について,うち民生教育委員会所管事項について御報告いたします。

質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、 議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 次に,産業建設常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第10号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成 し、原案どおり可決することに決しました。

次に,議案第11号,阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について,うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、11条の環境保全監視員の報酬について、13万円から25万円になっておりますが、今までとまたこれからの仕事の内容はどのようになるのかとの質問がありました。

環境保全監視委員の報酬の増額については、近年不法盛り土や産業廃棄物の不法投棄をする事業者も、巧妙かつ凶悪化し組織も拡大しております。そのような中で、町では近隣市町村に先駆け平成21年度から茨城県警警察官のOBを採用しております。

そのOBの活躍の一端を若干御説明申し上げます。平成21年度前半に、大砂地区、飯倉地区におきまして、極めて悪質な産廃業者が不法投棄を行いました。その際、当町の環境保全監視員が県警と太いパイプを活かしまして、現場の確認を牛久警察署と県警本部に通報、また、県廃棄物対策課も動かし、阿見町で初めて凶悪な犯人を検挙するまでに至っております。

ほかにも、行政区の協力と御支援もありまして、大規模な盛り土事件に発展しそうな事案も未然 に食い止めております。茨城県警の発表によりますと、最近の暴力団対策法の施行により、同和団 体あるいは右翼団体を隠れみのに地下に潜り、実態がわからなくなっているのが実情のようです。 そのために、中には建材業や土建業を名乗り、悪質大量に投棄する事例が頻繁に発生しております。最近の盛り土や産廃の投棄現場の人間も地下に潜った暴力団の構成員であることが多いことから、身を守るすべのない我々行政職員では現場立ち入りの調査が極めて困難な状況にあります。

このようなことから、近隣市町村の金額や業務内容等について、県南総合事務所環境保安課あるいはつくば市の環境課等、いろいろ調査をしたところ、内容は県民センター環境保安課もただパトロールして来るだけ、つくば市もただパトロールして、ただ行政に報告するだけの業務が13万円という内容でありました。

環境省の発表によりますと、茨城県では産廃でワースト1、量でもワースト3位という結果であります。調査の結果、川崎市や横浜とか、台東区の警察OBの採用した事例では25万円がほとんどでありました。

ですから, ただ単なるパトロールではなく, 凶悪犯に対してきちんと指導していくということが, それ相応の報酬として今回は25万円とさせていただきました。

牛久市では、現在現役の警察官を雇用しております。これは交通対策ということで対応しておりますが、年間1,200万円です。当町の監視員を月25万円に上げたとしても、年間300万円ということで、改正してもかなり安価であることであります。

また、図書館長や中央公民館長の場合にも非常勤で13万円でありますが、全く業務内容が違うということで、適正な報酬額ということで設定したものでありますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第11号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議案第4号から議案第11号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第4号から議案第11号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

\_\_\_\_\_

議案第12号 平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)

議案第13号 平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第14号 平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議案第15号 平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)

議案第16号 平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第17号 平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

議案第18号 平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第19号 平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第4、議案第12号、平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)、議案第13号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第14号、平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第15号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)、議案第16号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)、議案第17号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)、議案第18号、平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)、議案第18号、平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員 長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めま す。

初めに、総務常任委員会委員長難波千香子君、登壇を願います。

[総務常任委員会委員長難波千香子君登壇]

〇総務常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、先ほどに続きまして、議案第12号、平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)、うち総務常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、42ページ、非常備消防費で報償費629万円の減額はとの質疑に対し、 消防団員の退職報償該当者が当初37名を予定しておりましたが、23名にとどまり、14名分の減額と の答弁でありました。

また、14名辞めなかった理由はとの質疑に対し、消防団各15分団ありまして、1、2月ごろに来年の退職予定者表を上げていただいて1年間行くわけですが、そのときに各分団の補充分のお願いもしますが、その中で見つからなくて、もう1年やりますというような人もいますので、結果的に10数名が少なかったとの答弁でありました。

次に、委託料の減額率が大きすぎるがその理由はとの質疑に対し、入札の差金との答弁でありました。これに対し差金が出るということは、契約内容を変えたことによる差金なのかとの問いに対し、企業努力による差金です。ここで詳しい説明がありましたので、一部御紹介いたします。

自治体の予算の編成上のルールとして、適正な価格で設計をするわけですが、その予算計上されている額の範囲を超える設計は組めないルールがありまして、どうしても予算計上時にはちょっと膨らむような形はやむを得ないところとの説明がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、平成21年度阿 見町一般会計補正予算(第8号)、うち総務常任委員会所管につきましては、全委員が賛成し、原 案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

[民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇]

○民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 先ほどの審査経過の報告に続きまして御報告申し上げます。議案第12号,平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号),うち民生教育常任委員会所管事項について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質問が4件ありました。

1件目,障害福祉費で社会福祉法人のあすなろ会への補助金が250万減額になった理由は何かという質問がありました。それに対して、社会法人あすなろ会AMI福祉工場は、昨年の1月まで旧法身体障害者福祉法の施設として、身体障害者更生援護施設として県や町の補助金により就労の場を提供し、通所者と労働契約書により時給によって勤務していましたが、景気の悪化により時給が激減し、賃金の支払いが厳しくなり、茨城県障害福祉課自立支援担当課と相談の上、昨年の2月に障害者自立支援法の訓練給付の就労移行支援事業所に移行しましたので、あすなろ会の運営に対して、今まで補助していた県や町の補助に代わり、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続B型事業にかかわる福祉サービスを通所者の人数に応じて支払っているとのことです。

福祉サービス費は、就労移行支援事業については、一人当たり7,590円、就労継続B型事業については、一人当たり5,270円の福祉サービス費を通所者の日数に応じて支払っているとのことです。そして現在、町から9名、牛久市から4名、土浦市から1名、美浦村から1名、つくばみらい市から1名、合計17名が通所しているということです。町は1,530万を、その他の市町村の総額で2,430万を福祉サービスとしてあすなろ会に支払うことになったため、施設事業の形態が変わったので、補助金は削減したため減額になったという答弁でありました。

2件目、保育所の運営費で保育所賃金が660万削減されているが、これはどうしてかという質問がありました。これに対しまして、予算立てした中で、産休代替保育士1名分と4.5時間のパート保育士の賃金1名分と保育補助員としての1名分などの活用しなかった臨時職員の保育士の賃金の減額であるという答弁がありました。

3件目,敬老事業の敬老会委託料の80万の減額についての質問がありました。この質問に対しまして,敬老事業について当初報償費として高齢者の数を見込んで計上しましたが,死亡,転出といった理由によって報償費の減と本郷ふれあいセンターの駐車場を使用するため,草刈りも予定していましたが,不要になったということでの減が理由ということでした。

4件目,衛生費で保健診療等委託料が876万,予防費の予防接種委託料が415万,健康診断等委託料が653万と減額されていますが,この理由についてはいかがかという質問がありました。それに対しまして,母子保健事業の中の健康診断等委託料876万円の減額については,この事業が平成21年度から開始され,妊婦検診が5回から14回に増えたということで,その委託料だったが,出産を予定する妊婦の方の検診の見込み人数が少なくなったので減額したとの答弁でした。

また、予防接種の委託料415万の減額については、日本脳炎のワクチン接種で厚生労働省から接種の差し控えということで減額になったということです。そして、健康診断等委託料653万の減額は、本年度、女性特有のがん検診を予算計上したけれども、受診者が5割にいかないので、見込んで余った分を減額したという答弁でした。

そして、答弁に女性特有のがんの検診率が5割しかいかないというのは、PRが足りないか、女性がその問題に対して意識が低いということではないかという再質問がありました。それに対しては、がん検診については対象者全員に個別通知をしたので、この制度があること、無料で受けられることは理解していると思うが、意識の問題もあるかと思っている。周知広報部分が若干不足していた部分があると思うので、十分にやっていきたいとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、討論を終結し、採決に入りました。議案第12号、 平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)、うち民生教育常任委員会所管事項につきましては、 全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第13号,平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について 御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第13号、平成21年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、議案第15号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)について 御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第15号、平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、議案第18号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)について 御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして,議案第19号,平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、次のような質疑が1件ありました。後期高齢者については、国会でも 廃止ということで問題になっているが、県の後期高齢者の議会ではこの廃止の問題について、どの ような議論がされているのかという質問がありました。

これに対しまして、今の段階では従来の広域連合の形で運営という議論になっているが、この広域連合、基本的には制度を変えることになっているが、その変え方についての具体的議論は実際に行われていないし、国の段階でもまだまだ方向が出ていない状況にあるということでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、討論を終結し、採決に入り、議案第19号、平成 21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、全委員が賛成し、原案どおり可決い たしました。 当委員会の決定に対し、議員各位の賛同をお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 次に,産業建設常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

- ○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第12号、平成21年度阿見町一般会計 補正予算(第8号)、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結 果について御報告申し上げます。
  - 質疑を許しましたところ、31ページの衛生費、霞クリーンセンター運営費1,083万円の減とその理由についての質問がありました。それに対し、運営費でごみ収集委託料の削減をいたしました。補正が400万円で現行見込み額が9,100万円。当初予定が9,500万円でしたので、400万円の減額をいたしました。

あと、焼却運転委託に関しまして、契約差金がございましたので483万円を減額。あと、有価物の委託がありまして、契約差金で200万円の補正。全体で1,083万円が契約差金という形で補正いたしましたとの答弁でありました。

次に、34ページ、農業振興推進事業の中の委託料、業務委託料について、町内産米の消費推進事業委託料マイナス304万8、000円、それから、地場農産物の食育推進委託料のマイナスの383万4000円、これの委託内容とその減額になった理由についての質問がありました。それに対し、これはふるさと雇用再生特別基金事業ということで、2事業ほどあり、1つは町内産米消費推進事業委託料、もう1つは地場農産物の食育推進事業委託料ということで、この2事業ともJA茨城かすみに業務を委託して行う事業です。

内容は、阿見町産米の消費推進委託事業ですが、阿見町産米を町内及び隣接市町村へ宅配サービスによる販売をする事業です。売れる米づくりの生産による収益あるいは農産環境といったことで、阿見町産の米を安全・安心・おいしいオリジナル米として、その魅力を地域住民にPRする。また、宅配サービスの制度構築によりまして、米の消費拡大効果による水田農業経営の活性化、地元農業の振興を図っていくというような趣旨であります。また、失業者対策で2人新規雇用いたします。従事内容としましては、宅配用にチラシを消費者宅へ配布する業務あるいは試食等の業務、それから、消費者から申し込み受付をする業務、また、米の配達販売業務、それから、精米業務、製品製造業務等であります。

それから、もう1つ、地場農産物の食育推進事業委託事業では、生産者と消費者の交流拠点として農産物直売所を機能を最大限に活かし、安全な農産物の紹介、地場農産物のPR及び農産物の栄養表示等の積極的な推進。それから、地域農産物の販売促進、食育事業などを拡充させ、地産地消の拡大を図ってまいります。

ここでは、失業者の方を3名雇用するということで、中身は愛菜園で加工場をつくって、その中で漬物、総菜などをメニューとして拡充する中で業務を行う。それから、町内8小学校との連携を図り、子供たちに作物を栽培させまして、それから、最終的に収穫する、そういった一連の作業を体験してもらうという事業を行います。事業の中でこの失業者の方々を雇用した人たちの指導業務を行います。それが2つの事業ですが、この事業につきまして、昨年の10月ごろから取りかかる予定でありましたが、委託先であります農協の受け入れ態勢が整なわなかったということがありました。そこで、本年1月に正式に契約し、事業がスタートいたしました。

一応このふるさと雇用については、3カ年ということですので、今年度21年度から23年度までの継続ということで、町としては委託し推進していくという考えでありますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第12号、平成21年度阿 見町一般会計補正予算(第8号)、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛 成し、原案どおり可決することに決しました。

次に,議案第14号,平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、7ページ、維持管理費の霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金1,600万円について、減額理由をお尋ねしますとありました。こちらにつきましては、阿見町が霞ヶ浦湖北流域下水道に下水を流しており、そこでの処理負担金であります。当初は、昨年、一昨年度をかんがみながら予算計上をいたしましたが、今回決算の見込みを立て、それに合わせて減額ということで1,600万円ほど計上となりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、平成21年度阿 見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可 決することに決しました。

次に、議案第16号、平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)について申 し上げます。

質疑を許しましたところ、5ページ、本郷第一区画整理事業の保留地処分金2億5,827万1,000円について、これは予定の何%に当たるのかとの問いに対し、今年度予算に対してどのぐらい販売されたかということでありますが、当初予算4億5,210万2,000円のところ、169,949万9,000円で44%であります。

また,面積につきましては,7535.03平米に対しまして,売れましたのが3486.46平米,46.2%であります。これは3月1日現在の販売となっております。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、平成21年度阿 見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、全委員が賛成し、原案どおり 可決することに決しました。

次に,議案第17号,平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、6ページの歳入で、滞納繰越分というのは、何人ぐらいいるのか。130万3,000円、これについて対策はどのようにしているのかとの問いに対し、これは実穀上長地区の滞納繰越分ということであります。これは平成18年度から実穀上長地区については、事業をスタートしておりまして、18年度から20年度とその3年度分が過年度ということであります。

実穀上長地区で昨年の12月の時点での件数でありますが、過年度分で滞納されている方が12人いらっしゃいます。この時点で148万ほどありましたが、それから若干徴収に歩き、多少減額いたしました。1度に払えない方については、分納契約という形で分割して払っていただくようお願いしております。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第17号、平成21年度阿 見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、全委員が賛成し、原案どおり 可決することに決しました。 当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第12号から議案第19号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第12号から議案第19号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第20号 平成22年度阿見町一般会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第5、議案第20号、平成22年度阿見町一般会計予算を議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員 長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めま す。

初めに、総務常任委員会委員長難波千香子君、登壇を願います。

[総務常任委員会委員長難波千香子君登壇]

〇総務常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、議案第20号、平成22年度阿見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ,28ページ,文書管理費の情報公開個人情報保護審査会について,情報公開の年間請求件数はとの問いに対し3件との答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、平成22年度阿 見町一般会計予算、うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決することに 決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 先ほどの審査経過の報告に引き続きまして御報告いたします。

議案第20号,平成22年度阿見町一般会計予算,うち民生教育常任委員会所管事項につきまして, 御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑が9件ありました。

1件目,地域福祉計画策定委託料ですが,どこに委託して入札はどのようにしているのかという質問がありました。これに対して,業者は3社を見込み,実際の入札は4月を予定しいるとのことです。

また、コンサルタントにつきましては、5年間の福祉計画をあくまでお手伝いをしていただくということで、職員が地域の座談会でいろいろ福祉に関する計画などを収集してやっていく予定で、決してコンサルのみにするつもりはないとの答弁でした。

2件目は、成年後見制度利用支援事業について、現在までの利用者数と1件どのぐらいで見積もっているのかという質問がありました。質問に対して、成年後見制度は現在2名が利用しており、その利用については成年後見を申し立て、裁判所で選任された場合には、一人1カ月2万8,000円の報酬なので、12カ月見込んでの見積もりですが、平成22年度については、3名分として108万円を想定して見積もったとの答弁がありました。

続いて3件目、元気わくわく支援事業の給食サービスについて、お聞かせ願いたいとの質問がありました。これに対しては、一人暮らしの高齢者に対して栄養のバランスのとれた食事を提供するということで、ボランティアを社会福祉協議会の方に委託して行っていて、7月、8月は休みますが、年間20回ほど予定しているという答弁がありました。

答弁の後、再質問として何人かの人に話を伺うと、このサービスを年20回配る必要があるのか、 経済的に恵まれていて配る必要のない人、また非常に必要としている人、また一人暮らしの老人も いるということを聞くと、一律にというのはどうか。現場サイドで働いていて、一人ひとりと会っ て配っていらっしゃる方の意見を聞いていただくと、必要なものを必要な人に、もっとサービスが 充実していけるような形になるのではないか。ぜひアンケートを取ってみてはいかがでしょうかと いう要望が出されました。

4件目,単位老人クラブ補助金189万6,000円。20年度は老人クラブが33クラブだったが,21年度は2カ所増えたと聞いていますが,22年度については何カ所分の補助金を計上したのか。単位老人クラブ30人で3万6,000円以上,50人で4万8,000円,50人以上が6万円,こういう点では,健康づくりの観点からもっと手厚く補助をして,お年寄りの健康づくりに老人クラブが貢献することは大事なことと思うが,この点の考えをお聞かせ願いたいという質問がありました。

この件につきましては、平成21年当初の老人クラブは31クラブ、その後33クラブとなり、平成22年度は37クラブとなるので、今回からすると4つのクラブの新設を見込んで予算を立て、単位クラブは会員が20名からでも認定し、年額3万円の補助金をしているということです。

今までは、会員が多くても少なくても一律の補助金だったけれども、会員が多いところは補助金 も増えていることもあり、改正後は毎年のようにクラブは増えているという現状であるという答弁 がありました。

答弁に対し再質問がありました。書類の提出が面倒で、会長になる人がいないというところもあるようだが、事務負担の軽減については、どのようにしているのかという質問がありました。事務の軽減については、以前申請書とか決算書とか多かったのだけれども、簡単なものに改良して、現在の事務局をまほろばに置き、提出物のサポートをする形をとっているとの答弁がありました。

また、PRについても区長会のときにお願いしたり、結成の問い合わせに対しては、その行政区に出向いて説明し、速やかに結成できるように推進していくところであるとの答弁でした。

質問5件目、ボランティアの育成についてですが、いろんな計画でこのボランティア育成と出ているけれども、その育成をするのには、お金が一銭もなくては育成はできないのではないかという質問がありました。これに対しては、町地域福祉基金民間福祉活動補助金は、福祉関係の団体について1団体5万円、新規の場合でも5万円の補助を社会福祉課の予算として支給していて、そういったボランティアの育成を支援しているし、社会福祉協議会でボランティアの育成に関して専門的にボランティア講座も実施しているという答弁がありました。

質問6件目,児童手当支給事業,児童福祉扶助費5,400万,それから子ども手当支給事業で扶助費,子ども手当8億850万の対象者と詳しい内容について説明をお願いしたいとの質問がありました。児童手当支援事業は予定として,今年の2月,3月,そちらの支給が残っている部分については,6月に新しくなる子ども手当と一緒に支給することにして,21年度の支給残り分の予算で,対象者としては4,200名程度になるということです。

また、子ども手当の支給事業は、今までの児童手当支給対象者プラスアルファになるが、所得制限がなくなった分と中学生までの支給ということになると、2,300名程度と想定し、6月当初支給開始予定ですが、大体6,500名程度になると想定し予算を計上したとの答弁がありました。

7件目,放課後子どもプラン事業について,段階的に実施をするということですが,どのぐらいのスパンを考えているのかという質問がありました。これに対して,22年度は第一小学校と舟島小学校の2校に実施し,23年度は検証期間とし,24年度から阿見小,実穀小,25年度に第二小,君原小,26年に吉原小,本郷小というスケジュールを組んでいるが,検証時の23年時は前倒しもあると考えているが,阿見小近隣の児童館の老朽化問題も導入の際には検討しなくてはと考えている,そういう答弁でありました。

8件目,小学校の通学路の管理ですが,阿見小学校の裏門から三菱油化のところまでの通学路は 段差があり,歩きづらく狭い生け垣が出ていて,保護者から苦情があるが通学路の改善について, どのような対処をとっているのかということと,学校の防犯対策で小中学校の防犯カメラの取りつ けの現状をお聞かせ願いたいという2点の質問がありました。

答弁として通学路の整備自体は町道は町の建設課、県道は茨城県ということで、学校としては毎年通学路の安全点検を行っていて、不都合なところ、危険なところを洗い出し、それぞれの道路の管理者に対して改善の要望を出し、警察に関係しては横断歩道とか信号の設置を行っているという答弁でした。

2点目の防犯カメラの進捗状況ですが、21年度、小学校へ一部まちづくり交付金を活用して設置 し、3月から各小学校で監視カメラの稼働を開始し、中学校は22年度の予算に計上したので、22年 度に設置したいと思っているとの答弁がありました。

質疑9件目,給食の食材については、地産地消で地元の食材を優先的に使用すると安心・安全・おいしいというふうになると思うが、どのような施策をしているのか。また、町のお米が子供の口に入っているのかどうか確認できるのか、それを説明していただきたいという質問がありました。

これに対しまして、地場産の野菜については、年度当初各業者へ取り扱い事項ということで、約束事を取り交わすとき、可能な限り地場産物を使用する文言を入れ、極力地元のものを優先させるということで進め、昨年と比較すると1.5倍、50%ほど増えている状況であるということでした。

また、米に関しては県の給食会は、全農を通して各地元農協、ここではかすみ農協が米の集荷を し、吉田米飯で炊飯し、各学校へ配っているということで、米は集荷した人の住所、氏名がわかる ようになっているとの答弁でした。

質疑を終結して、討論に入りましたが、反対討論がございました。採決に入り、議案第20号、平成22年度阿見町一般会計予算、うち民生教育常任委員会所管事項は起立多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 次に,産業建設常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

〇産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) 続きまして,議案第20号,平成22年度阿見町一般会計予算,うち産業建設常任委員会所管事項について申し上げます。

質疑を許しましたところ、123ページ、土木費、住宅管理費の13、委託料の中の弁護士委託料について、弁護士に相談するのは何名くらい対象者がいるのか。それから、124ページ、町営住宅建替事業工事請負費、解体600万円、これは建て替えじゃなくて、とりあえずは解体しておくという形とは思うんですが、これは何棟ぐらいを予定しているのかとの質疑がありました。

それに対し、弁護士委託料につきましては、訴訟関係に持ち込んだ場合の訴訟の人数で、それを 本年度中に把握いたしまして、退去者の名簿をつくり、その名簿に対して告訴という形で進むに当 たっての弁護士費用と考えております。

次に、600万円の町営住宅建替事業のうちの工事請負費、解体工事費は、曙住宅及び上郷第一、 第二、吉原の東、西の住宅に今住まわれている方、そちらに対しての退去者、その部分については 今後の入居を取り扱っておりませんので、その対象の部分についての取り壊しということでありま す。今のところ、予定としては戸数は特に決まっておらず、一応出てきた部分について、今回の予 算の中での対応と考えておりますとの答弁でありました。

再度質問があり、600万円について何棟壊すかという計画がなければ、数字が出てこないんじゃないかと思うのですが、それから弁護士委託料ですが、何軒分見込んだのかとの質疑に対し、解体工事ですが、一応予定といたしましては、10戸を計上して600万円という数字を出しております。また、告訴の着手金といたしまして5件、あと、報酬といたしましてまた同じく5件、あと仮処分等の着手金が出た場合のことを考えまして5件、合わせて518万円。本着手金としましては、1件当たり29万6、000円。告訴に対しての報酬といたしましては59万2、000円。あと、着手金といたしましては14万8、000円と見込んでおりますとの答弁でありました。

次に、111ページの物産イベント事業の250万6、000円、この内容についての質問がありました。 それに対し、この物産イベントは新規事業として今回計上させていただきました。その内容は、あ みアウトレットの場内において、物産イベントを開催しようというものであります。時期といたし ましては、夏と秋の2つの時期に考えておりまして、場内6テントほど張って、物産販売をするの と同時に阿見町ならではということで、プラスアルファの仕組みを考えて、アウトレットに来た 方々に物を買っていただいたり、阿見町を知っていただくということで予定している事業でありま すとの答弁でありました。 同じく110ページ, 桜実態調査・マップ作成業務委託料283万5,000円について質問がありました。 これは町の木に指定されている桜が実際どのくらい, どういったところにあるのか, そういう実態 がまだ把握しきれていないのが実情であります。それを観光資源として活かすためには, 今年から 企業の中の桜も含め, その桜の実態調査事業を始めております。それとともに桜をテーマにしたマップを作成しようと思っております。観光マップの桜版といった形になることを予定しております との答弁でありました。

次に、110ページ、補助金、奨励金8、082万8、000円、この奨励金を対象にしている企業、できればその固定資産税等の内訳を教えていただきたいとありました。それに対し、こちらはこの予算から大きく2つに分かれております。1つは従前とおり、東部工業団地の立地奨励金が1つ。こちらが金額換算ですと、9件の5、980万余り、約6、000万円が計上してあるのが1つと、もう1つがアウトレット阿見東地区の商業地区でございます。17へクタールの土地にかかる固定資産税見合いの奨励金を22年度から3カ年にわたって奨励していくということで、金額換算で2、100万円ということで、合わせて8、100万円になっております。

平成22年度は、丸和バイオケミカル、日本サーモエナー、SPパーツ、トキワ精機、杉孝、都運送、コモダエンジニアリング、つくばセミテクノロジー、エーシーケミカル、以上の9件でございますとの答弁でありました。

次に、106ページの負担金・補助金の清明川土地改良区補助金33万4、000円について、その内容についての質問がありました。これは毎年計上的に予算として上げており、清明川土地改良区エリア内の排水機場管理経費ということで 5 カ所、清明川土地改良区のエリアということで、阿見とまたがって美浦村舟子までエリアとしてあり、そこの管理経費であります。主に排水機場の電気料、そういった部分について補助しております。これは阿見町、美浦村、それから、清明川土地改良区でおのおの 3 分の 1 ずつ負担するということでございます。

それで、毎年この実績報告ということで上げていただき、それに基づきまして計上的に3分の1 補助しているということでありますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、平成22年度阿 見町一般会計予算、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、全委員が賛成し、原案どおり 可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は、議案第20号、平成22年度一般会計予算についての反対討論をいた します。

今年度予算は、骨格予算ということでございますけれども、私は特に町民から要望のある点について、1つ目には乳幼児の医療費補助、小学校入学前まで予算をとってありますが、これは中学校卒業まで無料にすべきだというふうに思っております。

また,父兄から要望のある小学校の通学路の安全確保,こういう面についても十分な対応がなされていないというふうに思います。

また,道路に関しては,生活道路の改良事業,これはかなり多いわけですけれども,ここ毎年予算不足という名目で,この道路改良についても十分要望にこたえられていないというふうに思います。

また、阿見町の健康づくりの取り組みについても、総合的に町民の健康づくりを考えていくべきだということで提案をしてまいりまして、健康づくり課ができておりますけれども、まだまだ全体としてPR不十分で、総合的に取り組むという点についても不十分だというふうに思います。

この健康づくりの一環として、老人会の組織化についても提案をしてまいっておりますけれども、 その観点からすれば、もっと力を入れて補助金についてももっと増やして、お年寄りが老人会の中 で町全体が組織化されて健康づくりにも役立つ予算にすべきだというふうに思います。

また、地産地消の面から給食センターへの地元農産物の活用についても、もっと入札方法などを考えて、地元農産物を取り入れるようにして、安全・安心・おいしい給食をつくるべきだというふうに思います。こういう点について、まだ22年度の予算については不十分だというふうに認識しますので、この予算について反対をいたします。

以上です。

- ○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。 12番石井早苗君。
- ○12番(石井早苗君) 細田議員の反対討論に対して討論いたします。 反対討論です。ですから、議案に対しては賛成です。
- ○議長(諏訪原実君) 12番石井早苗君。 失礼しました。
- ○12番(石井早苗君) 済みません。

細田議員の反対討論に対して,議案に対しての賛成討論をさせていただきます。

細田議員は、中学まで医療費を無料にすべきという主張をずっと申し述べておられますが、この 医療費を無料にするということは、もっと深く考えなければいけない問題だと私は思っております。 確かに子供は国の宝、大事な子供たちを一人でもなくすことなく育てていきたいのは母親として 私も同感できますが、中学までなぜ無料にしなきゃいけないのか、その負担は誰が負うのかという ことを考えていただきたいと思います。

また、健康づくりの老人会への補助、これもやはり今の現執行部は一生懸命考えて、さらに今年は4つも増えるということも考慮して、もう少し見守っていくべきではないかと私は思っております。

また、地産地消についても、そのとおりでございますので、細田議員の反対討論には反対いたします。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第20号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立により採決をいたします。 議案第20号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第20号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第21号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算

議案第23号 平成22年度阿見町老人保健特別会計予算

議案第24号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算

議案第25号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算

議案第26号 平成22年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第27号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第28号 平成22年度阿見町水道事業会計予算

○議長(諏訪原実君) 次に,日程第6,議案第21号,平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算,議案第22号,平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算,議案第23号,平成22年度阿見町老人保健特別会計予算,議案第24号,平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算,議案第25号,平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算,議案第26号,平成22年度阿見町介護保険特別会計予算,議案第27号,平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算,議案第28号,平成22年度阿見町水道事業会計予算,以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員 長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求め ます。

初めに、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長(浅野栄子君) 先ほどの審査経過の報告に引き続きまして御報告させていただきます。

議案第21号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御報告いたします。

質疑を許しましたところ,質疑が4件ありました。

1件目,20年度の決算では、次年度繰越金が3億6,285万7,000円。それから、19年度も3億500万,大幅な黒字ですが、22年度の予算で次年度の繰り越しは、どのぐらい見込んでいるかという質問がありました。

それに対しまして、21年度決算見込みの余剰金は、約2億円を予定しているが、この2億円については、22年度において歳入として前年度からの繰越金1億4,000万円を予定しているので、2億円決算見込みで、そのうち1億4,000万円を既に22年度の当初予算に計上するということで、実質6,000万円が22年度、今後の補正予算に対応できる金額となるということです。この2億円についても、まだ支出が確定していないので2億円を上回ることも、これから支払う診療費分が急激に伸びた場合は、2億円を割り込んでしまうことも予想されるという答弁がありました。

2件目の質問では、阿見町では300万所得で、子供二人の四人家族では年額保険料はどのぐらいになっているのかという質問がありました。それに対して、保険税の算出で、300万所得で家族が四人ということでは、37万3、100円という数字が出ましたが、ケースバイケースあるいは年齢によっても異なる場合があるという答弁でありました。

3件目は、業務委託料のジェネリック医薬品促進通知作成委託料とはどういうものか、これの内容の説明をお願いしますという質問がありました。これに対して、ジェネリック医薬品の利用促進を図るため、高血圧、糖尿病、慢性疾患などによって医薬品を長期に服用している方に対して、国保連合会から提供されたデータをもとにして、ジェネリック医薬品の価格または切り替えた場合に生じる自己負担額の軽減額を案内する通知を作成するもので、その処理を業務委託することです。

現在は、直営で12月から1月、2月と既に試験的に配布していますが、4月以降は専門的な業者に委託するという答弁でした。

続いて、被保険者からジェネリックを使ってくれというのは言いづらいので、お医者さんにジェネリック医薬品がいいですよと、お医者さんに対してお願いする方法しかないと思うけれども、どう考えているのかという質問がありました。

それに対して、19年、20年、21年と毎年町内の医者または調剤薬局にも、ジェネリック医薬品の使用促進のお願い文書を発送し啓発している。そして、19年度の保険証交付のときから保険証に同封して、ジェネリックお願いカードを送付し、個別の周知啓発も図っているところですという答弁がありました。このあと、ジェネリック啓発拡大の要望を強くお願いしたいという議員の声がありました。

質疑を終結して、討論に入りましたが、反対討論がございましたので、採決に入り、議案第21号、 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算につきましては、起立多数により原案どおり可決いた しました。

続きまして、議案第23号、平成22年度阿見町老人保健特別会計予算について御報告いたします。 質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、討論を終 結し、採決に入り、議案第23号、平成22年度阿見町老人保健特別会計予算につきましては、全委員 が賛成し、原案どおり可決いたしました。

引き続きまして、議案第26号、平成22年度阿見町介護保険特別会計予算について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑1件ありました。

1件目,保険給付費6億6,000万ですが,これは年々給付費が上がっていますが,一人平均でどのぐらい上がっているのか,それと,居宅介護の住宅改修費,これは償還払いで20万払って,後で18万返ってくるということですが,住宅改造をしたくても20万がないからできないと困っている,受領委任払いを要望しましたが,検討すると言っていますが,いつから実施するのかという質問がありました。

それに対して、まず保険給付費は毎年利用が多く、今年は約13%ほどで、3%ぐらい伸びるのを 見込んで予算をつけたということです。町の基準は年額4万4,400円、毎月3,700円、以前は3,200 円だったのですが、月500円上げたということであります。 また,住宅改修費については,低所得者に対しては1割負担でできるように制度を改正しているところで,22年度から始められると思うが,今の段階でははっきり言えないが,進めているところであるとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、反対討論がありましたので、採決に入り、議案第26号、平成22年度阿見町介護保険特別会計予算については、起立多数により、原案どおり可決いたしました。 続きまして、議案第27号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたところ、反対討論がございまして、採決に入りました。議案第27号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、起立多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長(諏訪原実君) 次に,産業建設常任委員会委員長紙井和美君,登壇願います。

[產業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

〇産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第22号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第22号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算は、全委員が賛成し、原案 どおり可決することに決しました。

続きまして,議案第24号,平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算について申し上げます。

質疑を許しましたところ、263ページ、13番の委託料で、業務委託料、計画策定委託料についての質疑がありました。それに対し、計画策定委託料とは、工事が終了し今後換地処分に向けて事業が入ってきます。そのための事務事業仮換地変更や換地計画の業務等の費用でありますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第24号、平成22年度阿 見町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決することに 決しました。

次に,議案第25号,平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第25号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算については、全委員が賛 成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第28号、平成22年度阿見町水道事業会計予算について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採 決に入り、議案第28号、平成22年度阿見町水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案ど おり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番(細田正幸君) 私は,議案第21号,平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算に反対 討論をいたします。

国保税については、町税の中でも一番負担が重い税金になっております。私の質問でも、四人家族で37万3,100円を阿見町で払っていると。私ども、町民に対するアンケートをこの間取りましたけれども、そのアンケートの中でも国保税を何とか下げてもらいたいというような要望が一番多くなっております。

国保会計が、毎年、3年前から上げて、その後プラスになっております。そのプラス分は余計とっているわけですから、当然引き下げに利用すべきだというふうに考えます。そういう点で国民健康保険税は高すぎると、引き下げるべきだということで反対をしたいと思います。

それから,議案第26号,平成22年度阿見町介護保険特別会計予算,これについても2年前に値上げされました。介護保険については、やはり値下げをしてほしいという要望が強くなっております。 当然これについても値下げの努力をする必要があるというふうに思います。

それから、議案第27号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、この後期高齢者の制度については、民主党政権になって廃止するという公約で民主党政権が誕生したわけですけれども、私どもも後期高齢者医療制度については、お年寄りの医療の負担を多くし、また、かかる医療についても制限すると、この制度についてはまさにうば捨て山の制度だと、差別医療制度だというふうに思っております。この予算については、制度そのものを廃止すべきだというふうに思います。

それから、議案第28号、平成22年度阿見町水道事業会計予算について、反対討論をいたします。この水道料についても、阿見町の水道料金は高いという住民からの不満が出ております。これについては、阿見町では10立方以上の基本料金制度になっております。この制度だと、例えば7立方とか8立方、5立方使っても、使わない分まで基本料金等を取られるという不合理な制度でございます。

既にこの水道料金の件については、隣の土浦市、それから、守谷市が1立方から料金を計算するという制度で基本料金も値下げをしております。阿見町の水道事業会計は、毎年大幅な黒字になっております。やはり使っただけ料金を払うという制度にして、利用者の負担を下げるべきだというふうに思います。以上の点からこの水道事業会計予算について反対をいたします。

以上です。

○議長(諏訪原実君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号から議案第28号までの8件についての委員長報告は、原案可決であります。本案8件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第21号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第 21 号は委員長報告どおり可決すること に御異議ございませんか。

#### [「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり 可決することに賛成の諸君、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第21号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第22号は、委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第22号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第23号は、委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第23号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第24号は、委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第24号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第25号は、委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第26号は、委員長報告どおり可決する ことに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第27号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第27号は委員長報告どおり可決すること に御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決いたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。

よって議案第27号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第28号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第28号は委員長報告どおり可決すること に御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。 本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(諏訪原実君) 起立多数であります。 よって議案第28号は、原案どおり可決することに決しました。

### 議案第29号 町の区域の設定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第7、議案第29号、町の区域の設定についてを議題といたします。 本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長よ り審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。 総務常任委員会委員長難波千香子君、登壇を願います。

〔総務常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○総務常任委員会委員長(難波千香子君) それでは、議案第 29 号、町の区域の設定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第 29 号、町の区域の設定については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。 これから討論に入ります。 討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第 29 号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第29号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第30号 町道路線の廃止について 議案第31号 町道路線の認定について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第8、議案第30号、町道路線の廃止について、議案第31号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る3月2日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査の終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。 産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

[産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(紙井和美君) それでは、議案第 30 号、町道路線の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第31号、町道路線の認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第30号から議案第31号までの2件についての委員長報告は,原案可決であります。本案2件は, 委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議案第30号から議案第31号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

### 議員提出議案第1号 阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第9、議員提出議案第1号、阿見町議会委員会条例の一部改正 についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

13番小松沢秀幸君,登壇を願います。

[13番小松沢秀幸君登壇]

○13番(小松沢秀幸君) 議員提出議案第1号,阿見町議会委員会の条例の一部改正についての提案 理由を申し上げます。

本案は、予科練平和記念館整備推進室の閉鎖に伴い、先ほど可決されました議案第4号、阿見町行政 組織条例の一部改正について同様、阿見町議会委員会条例についても所要の改正を行うため提案するも のであります。

内容は、総務常任委員会の所管事項から予科練平和記念館整備推進室を削除するものであります。

提出者,阿見町議会議員小松沢秀幸,賛成者,阿見町議会議員細田正幸,同じく櫛田豊,同じく久保 谷実,同じく紙井和美,同じく藤井孝幸,以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長(諏訪原実君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま,議題となっております議員提出議案第1号は,会議規則第39条第2項の規定により,委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。 これより採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議員提出議案第1号は、原案どおり可決することに決しました。

\_\_\_\_\_

### 阿見町農業委員会委員の推薦について

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第 10、阿見町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。 議会推薦の農業委員会委員は、お手元に配付してあります参考資料のとおり湯原敏子さんを推薦した いと思います。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員に湯原敏子さんを推薦することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認めます。

よって議員推薦の農業委員会委員に湯原敏子さんを推薦することに決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査につい

て て

○議長(諏訪原実君) 次に、日程第11、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における事 務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(諏訪原実君) 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されおりました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君、登壇を願います。

### [町長川田弘二君登壇]

○町長(川田弘二君) 皆さん,こんにちは。

平成22年第1回定例会の閉会に当たりまして,一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成21年度補正予算及び平成22年度の予算が主要な案件で、新年度予算につきましては、骨格予算という形で提案いたしましたが、議員各位には慎重審議の上、全議案とも議決いただき、まことにありがとうございました。

今回の定例議会は、私にとりまして最後の議会となりましたが、平成6年3月に町長就任以来4期16年の間、議員各位並びに町民の皆様の御支援、御協力をいただき、町長という重責を担ってまいりました。

この間, 語れば長い話もあるわけでありますが, 簡単にしますけれども, ハード, ソフト事業とも順調に進展しまして, 食・住・遊・学が調和した県南の中核都市としていい形でのまちづくりが進められて来ましたことに改めて感謝を申し上げます。

しかしながら、現在の厳しい経済状況の中、当町においては町税の大幅な減収や今後の見通しについても不透明さがあり、さらに厳しい行政運営を強いられることも予想されてまいります。そのため、阿見町の持つさまざまな地域特性を最大限に活用し、財政基盤の強化につなげ、いい流れを持続しながら安定的な町政を確実に推進していくことが最も重要であります。

どうか議員各位におかれましては、これからは新町長と一丸となって阿見町のさらなる発展のために、これまで以上に町政に対しまして御尽力をいただきますよう、お願い申し上げる次第であります。

明日3月19日で私は任期満了となりますが、退任後は微力ながら一町民として阿見町の発展のために尽くしてまいる所存でありますので、引き続き御交誼を賜りますようお願い申し上げます。

私は、この4期16年の間、健康を理由にして公務を休んだことは1日もなかったということを常に公言してまいりました。ここで、4期16年を終えて仕事が終わったら、具合が悪くなったとか、そういうことがないようにせいぜい青春の緊張感を持って、これからの人生を健康に留意しながら生きていきたいと考えております。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

今日は彼岸の入りでありますが、暑さ寒さも彼岸までと申しますとおり季節の変わり目でもあります。議員各位には今後とも健康に十分御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げます。

そして、阿見町をふるさととして愛する多くの町民の皆さんの意向というものを十分把握しながら、さらなる阿見町の発展にお力添えをいただきたい、こう申し上げておきます。最後に、これまでの議員各位並びに町民の皆様方の格別の御厚情に心から感謝しお礼を申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。

長い間どうもありがとうございました。

○議長(諏訪原実君) それでは、ここで町長への送別の言葉を私から述べたいと思います。

閉会にあたりまして,議会を代表し,町長川田弘二君に一言感謝と送別の言葉を贈りたいと存じます。

ともに苦しみ、またあるときは、ともに喜びを分かち合った16年間を振り返りますと、まことに 感慨無量のものがあります。

顧みれば、川田町長は平成6年3月、極めて多難な町政を初めて担当され、以来4期にわたり4万8,000人余の町民の負託にこたえるべく、阿見町発展と阿見町福祉向上のため、日夜を分かたず誠心誠意努力をされ、今日の飛躍的な成果発展をおさめられました。

その御苦労と数々の業績に対し、町民を代表しまして衷心より感謝と敬意を表するものであります。

川田町長が残された数々の業績は、町民の一人ひとりの心に深く刻まれ、明日の我が阿見町発展に大きな糧となるものと信じて疑いません。

また,今定例会におかれましても,最後まで誠心誠意御丁寧な答弁をいただき,ありがとうございました。

答弁に臨まれるその真摯な姿勢は、最後まで変わらず、川田町長のお人柄そのものと、改めて敬意を表するものであります。

今後は、健康に十分に御留意いただき、町政発展のため、また御指導と御支援を賜りますようお願いを申し上げ、簡単でありますけれども、感謝と送別の言葉といたします。

どうもありがとうございました。御苦労さまでした。

閉会の宣告

○議長(諏訪原実君) それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにすべてを議了 し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を 申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念をいたします。

これをもちまして、平成22年第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。皆さん、御苦労さまでございました。

午後 0時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署名員 藤井孝幸

署名員平岡博

# 参考資料

# 平成22年第1回定例会 議案付託表

1/2

_		1 / 2					
付託委員会名	議案番号	件名					
	議案第4号	阿見町行政組織条例の一部改正について					
	議案第5号	阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部改正について					
	議案第6号	阿見町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について					
	議案第7号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について					
	議案第8号	阿見町財政調整基金の設置,管理及び処分に関する条例等の一部					
総務常任委員会		正について					
	議案第 12 号	平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)					
		内 総務常任委員会所管事項					
	議案第 20 号	平成22年度阿見町一般会計予算					
		内 総務常任委員会所管事項					
	議案第 29 号	町の区域の設定について					
	議案第9号	阿見町医療福祉費支給に関する条例の一部改正について					
	議案第 11 号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する					
		条例の一部改正について					
		内 民生教育常任委員会所管事項					
	議案第 12 号	平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)					
		内 民生教育常任委員会所管事項					
	議案第 13 号	平成21度阿見町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)					
民生教育常任委員会	議案第 15 号	平成21年度阿見町老人保健特別会計補正予算(第2号)					
	議案第 18 号	平成21年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第4号)					
	議案第 19 号	平成21年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)					
	議案第 20 号	平成22年度阿見町一般会計予算					
		内 民生教育常任委員会所管事項					
	議案第 21 号	平成22年度阿見町国民健康保険特別会計予算					
	議案第 23 号	平成22年度阿見町老人保健特別会計予算					
	議案第 26 号	平成22年度阿見町介護保険特別会計予算					
	議案第 27 号	平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算					

# 平成22年第1回定例会 議案付託表

2/2

	ı						
付託委員会名	議案番号	件名					
	議案第2号	阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について					
産業建設常任委員会	議案第3号	阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について					
	議案第 10 号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について					
	議案第 11 号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する					
		条例の一部改正について					
		内 産業建設常任委員会所管事項					
	議案第 12 号	平成21年度阿見町一般会計補正予算(第8号)					
		内 産業建設常任委員会所管事項					
	議案第 14 号	平成21年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)					
	議案第 16 号	平成21年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算(第4					
	議案第 17 号	平成21年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号					
	議案第 20 号	平成22年度阿見町一般会計予算					
		内 産業建設常任委員会所管事項					
	議案第 22 号	平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計予算					
	議案第 24 号	平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計予算					
	議案第 25 号	平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計予算					
	議案第 28 号	平成22年度阿見町水道事業会計予算					
	議案第 30 号	町道路線の廃止について					
	議案第 31 号	町道路線の認定について					

## 1 委員会(協議会)の活動

平成21年12月~平成22年3月

委員会名	月日	場	所	事件		
議会運営 委員会	2月24日	第2委員会室		・平成22年第1回定例会会期日程について ・平成22年第1回臨時会会期日程について ・その他		
総 務 常任委員会	2月20日	全員協議	会室	<ul><li>・委員長の互選について</li><li>・その他</li></ul>		
民生教育 常任委員会	12月24日	全員協議会室		<ul><li>・委員長の辞職について</li><li>・委員長の互選について</li><li>・その他</li></ul>		
議会だより編集委員会	1月19日	第2委員会室		・議会だより第123号の発行について ・その他		
	1月29日	第2委員	会室	・議会だより第123号の校正について ・その他		
全員協議会	12月18日	全員協議	会室	<ul><li>・地域公共交通総合連携計画について</li><li>・議場音響映像システムのデモ</li><li>・その他</li></ul>		
	2月24日	全員協議	会室	・阿見町土採取事業の規制に関する条例の制定について ・阿見町男女共同参画社会基本条例の制定について ・町の区域の設定について ・阿見町職員の勤務時間,休暇等に関する条例の一部 改正について ・阿見町新型インフルエンザ対策行動計画の策定について ・阿見町水道事業加入分担金の軽減措置について ・総合窓口化の実施について ・議席の指定について ・常任委員会の欠員補充について ・農業委員会の委員の推薦について ・その他		

### 2 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月日	事	件	議決結果等	出席者
土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合	2月8日	教補土一1 2 3 4 度回成育正浦部 報 て 度 度回成育正浦部等解 1 2 3 4 度回成育正浦部き合い。	土会教育センター が解していてのの に と の	原案可決承認	浅野栄子 難波千香子 浅野栄子 難波千香子
	2月19日	について 平成21年度第2 期出納検査	2・四, 3・四半	承認	難波千香子
龍ヶ崎地方衛生組合	2月25日	第1回定例会・龍ヶ原会・龍ヶに一切会・龍ヶに一切会・電子に一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一切を一	電ヶ崎地方衛生組 三予算(第2号) 電ヶ崎地方衛生組 配を求めることに 高地方衛生組合職 ける条例の一部を	稲敷市 高崎 市 淳氏 高 瀬 野 門 大 三 大 京 案 可 京 宗 、 京 条 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京 、 京	大野孝志吉田憲市
牛久市・阿見町斎場組合	2月10日	会の議案説明に ・斎場運営状況報 ・利用者で ・その他 第1回定例会 ・平成21年度年 場組合一般会言	提告について 一ト調査結果報告 上久市・阿見町斎 十補正予算(第2 上久市・阿見町斎	原案可決	細田正幸 久保谷実 細田正幸 久保谷実